



0045017000

0045017-000

特204-509

皇国中学修身書教授資料

永沢金港堂編輯部・編

永沢金港堂

卷3

昭和15

AHF

文學博士 小西重直編

皇國中學修身書教授資料 卷三

京都 永澤金港堂發行

特 204
509



文學博士 小西重直 監修
永澤金港堂 編輯部 編

〔教授資料〕

中學修身書

永澤金港堂發兌



皇國中學修身書 教授資料 卷三 目次

第一課	國	土	一
第二課	鄉	土	二五
第三課	風	俗	四一
第四課	社	會	五三
第五課	團體	と協同	六五
第六課	秩	序	八一
第七課	責	任	九二
第八課	公益	と世務	一〇七
第九課	勤勞精神	と二宮尊德	一三二
第十課	時間	尊重	一五七
第十一課	讀書	と修養	一七九
第十二課	海外	發展	一八九

第十三課	國交親善……………	二三
第十四課	國際協力……………	二四九
第十五課	人類愛と人類の福祉……………	二五九
第十六課	國民精神作興に關する詔書……………	二七九

目次終

皇國中學修身書教授資料卷三

第一課 國 土

【第一節】

○細説

一 藤田東湖

水戸の藩士、名は彪、東湖はその號である。父も亦學者にして幽谷と稱し彰考館總裁となり大日本史を修め祿二百石を食む。父の歿後東湖も亦同館の編修員となる。彼若き時、讀書を好まず専ら武術を勵んだが一朝反省する所ありて刻苦して書を読み深く大義に通ずるに至つた。人となり豪邁にして大志あり、藩主齊昭公の知遇を得て獻替盡瘁する所が多かつた。人に接して時事を論ずるや慷慨淋漓つぐに涙を以てしたと言ふ。將さに大に爲すならんとして惜しむべし安政二年の大震災に遭ひ江戸の藩邸に歿した。享年五十。著はす所、回天詩史・弘道館記述義・常陸帶等頗る多い。

二 正氣歌引用中の語釋

粹然||純粹無雜。神州||我國の美稱。巍々||巍然たる高大の形容。千秋||悠久萬古の昔から。大瀛||大海大洋、衆芳||種々の花卉。

三 正氣歌の全文は左の如し

天地正大氣 粹然鍾神州
 洋洋環八州 發爲萬朶櫻
 蓋臣皆熊罷 武夫盡好仇
 明德伴太陽 不世無汗隆
 乃助明主斷 敵敵焚伽藍
 妖僧肝膽寒 忽揮龍口劍
 志賀月明夜 陽爲鳳輦巡
 憂憤正悵悵 或伴櫻井驛
 或守伏見城 一身當萬軍
 生四十七人 乃知人雖亡
 誰能扶持之 卓立東海濱
 誓欲清胡塵 一朝天步艱
 孤臣困葛藟 君冤向誰陳
 獨有斯氣隨 嗟予雖萬死
 生當雪君冤 復見張綱維

秀爲不二獄 衆芳難與儔
 神州誰君臨 正氣時放光
 中郎嘗用之 虜使頭足分
 芳野戰酣日 遺訓何殷勤
 承平二百歲 英靈未嘗泯
 忠誠尊皇室 邦君身先淪
 孤子遠墳墓 豈忍與汝離
 死爲忠義鬼 極天護皇基

巍巍登千秋 擬爲百鍊鐵
 萬古仰天皇 乃參大連議
 宗社盤石安 忽起西海颶
 又代帝子屯 或殉天目山
 斯氣常獲伸 長在天地間
 孝敬事天神 頑鈍不知機
 何以報先親 屈伸付天地
 極天護皇基 生死又奚疑

注爲大瀛水 銳利可斷釜
 皇風洽六合 侃侃排懼疊
 清丸嘗用之 怒濤殲妖氣
 或投鎌倉窟 幽囚不忘君
 然當其鬱屈 隱然敘奔倫
 修文兼奮武 罪戾及孤臣
 荏苒二周星 生死又奚疑

【第三節】

○細說

一「大和には群山あれど」云々

大和には多くの群つた山があるが、その中で姿が良く具備してゐる天の香具山に登り立

つて、下の平野を眺めると、國の平原は民家の竈の烟が盛に立ち、埴安の池の上からは鷗が頻に飛び立つてゐる。立派な國であるぞ、(蜻蛉)大和の國は。

大和——畿内の大和國を指す。とりよるふ——「とり」は、接頭語で意を強めただけ。「よるふ」は完全に具足すること。うまし——美しく好ましい意。秋津島——枕語。大和に冠するのは孝安天皇の皇居、大和の葛城の室の地を秋津島宮と呼んだのから起つたものである。

この御製は、國土の美に併せて人民の殷富を喜ばれた趣も見えて、仁慈の大御心を拜察し奉ることができよう。國原海原の對句によつて格調が整へられ、倒置法で結び、少しも冗句のない引緊つた感じのする御製である(鴻巣盛廣、「萬葉集全釋、第一冊」)。

二「大和は國のまほらま」云々

古事記に見えてゐる。我が故郷の大和は、周圍山で圍まれたよい國だ。あゝあの青い山に圍まれた中に籠つて居る、大和の國がなつかしい、との意味である。

まほらま——「ま」は接頭語。「ほら」は洞によつて知れる如く空虚の義で、最後の「ま」は間の意である。即ち眞空虚間の義で、四周青山に圍まれた大和平野を指して云ふのである。たたなづく——音別に疊靡附(たたなみづく)の義と解釋してゐる。何れにしても山が重なり合つて居るさまを云ふのである。青垣山——大和の周圍を繞らす青い山をいふ。大和しうるはし——「し」は意を強める助詞。「うるはし」は愛すべき意(次田潤、「古事記新講」)。

【第四節】

○細說

一 秋津島

秋津島の語義に就いては猶如蜻蛉之臂帖といふ神武天皇の御言葉から出たといふのが

古來の通説であるが、秋の島即ち豊穰の國または明つ島の意であるとする説もある。孝安天皇が都せられた秋津島なる地名が擴大されて日本全體の稱號となつたといふ説もある（主として松岡靜雄「増補日本古語大辭典」に據る）。

二 敷島

崇神天皇・欽明天皇の都せられた今の奈良縣磯城郡の地名。これが後には日本總國の名稱として用ゐられるやうになつた。

【第五・六節】

○細説

一 國民文化——教科書卷四第十二課「國民文化」を参照。

二 國民性——教科書卷四、第九・十課「國民性」を参照。尙、風土が民族性や民族文化を形成する重要な契機をなすことは、和辻哲郎博士が名著「風土」（岩波書店發行）に於て詳細に論じてをられるから御一讀願ひたい。

三 國土を擧げて皆古跡である。

我々人間の生活空間は長い歴史の傳統と結びついてゐる。人間的世界に於ては生活時間を離れた生活空間の如きものはない。我々の周圍の生活空間を眺めてみよ。單なる自然景觀の如きものは何處にもなく、存するものは凡て文化景觀である。土地は農作のために耕された土地であり、河水は灌漑のためにひかれた河水であり、道路は交通や通商のために作られた道路であり、村落は集團生活のために作られた聚落である。我々の周圍には有の儘なる自然の如きものは殆ど存しない。自然には我々人間の労働が染みこんでゐる。人間の

生活空間には人間生活の長い歴史が潜んでゐる。即ち空間は歴史的空間である。地理は凡て歴史と結びついてゐる。歴史を離れた裸の地理の如きものは現實には存しない。要するに生活空間は空間であると同時に、明瞭に時間的のものであるといはなければならぬ（高山岩男、「續西田哲學」）。

四 花よりあくるみ吉野の……

作者は不詳であるが、頼山陽の作として喧傳されてゐる。

【第七節】

○細説

一 國生みの説話

是に伊邪那岐命……伊邪那美命……子淡道之穗之狹別嶋を生みたまひき。次に伊豫之二名嶋を生みたまひき。……次に隱伎之三子嶋を生みたまふ。……次に筑紫嶋を生みたまふ。……次に伊伎嶋を生みたまふ。……次に津嶋を生みたまふ。……次に佐渡嶋を生みたまふ。次に大倭豊秋津嶋を生みたまふ。……故此の八嶋を先づ生みませるくになるに因りて、大八嶋國と謂ふ。

然後還り坐しし時に、吉備兒嶋を生みたまふ。……次に小豆嶋を生みたまふ。……次に大嶋を生みたまふ。……次に女嶋を生みたまふ。……次に知訶嶋を生みたまふ。……次に兩兒嶋を生みたまふ。

既に國を生み竟へて、更に神を生みます。故生みませる神の名は大事忍男神、次に石土毘古神を生みまし、次に石巢比賣神を生みまし、次に大戸日別神を生みまし、次に天之吹

男神を生みまし、次に大屋毘古神を生みまし、次に風木津別之忍男神を生みまし、次に海神名は大綿津見神を生みまし、次に水戸神名は速秋津日子神、次に妹速秋津比賣神を生みましき。

此の速秋津日子速秋津比賣二神、河海に因りて持ち別けて生みませる神の名は沫那藝神、次に沫那美神、次に頰那藝神、次に頰那美神、次に天之水分神、次に國之水分神、次に天之久比奢母智神、次に國之久比奢母智神。

次に風神名は志那都比古神を生みませる。次に木神名は久久能智神を生みませる。次に山神名は大山津見神を生みませる。次に野神名は鹿屋野比賣神を生みませる。亦の名は野椎神と謂す。

此の大山津見神野椎神二神、山野に因りて持ち別けて生みませる神の名は天之狹土神、次に國之狹土神、次に天之狹霧神、次に國之狹霧神、次に天之閻戶神、次に國之閻戶神、次に、大戸惑子神、次に大戸惑女神。

次に生みませる神の名は鳥之石楠船神、亦の名は天鳥船と謂す。次に大宜都比賣神を生みまし、次に火之夜藝速男神を生みませる。亦の名は火之炫毘古神と謂し、亦の名は火之迦具土神と謂す。……たぐりに生りませる神の名は金山毘古神、次に金山毘賣神。次に尿に成りませる神の名は、波邇夜須毘古神、次に波邇夜須毘賣神。次に尿に成りませる神の名は彌都波能賣神、次に和久産巢日神。此の神の子を豊宇氣毘賣神と謂す。故伊邪那美神は、火神を生みませるに因りて、遂に神避り坐しぬ。

凡て伊邪那岐伊邪那美二神、共に生みませる、嶋豊拾肆嶋、神參拾伍神。(是は伊邪那美

神未だ神避りまさざりし以前に生みませる。) (以上古事記)

これに續いて伊邪那岐命が黄泉國に赴かれて、その地に坐します伊邪那美命との御會合の記事があり、續いて御兩神の御別離となり、伊邪那岐命は「吾はいなしこめしこめき穢き國に到りて在りけり。故吾は御身の禊爲などのりたまひて、筑紫の日向の橋小門の阿波岐原に到りて坐して、禊ぎ祓ひたまふ」こととなつた。かくて、その禊ぎから様々の神が生れ給ふのであるが、最後に、所謂三貴子の御生誕となるのである。即ち古事記には、「是に左の御目を洗ひたまひし時に、成りませる神の名は天照大御神。次に右の御目を洗ひたまひし時に、成りませる神の名は月讀命。次に御鼻を洗ひたまひし時に、成りませる神の名は、建速須佐之男命。」と見えてゐる(以上、古事記)。

註。淡道之穗之狹別嶋——淡路島である。伊豫之二名嶋——四國の總名である。筑紫嶋——九州の總名である。吉備兒島——吉備は、備前・備中・備後・美作の總名である。兒島は、後の備前國兒島郡で、今は陸に續いて半島となつてゐる。小豆嶋——讃岐國に屬する小豆島である。大嶋——大嶋は諸處にある。何れを指したものが明かでない。周防の大嶋(屋代島)か、筑前の大嶋か、もしくは肥前の大嶋か何れかであらうと宣長は云つてゐる。女嶋——筑前の唐津の東北に姫島といふのがあるけれども、多分豊後の同名の島であらう。豊後の姫島は豊後水道を経て、周防灘に通ずる航路の要衝に當つてゐる。知訶嶋——平戸五島の總稱である。兩兒嶋——二つ並んだ島の義であらうが、何島を指したものが詳かでない。たぐり——嘔吐である。筑紫の日向の橋小門の阿波岐原——筑紫日向は九州若しくは古筑紫の總名で、日向は日向國を指すのでなく、日に向ふ意である。小門は狭い水門の義。橋の阿波岐原の名義に就いては諸説がある。或は橋の木の生ひ茂つた原の意とし、或は橋は地名で阿波岐原は楯の茂つてゐる原であるといふ。その地理上の考證については、筑前國香椎濱とする説、同國芥屋大門とする説、筑前國篠縣(今の博多)とする説、日向國大淀川の北岸橋郷とする説等、種々あるが、要するに今日之を決定する確證がない(次田

潤、「古事記新講」。

次に日本書紀の文を擧げておかう。

伊弉諾尊、伊弉冉尊……先づ淡路洲を以て胞と爲す。迺ち大日本豊秋津洲を生む。次に伊豫二名洲を生む。次に筑紫洲を生む。次に億岐洲と佐度洲とを雙に生む。……次に越洲を生む。次に大洲を生む。次に吉備子洲を生む。是に由て始めて大八洲國の號起れり。即ち對馬嶋、壹岐嶋、及び處々の小嶋は、皆是れ潮の沫の凝りて成れるものなり。亦是水の沫の凝りて成れるとも曰ふ。

次に海を生みたまひ、次に川を生みたまひ、次に山を生みたまひ、次に木祖句々迺馳を生みたまひ、次に草祖草野姫を生みたまひき(亦の名は野槌)。既にして伊弉諾尊、伊弉冉尊、共に議りて曰く、吾れ已に大八洲國及び山川草木を生めり、何ぞ天下の主たる者を生まさらむやと。是に共に日神を生みます。大日靈貴と號す(……一書に云く、天照大神。一書に云く、天照大日靈尊)。此の子光華明彩、六合の内に照り徹らせり。故れ二神喜ばし曰く、吾が息多なれども、未だかく靈異なる兒はあらず、久しく此の國に留むべきにあらず、自らまさに早く天に送りて、授くるに天上の事を以てすべし。是の時天地相去ること未だ遠からず、故れ天柱を以て天上に擧げまつりたまひき。次に月神を生みたまひき(一書に云く、月弓尊、月夜見尊、月讀尊)。其の光彩日に亞げり、以て日に配べて治すべし。故れ亦天に送りたまふ。次に蛭兒を生みます。……次に素戔鳴尊を生みたまひき。

○敷衍資料

一 國 土

國土といふものに對しては、或民族が少くとも、或長い期間常住して居るといふことによつて、その概念が起つて來るものであつて、所謂游牧の民には自分の國土といふ思想は起つて來ず、水草を逐うて移轉するのでは、土地に親しみが起つて來ないのである。土地との親しみは永くそこに住めば住む程、深い關係を持つて來るものであつて、國土に對する執著の程度は、或一定の場所に永く居れば居る程、強くなつて行くものである。これに反して、或場所から或場所へ轉々するところの民族には、コスモポリタンの思想が起つて來る。或は相異なつた民族との接觸が早くから多ければ多い程、同じやうな思想が作り上げられるのであつて、たとひ或一定の場所に居つても、一つの國土のみがその民族の世界であるといふやうな風には考へられない。それは既に古代の埃及やペロンあたりの民族に起つた思想である。

さて民族が、この世界の創始は何時であるとか、世界は如何にして創造せられたかといふことを考へる程度の時代は、恰も兒童が或物を捉へて「これはどうして出來たか。」と質問を發すると略同じ程度であらう。ペロン人などは、民族移動の激しい生存競争にもまられて、早く知識が發達し、或物について解釋の出來ない事物は、すべて人間を超越せる偉大なる力、不可思議な威力を有せる或ものによつて出來たのであると考へる時代に早く到達して居つた。これがコスモポリタンの思想と相結びついて、世界を創造し、人類を創造したものは全知全能の神であると、彼等が考へることになつたのである。この神によつて世界が造られたといふことは、舊約全書の所謂創世記にあるが、それは始めて猶太人の思

想に起つたものではなく、その以前ペロンの思想に現れて居たといふことが、考古學者によつて發見せられて居る。この世界は特に何といふ國であると限定せられたものではなく、その當時知られた國國すべてを指していふのである。

然るに支那について考へて見るに、支那は東の方が大海で、北・西・南の三方山脈を以て圍まれた東亞細亞の大きな平原で、太古の時代はその平原のみに民族の生存競争が行はれて居たから、世界はその範圍に限定せられ、後の時代にこの支那大陸以外との交通が開けて、これらの國々に居る民族に接觸するやうになつてきても、これらの民族を東夷・北狄・西戎・南蠻などといつて、人類以下に考へて居つたといふことは、文字そのものがこれを證明して居る。従つて支那の民族がその世界の創造を如何に考へて居たかといへば、それらを書いてある支那の書物は、後に道教などによつて面白く作り上げられたものが多いので、その中から最もうぶなものをえり別けて見なければならぬが、余は「盤古神話」を先づ最もよいもの一つと思ふ。この盤古神話なるものは、むかし天地開闢の初に、盤古氏といふものが出現した、そして死後その遺骸が支那の山川國土となつた、即ちこの山川國土が支那であり、その國土に支那の民族が生まれたといふのである。これはペロンの人などとは異なり、先づ國土に對する執著が非常に深いことを示すものである。支那は農業の最も早く開けたところで、農業が土地と一番深い親しみを作り上げたのである。又幾多の王朝が或は起り或は滅び、その主權者も幾たびか替つて行くことが支那の思想を支配し、國土は常住であるが、國家は永久ではない、又民族は永久であつても、國家には革命があるものであると信じて來た。かくてその國家の首長が常に代るといふことが、國土そ

のものを一番大切なもの、一番偉いものと考へしめることとなつたので、この思想が彼等の祖先崇拜と結びついて、かくの如く盤古氏即ち國土であるといふ創世説が起つたものである。しかもまたこの創世説はその起原を考へると、自己の環境にあるものを自己と同じものであると考へる社會知識の程度にある時代に出來たものであるといひ得る。ペロンのなどにあつても、或はかゝる思想時期の創世説があつたかも知れぬが、現在の歐洲人を支配して居る世界創造説は舊約全書の創世記である。ペロンの人以外チヌウトン人とか、その他の民族のいづれもが、また皆創世説を有つて居つたのであらうが、今それらの民族は基督教徒となつて、この創世記の神を信じて居り、そこに現代歐米人の國土思想・民族思想があるのである。民族としての思想は強いにしても、國土に對する思想は必ずしも支那のそれのやうに強くない。しかも彼等の世界は白人の世界であり、民族は白人の民族であり、人類愛は白人にのみ限られて居るのである。

我が國に於ては、この國土の創造を説明して居る我が民族固有のものとして考へ得られる古事記や日本書紀にある諸・再二尊の大八洲生成神話がある。即ち伊弉諾命・伊弉冉命の二尊が淡路島を胞衣とし、四國・九州・本土を始め大小の島々を生み給うたといふのであつて、尙これ等の島々を生まれた後に、山・川・原野等を生み、更にその後水・火・風・雷等の神を生みたまひ、最後に日神・月神及び素戔嗚尊等を生み成されたといふのである。しかも大八洲が祖先の知つて居た世界の全部であつたことは、恰も支那民族に知られた世界が支那大陸に限られて居たと同様であると考へ得られるのである。

我々の祖先は非常に知識の程度の低い時代に我が國に移住して、既にその祖國を忘れて

居た。いひかへれば、祖國を記憶することの出来ない程度の時に、早くこの大八洲に移住した民族であつたことが、この大八洲生成神話が出来た所以であるといへる。同時に、それ程古い時代から、この大八洲に我等日本民族は連綿として今日まで續いて社會を成して居るのであるといへる。

以上擧げた三つの世界創造説を比較すると、いづれも皆その特徴を有して居る。歐米人を支配するところの世界創造説は、全知全能の神によつて造られたといふのであり、何等固有名詞を認めることが出来ぬ。支那の世界創造説は、支那大陸に限定せられた世界であつて、國土に何等の名稱がなく、しかも創造の神が國土そのものであるといふのである。然るに我が國の創造説では、先づ國土そのものに固有名詞を有つて居る、そしてそれが諾・冉二尊といふ神の子である。更にその諾・冉二尊は、また天皇の御祖先と國民の祖先とを生まれのお方であらせられる。歐羅巴と支那との創造説には、主權者と國土との關係が密接でないが、我が國の創造説には、國土と統治し給ふお方が御兄弟の關係で神話に現れて居る。しかもその國土は、御兄弟であらせられる皇祖の御子孫の統治し給ふべきものといふ信條の下に存在して居る。

ところが、歐羅巴に於ては、神が世界や人類を創造したのであるから、國土も人類も、神には絶対に服従しなければならぬ。耶蘇教では基督のみが神の子である。神と人との關係は、丁度或職人とその作つた品物との關係であつて、國土も人類も神の所有物に過ぎぬ。そこに嘗て神權説も起つて來た所以があるのである。支那では國土が即ち創造神の變形である故に、國土には絶対の服従をしなければならぬ。支那といふ國土の爲には、國民

がすべてこれを護るに絶対の努力をしなければならぬ。しかしその主權者は力といふものによつて服従を強ひて居るのに過ぎないのであるから、更に力の強いものが現れると、何時でもその主權を放棄しなければならず、いはゞたゞ天命を受けたものだけが主權者になり得るのである。我が國では、御統治者と國土とは血族關係に於てあるといふ信念の下に親しみを持つて居る、そしてその國土は皇室の御祖先が生み給うたものとすれば、この國土が永く皇室に統治せらるべきものたるは、いふまでもないといふ信念がこゝに現れ、國土を離れて天皇はおはしまさぬのであり、天皇を離れて國土はないのであるといふ思想が、非常によく現れて居る。天照大神が「葦原の中津國は我が子孫の王たるべき地ぞ。」と皇孫に宣ひし神勅は、實にこの理想に一致するもので、そこに天壤無窮の皇運が祝福せられて居るのである。大化の改新に私民・私地をすべて公民・公地とせられ得たのも、明治の維新に版籍奉還が出来たのも、國民がこの國土觀念に自覺して、國土が天皇のものであり、國民の私すべからざるものであることをよく諒解したからである。かるが故に、天皇と國土とを離れて國民は存在しないことになり、皇室と國土と國民と、その一を缺いては、我が國體は成立せぬことになるのである。

我が皇室は絶対で、國民は平等であるといふ思想、それは我が太古の社會組織や國家組織の發達の上にも現れて居るのであつて、この國土生成の神話に於ては、國民と國土とを兄弟としての意味で、國土と同様に國民を愛せらるゝことも暗示せられて居る。そして前述の社會組織の發達に於ける親子の關係が、また天皇と國民との關係であるといひ得るのである。故に我々は茲に我が日本の原始状態に於て現れて居る國體觀念の一として、天皇

と國民との關係、また國民が天皇に對する思想を窺ふことを得るとともに、また國民が天皇によつて永久に統治せられるものといふ信念が、既に成り立つて居るといふことを認めざるを得ないのである。この觀念は、人類が神によつて創造せられ、その人類の中に主權者と國民とがあるといふ歐羅巴の思想とは、全く意味を異にして居る。従つて歐羅巴人の主權者に對する思想が、我が國に於て國民が天皇に對する思想と、非常なる徑庭のあることはいふまでもない。しかし國民はその最初から天皇の所有物ではなく、皇室から分かれたものであつて、皇室と國民とは一つの大きな家族である。その家長によく服従して、各その業を受け持ち、その大きな家をだんだん大きくして行くといふ信念が、我々の祖先に溢れて居たのでなければ、この神話は成立しなかつたものである。いはゞ日本の社會組織が、その成立に於て、支那若しくは歐羅巴と相違して居たのが、かく異なつた世界創造説を作り上げるやうになつたのであつて、そこに我が國體の基礎が置かれてあるのである。

(黒板勝美「國體新論」による)

【第八節】

○細説

一 「國破れて山河あり」云々

國破山河在。城春草木深。——杜甫詩

杜甫は支那唐代の詩人。字は子美、少陵と號した。襄陽の人。吳・越・齊・趙に遊び、李白と交友し、詩聖と仰がれた。叙事詩に長じ、詩格嚴正、句法變化に富み、長く後世の軌範となつた。

大曆五年(七七〇)歿。年五十九。

【第九節】

○細説

一 刀伊の賊

長徳三年に高麗の入寇があつてから、二十餘年を経て、後一條天皇の寛仁三年三月廿八日、刀伊の賊船五十餘艘俄に對馬を侵し、轉じて壹岐に入り、守藤原理忠を殺し、島内を劫略し、四月七日進んで筑前國怡土郡を襲ひ、博多灣に入り、志摩早良兩郡を經、火を民家に放ち、物を掠め人を取り、八日、灣内の乃古(殘)島に來り據つた。これより先き長和三年中納言藤原隆家は太宰權帥を兼ね、翌年四月赴任して九國二島の政治を行ひ、頗る民心を得、當時に及んだ。

隆家は刀伊の博多灣に入るに及び、府兵を發してこれを防がむとしたが、事急に起り、十分に兵を徵集することが出来なかつたから、地方豪族を促して官兵と共にこれを防がしめた。八日乃古島に據つた賊徒は、九日の朝、博多に上陸し、警固所を燒かむとしたが、前少監大藏種材、藤原朋範、散位平爲賢、同爲忠等これを守つて善く戦ひ、賊徒を擊退して同島に退却せしめた。十二日、賊徒は志摩郡船越津に上陸したが、大神守宮、財部弘延等防ぎ戦ひ、その四十餘人を射、少貳平致行、大藏種材等また兵士を増加し、守宮等と力を戮せて戦ひ賊徒を破つた。賊徒は退いて船に投じ海上に遁れたから、我が軍これを追撃せんとしたが、我が兵船は賊船よりも甚だ少いから、更にこれを造つて攻寄せんといふものがあつて追撃を躊躇した。時に大藏種材は齡七旬を過ぎ、兵船造り了るを待つて發せば、賊徒恐らくは早く遁れ去らむ、我れ獨り身命を棄て、先づ進まむといひ、衆を勵まして進

んだ。そこで我が軍は直ちに追撃するに決し、府船二十餘艘と平致行の十餘艘とを合せて賊船を逐うたが、賊徒既に博多灣を去り、翌十三日、肥前國松浦郡に至り、村落を劫略した。こゝでは前肥前介源知が部内の兵士を率ゐて賊と戦ひ、數十人を射殪した爲、賊徒その勢に恐れて急遽船に歸り、遠く遁れ去つた。彼等はその後再び對馬に至り、北に進みて高麗の海岸を攻掠した。隆家は我が兵船を以て賊を海上に求めしめたが、日本の領海以上に出づるを禁じて置いたから、五月中旬に至るまで搜索を繼續したが、遂に遭遇する機会が無かつた。

さて刀伊の何者であるかは、當時、朝廷は勿論、これと戦つた太宰府でも知らず、賊徒の中に在つて我が軍の捕虜となつた高麗人のいふところによつて刀伊と稱し、これを朝廷に奏したのである。朝廷ではまた高麗人が偽つて刀伊と稱するやを疑つてををつた。九月になつて、高麗の國書が我が國に來り、太宰府でも初めて刀伊の女眞たることが解つた次第である。刀伊は朝鮮語で外夷を賤しめ稱する言葉で、高麗時代には女眞の稱呼であつた。女眞は古の肅慎、渤海と同じく靺鞨種に屬し、半島の東北部から滿洲一帶の地に據り、北は松花江の全流域から黒龍江の下流域に及んでゐた。彼等は初め高麗の沿岸を侵掠し、高麗から逐はれて我が國に入寇したので、彼等の中に在つた高麗人は、その時女眞の捕虜となつて船中に拘留せられたものである(川上多助、「綜合日本史大系(3)平安朝、上」)。

二元 賊

元賊は文永十一年(三九)と弘安四年(四一)の兩度來襲した。文永役には、少貳經資・同景資・大友頼泰・菊池武房・竹崎季長等が防戦大いに努めた。弘安役に於ても、大矢野種保・種

村等が小舟に乗つて夜襲を企て、賊船に焼打をなし、又河野通有・通時も夜襲を企て、通有は自分の船の帆柱を伐倒して之を賊船に渡し、さうして彼の船に乗込み、數多の敵兵を斬殺したといふ勇敢な話が傳はつてゐる(大森金五郎)。

三 「天つ神定めたまひし」云々の御製

明治四十四年、「國なる御題にて詠みたまへるもの。天つ神云々とは、天神相はかり國土を鎮め給ひし國なればの御意。

○敷衍資料

一 森林と公衆道德

近時都會生活の喧噪をのがれて山岳に登り、景勝地を訪ねて自然の景觀に接し、健康を増進し心神を鍛鍊する人の増加した事は、國民保健上誠に歡ぶべき傾向と言はねばならぬ。然し乍ら一方に於て公衆道德が比較的進んでゐない我が國に於ては、森林内で不徳義な行爲を爲す者が往々見受けられ、不注意怠慢に因つて火災を引起したり、樹木・高山植物を濫伐濫採したり、狩獵釣魚の反則を爲したり、流れを汚したり、塵芥の跡始末を怠つたり、標識に悪戯をしたり、或は風紀を紊したり、不都合な行爲が尙跡を絶たないことは遺憾に堪へない。これらの行爲を取締ることは廣い森林地域では容易でないから、各自の公徳心に俟つより外に方法はない。當局では登山者の注意を促す爲印刷物を配布したり、また取締の爲監視人を設置したりしてゐるが、公衆道德のレベルが向上すればかやうな事は必要がなく、また早く必要のなくなる時期の來るを望んでやまない。

森林火災の原因としては落雷・自然發火などの自然原因に因るものは暫く置き、人爲的

被害の多くは放火または不注意・怠慢に基づく失火が多い。やゝ古い統計ではあるが、大正十二年に於て全火災の五五・四%、大正十三年に於ては六五・六%、大正十四年に於ては實に六九・二%が失火に起因するものである。

森林火災の被害面積は明治三十八年以降昭和七年までに於て、北海道を含む内地だけでも約百萬町歩、損害額は三千六百萬圓に達し、朝鮮及び樺太を加ふる時は四千九百九十五萬圓に達する(農林省山林局長、村上龍太郎、「森林と道徳」)。

二 愛林の徹底——大朝、昭和十四年四月十四日紙上

時局柄木炭やパルプが缺乏する昨今、全國を擧げて愛林デーの催されることは喜ばしい。植林保護の必要は國家資源の愛護として今更説明するまでもなく、彼の阪神地方の大水害は實に六甲、摩耶兩山を濫伐された大自然が人間に對する一大脅威であつた。しかるに山に松苗を植ゑ十七八年を経過して漸く一人前の松樹になりつゝある時、無残や二本、三本と手當り次第に伐り取られ、或は鋏を持參で兒童五、六名が一團となり競争的に根から掘り取つて學校へ持ち歸るのを見る。それも三度や五度ではないが、何しろ相手が小學生のこととてあまりきびしく叱りつけることもせずにある。従つてこれが今では年中行事のやうになり毎年繰返される悪習と化してしまつた。しかもあまり學校當局が平氣でゐられるのでそつと兒童に訊すと、先生の命令です、とすましかへつてゐる。まさかと思ふがかう聞いては啞然たらざるを得ない。

そのため山の植林も無効となつてある部分は最早や禿山と化し去りつゝあるのを見るたびに、その昔、一本々々を丁寧に植ゑつけたわれ／＼としては深き憤りを禁じ得ない。兒童はもちろん、これを指導監督の責任ある學校當局よ、たつた一本の松にも多くの人々の汗と膏が滲み込んでゐることを記憶して、今回の愛林デーを機會に各自反省せられんことを切に希望する。(岡山、仙久)

三 山林を護れ——大朝、昭和十四年九月十四日紙上

本年の早魃はある地方においては農作物に被害を與へ農家の苦惱は一通りではない。増産奨励の折にも拘らず收穫は減收となりさうだ。雨の少いのも原因ではあるが更に水の缺乏する原因の一として水源涵養林たる山林に對する年來の濫伐が起因となつた點も少くない。事變以來木材の價格は著しく飛躍した。従つて一層私有自然林の伐採に拍車をかけ奥地山間部山林地帯、平坦部山林地帯を問はず濫伐甚だしく特に平坦部山林地帯にありては祖先傳來の自然林をもどし／＼伐採し農村本來の風致林をも破壊せんとしつゝある。この現象は材木價格昂騰の折柄やむを得ぬとしても何とか考慮する必要がある。林地が農場に對して頗る有益なるものたることは今更説明するにもおよばないが社會的見地からかく重要なる山林を私有物なりとて前後を辨へず濫伐することはどうかと思はれる。

實例は遠からず朝鮮に見よ。朝鮮半島の濫伐による荒廢せる山野のありし昔を、植林計畫による今日堂々たる更生の山林、水田に比較せば伐採中止の効果のいかに大なるかを知らることが出来よう。更に本縣における自由伐採により直接平坦地農作物におよぼす影響は如何。少日數の旱天にも水飢饉となり少時の降雨にも洪水となり山野河川の荒廢は記述に暇がないほどである。國家は山林の荒廢を防ぐ政策を立て保安林の制度を設けて必要なる部分の伐採に制限を加へてゐるが未だ十分とはいへない。願はくば濫伐防止の方法として

木材價格の統制、私有山林の伐採制限や許可制を制定し全面的に増植林を奨励せば自然に早魃に對する早害も解消すると信ずる(鳥取、平和村生)。

四 河川の漁業——大朝、昭和十四年三月二十九日紙上

長期戦下、各方面にわたりて資源愛護が高調される今日、私は十餘年間の河川魚族繁殖責任者としていひたいことがある。簡單にいへば魚族繁殖の指導者や監督者が魚族繁殖の實際狀況を認識しないことである。例へば河川の産卵繁殖に最も適切なる禁魚區並に魚道の不完全さである。いかに外觀的には有効適切なる自然孵化および人工孵化事業を施行するも肝腎の魚が産卵に安きを得、遡上下降に自由を得るにあらざれば決して魚は繁殖するものではない。この點は數年來關係當局者に要望されたけれども實現しない。従つて國家は多額の補助金を下付しながら三、四年を経過するもなほ實績が擧がらないのである。

これによいのであらうか。特に揮發油入手が極度に困難になつた今日、遠洋漁業は自然減少するを免れまい。しからばこれを補ふべく河川魚族の繁殖は一層必要となりつゝある。更に私の地方などは大河川の配置よろしきを得てゐるから河川の魚族繁殖を完全にするとともに各地に散在する貯水池を利用して蓄養すれば二重の効果を擧げ得ると思ふ。

(大分、小縣生)

五 邦土美化提唱

日本の自然が美しいことは、志賀重昂氏の日本風景論や小島烏水氏の日本山水論によつて、三四十年前にも前に説明されたし、日本の風土がどんな特性をもつて居るかと思ふことは、和辻哲郎氏の「風土」、寺田寅彦全集文學篇第五卷「日本人の自然觀」などで明らかにさ

れ、日本の風景保護に就ては、安倍能成氏の「草野集」の中で痛烈に論ぜられて居る。

此等の文を読んで貰へば、風景に對する態度は自ら決定する筈であるが、私は祖國の景色に愛着を感じ、その改善を冀ひ破壊を悲む者として、更に地理學徒の一人としての立場から、此所に數言を費す義務を感じてゐる。

近年になつて諸國の地理學者が非常な關心をもつた問題は、國土經營であり土地利用である。

急進的な獨逸や大規模な調査を完了した英米の例を見ても、一見して功利的な此の種の事業には、風致の保存や保養地域の設定が必ず慎重に考慮されてゐて、國民も技術家も爲政者も、大切な國家の外貌を毀損して、目前の小利を追ふほど迂濶ではなかつた。

我國の田園は津々浦々の何處をとつて見ても麗しく、文明の設備も確かに進んでゐるが、若しや都市或はその延長である鐵道沿線に、憫笑に値する文化景觀が現れてはゐないか。

調和景觀と云ふ言葉が地利學界で使用される。多分自然と人工との融合と云ふ意味であらう。

例へば天城の山懐に入ると、古い熔岩流の横を流れる谷川に、榛の木蔭を造つた立派な山葵畑があり、川ぞひの村には茅屋を圍む椿、村に近い神社に蒼鬱と茂る椎の森、すべて渾然として暖かい伊豆の冬景色を作つてゐる。我々は乗合自動車の硝子窓から、此んな眺めを見ながら、郷土の美しさをひそかに誇り、心ある外國旅客に見せたいと思ふ。

丹那隧道を通過する人々は、やがて雑木林や野菜の畑に飾られた箱根の裾の優しい岡の

上に、眞白な富士の頂が現れるのを期待してゐる。そして函南驛の邊で眼の前の山腹に見るものは六十餘の廣告板である。反對に熱海の上に出た時には、恐らく相模灘の遠くに烟を揚げる大島と、岸邊に白い波が立つた初島の姿と一緒に、眼を脅かすのは旅館の屋號を記した大文字である。

此の海邊の温泉を取り巻く急な山に、五月頃ならば焰のやうな若葉の塊を並べた樟の木は伐られ、斜面の露天掘りの鐵山でも見るやうに削られる。日本の國民は此んなにも慌てふためいて、行樂設備を急がなければならぬのかと嘆息される。

交通機關の發達と宿泊設備の改良は、風景の發見であり、或る場合には創造である。此は年來少しも變らない私の持論である。眞面目な科學的な施設に至つては、從來も風景を毀損した例を聞かない。富士の山頂に氣象の觀測所がある事は、國利と民福の増進とに必要な機關を擁する事によつて靈山の尊嚴は更に高められる。最も周到な用意の下に工作を加へれば、現在以上に神域を清淨にし、多數の人が今よりも敬虔な態度で、莊嚴な風光に接し得ることも疑ひを容れない。山中湖畔の林間に瀟洒とした家屋を建てる事は冒瀆であり、田子浦の松原は塵捨場にして置くのが崇信であると考へ難いのである。

我々は徒に日本の風景が世界に冠絶すると誇稱しない。氷河に蔽はれた歐洲アルプスの山嶽や岩石と、本邦の高山とを比較して壯觀の程度を競ふのは、殆んど無意味な仕事であると云つて宜い。沙漠の景色にも熱帯の森林にも特有の美はあるが、其れにしても日本ほどに山川草木の立たずまひが精巧に出來て居て、適度の雄渾と優美とが組み合された國は稀である。

典型的な景色を纏めて知る爲には、國立公園の二三を擧げるのが近道である。世界無比の透明度を示す摩周のカルデラ湖、十和田湖畔に燃える野葡萄の紅葉、花崗岩の河床に躍る黒部川の純美な峽流、雲仙では硫氣孔の邊に咲く躑躅、霧島の裾野に見る瑞々しい杉林、何れを取り上げても一流の景觀である。

然し我等は景勝地と云はれる場所に限つて、國土を修飾する丈で満足しない。少やかな景勝地は到る所にあり、郷土の景色は悉く秀麗であると考へ度いからである。

外國から歸つた人には必ず此のやうな感想があると思ふが、中國あたりでは海岸の砂濱に沿ふ黒松林、塗壁と瓦屋根の密集した山麓の村、九州の南ならばこんもりした竹藪や瀾葉樹に包まれた可愛らしい草屋根、東北地方の農村を圍む杉林と赤松の並木、此等を取り巻いて濃く淡く藍色の山は重なり合ひ、晴れた日には白雲が湧き立ち、雨あがりには霧が立ち迷ふのを見て、かくも麗しい國であつたかと思ひ、愛惜の念を起さない人はなからう。

然し多くの人々は此んな景色に見なれて、殊更にいつくしむ氣持も薄くなつてゐる。此れは明らかに地理教育の缺陷でもあつたであらうが、清い谷川が流れ、磯濱に波が碎け、森林が生ひ茂り、花木が多い國は滅多にないのである。

美しい物は害はれ易い。明媚な風光の財寶も無限ではなく、養ひ育てるのを怠れば滅びるのである。少數の人の利益の爲に此の國土の體面が傷けられる。此れは一國の威儀を示す上にも忍びない事である。人々は自分の衣裳に對しては敏感であるが、國家の綾羅錦繡は汚辱するを恥としない。このやうな不甲斐なさを憤る人士も少くはあるまいと思はれ

る(辻村太郎)。

〔注意〕 紀元について——我が國に關するものに就いては皇紀を、他國に關するものには西紀を使用した。

第二課 郷 土

【第一節】

○細説

一 胡馬は北風に嘶き、越鳥は南枝に巢ふ
故郷の忘れ難きをいふ。「文選」の古詩に、「胡馬依北風、越鳥巢南枝。」の註に、「胡馬は北より出で、越鳥は南より來る。北風に依望し南枝に巢宿して、みな舊國を思ふ。」とある。胡馬とは、北狄の馬のこと。越鳥とは、南方の鳥のこと。越は、春秋時代の國名、今の浙江省紹興縣の地で、支那の南方に在る。

二 阿倍仲麻呂

奈良時代の人。元正天皇の靈龜二年十六歳で、吉備眞備に從つて唐に留學した。博學宏才のゆゑに玄宗皇帝の寵遇をうけ、李白・王維等と親交があつた。勝寶中、遣唐大使藤原清河が歸朝する時、仲麻呂も歸りたいと玄宗に願つて許された。明州といふ港まで來て平素睦じくした唐人と別れを惜み、饒別の宴に詩など作つてゐたが、なほも名残が惜まれて二十日の月の出るまでも語り合つた。一天くまなく晴渡り、海原遠く月の照すのを見て、仲麻呂は思はず涙をおとし、故郷の事を思ひ出して、

青海原ふりさけ見れば春日なる

三笠の山に出でし月かも。

註。海上を遙かに眺めると月が上つて來る、それは故郷の春日の三笠山のあたりから上つた月で

あると思ふと、故郷が大へんつかしい。

と詠じた。但しこの歌に二説あつて、「土佐日記」には右の通りになつてゐるが、「古今集」には第一句が「天の原」となつてゐる。この二説のどれをとるか、學者によつて賛否が色々である。彼の國の人にはその意味がわからないから、これを漢詩に譯して見せた。これを讀んだ人々は、皆仲麻呂の心の中を思ひやつて、共に涙を流したといふ。不幸にも歸途、海上が大いに荒れて、すでに魚腹に葬られかけたが、やうく安南國に漂着し、清河と共に唐に歸り、二人とも唐の朝廷に仕へたが、遂に歸國する機會がなくなつて、唐で死んだのである。

三 正岡子規の故郷論

世に故郷ほど戀しきはあらじ。花にも月にも、喜びにも悲みにも、まづ思ひ出でらるゝは故郷なり。故郷は、學問を究め見聞を廣くするの地にあらず、されど故郷には歸りたし。故郷は事業を起し富貴を得るの地にあらず、されども故郷には住みたし。兩親姉妹あるが爲に、故郷に歸りたしと思ふもあらん。我が親はらから、ともに今は故郷にあらねど、なほ故郷こそ戀しけれ。都にありて世を厭ふが爲に、故郷に住みたしと思ふもあらん。我はさまで世を厭ふふしもなきになほ故郷こそ戀しけれ。思へば十餘年の昔、はやり氣の抑へがたくて、單身故郷を出で行かんとこそは勇みしが、いざ首途といふに、一滴の熱涙の覺えず頬のあたりに流れ来るを、見送りの人に見せじと顔そむけたる苦しさ、何やら胸につかへたる心地なり。母親の乳房と故郷の土とは、離れ憂きものなめり。

故郷近くなれば、城の天主こそ先づ目を喜ばす種なれ。低き家、狭き町、淋しき松並木、

丈高き稻の穂、鼻の先に並びたる山々、幼き頃より見馴れたる一軒家、見るもの皆莞爾として我を迎ふるが如く、何れ懐かしからぬはなし。先づ身よりの家々をこゝかしこと訪れて、久瀾の情を述べれば、年老いたる婆々様の笑聲、瘦せたる叔父、肥えたる叔母、よく居睡りする女中の顔さへ、見覚えたるまゝに少しも變らず。さて變らぬは故郷よと思ふも歸り着きし瞬間にあり。(中略)

いで菩提所に詣でて、久しぶりに櫛をも手向けんと通り行けば、山門半ば崩れて、一條の汽車道は其の傍を横ぎれり。驚きて少し左に曲れば數百の墓累累として、まだ荒れはてしにはあらねど、かの鐵路にへだてられて寺の境内をはなれたれば、父君祖母君などの墓のうしろは、一步ならぬに粟・黍など秀でたり。一目見るよりも覺えず目をしばたゝきぬ。

粟の穂のこゝを叩くなこの墓を

嬉しきも故郷なり。悲しきも故郷なり。悲しきにつけても嬉しきは故郷なり。

附記。上掲の文は、子規全集(改造社發行)第九卷所收の「養病雜記」中に見えてゐる。正岡子規は、明治の俳人・歌人。名は常規。竹の里人。獺祭書屋主人・越智處之助・升(のぼる)などの別號がある。慶應三年伊豫松山藩(久松侯)士正岡準太の長男に生れ、父は早く歿して母方に養はれた。明治十六年上京し、大學豫備門を経て帝國大學國文科に入ったが、二年で退學し、以後内藤鳴雪等と俳句の研究に努力し、いはゆる日本派を創め、俳壇革新運動を起した。二十二年咯血して號を子規と改めた。二十五年日本新聞社に入社し、程なく日清戦争に従軍記者として出發したが、病勢昂進して歸國し、以後病臥の人となり、二十九年更に脊髄病を併發した。三十年雜誌「ほととぎす」に筆をとり、日本派は俳壇の中心となつた。高濱虚子・佐藤紅綠・河東碧梧桐・夏目漱石等がその門に遊んだ。三十一年更に和歌革新運動を起し、萬葉調をとなへて根岸派を起し、伊藤左千夫これを繼いで今日のアラ、ギ一派となつた。また寫生文を力説、試作した。三十五年九月

十九日癸。年三十六。

四 高山樗牛の故郷論

余、平生故郷を思ふ毎に、未だ曾て悲み極まり、涙潸然として下らずんばあらざるなり。顧みて其の故を思ふに、余自ら之を知らず、唯心宛として傷む所あるが如く、惻々として含む所あるが如く、哀情抑ふべからざる思あるを覺ゆるのみ。

余、平素、聊か剛鐵腸を以て自ら居る者なり。世途の轆轤・失意の如き、余甚だ兒女の憂をなすを慚ぶ。獨り此の懷郷の情に至りては、終に之を絶つ能はず、否絶つに忍びざるなり。顧ふに人の情を動かすもの、一にして足らず。然れども、其の感情の深且つ大なる豈かくの如きものあらんや。

故郷の人を動かすこと、實にかくの如くそれ大なり。古より故郷を懷慕し、舊里に戀々たる情、溢れて詩となり、歌となりしもの、實に幾百萬篇の多きに達せしも亦怪しむに足らざるなり。

彼の逐客、萬里に桑梓を思ひ、征夫塞上に歸るを思ふ詩の如きは、粉飾綺麗、徒に巧を弄し美を衒ふ文字に比して、遙かに眞摯切實なる感情を起さしむるも亦怪しむに足らざるなり。顧ふに、世間文字あるもの、實に千百人中の一二のみ、而して猶且つ此の如し。思ひ内に結ばれて發するに由なく、空しく煩悶苦楚せし者、それ幾何なるべきか。思うて茲に至れば、吾人は、故郷が人心を感動する勢力の實に深大なるを驚嘆せずんばあらざるなり。

故郷は一大勢力なり。人にして苟も普通の情性を具ふる者は、到底其の羈絆を脱する能

はざるなり。之を以て、古來恬淡自ら喜び、豪宕世に誇る、所謂山澤世外の士と雖も、其の故郷に對しては猶戀々の情に堪へず、甘んじて兒女の媚態を學びしもの、洎洎皆然り。

抑々何が故に然るか。これ誠に言難きなり。何となれば、故郷の吾人を感動するは、一種のインスピレーションにして、吾人はたゞ能く感動すれども、其の感動する所以を知らず、吾人はたゞ能く愛慕すれども、其の愛慕する所以を知らざればなり。試に想へ、夫の遊子、故郷に歸り、閭門に入り、漸くその舊廬を瞻望し、童僕門に迎へ、弟妹路に待つ時に當りては、其の快樂果して如何ぞや。曾て同胞・故舊と共に相提携して嬉遊したる跡を尋ね、一石一木悉く其の舊時を想起せる時、其の感慨果して如何ぞや。仰いで青山を眺むれば、青山笑ひて舊知を迎へ、俯して綠水に臨めば、閑流吾に意あるに似たり。然りと雖も、かくの如きものは、故郷の爲に言ふに足らざるもののみ。若しそれ其の神祕なる快樂に至りては、幽邃微妙、思ふべくして言ふべからず、言ふべくして解すべからざる所にあり。これ余が故郷の感情はインスピレーションなりと謂ふ所以なり。

嗚呼、余は此の滿腔の誠意を捧げて故郷を愛す。余は身寧ろ樵夫・漁父となるとも、永く、此の一片故郷を愛する念慮を失はざらんことを祈るものなり。已に故郷あり、故郷を愛する心あらば、たとひ身は江湖に落魄し、關間流離、またこれを省みる人なきに至るとも、至親至愛なる故郷の天地は、常に余の爲に笑ひ、余の爲に歌はん。故郷の青山に臥し故郷の綠水を掬し、以て天年を送るを得ば、一生の事終れり。何ぞまた錦衣車馬、世上に翱翔するを望まんや。

附記。上掲の文は樗牛全集第五卷に收められてゐる。樗牛は明治時代の評論家。名は林次郎。羽

前鶴岡の人、齋藤親信の次男。伯父高山久平の家を嗣ぐ。仙臺の第二高等中學校を経て、東京帝國大學哲學科に入學、在學中讀賣新聞の懸賞歴史小説に「瀧口入道」を出して當選、又帝國文學の編輯委員となつた。大學卒業後、第二高等學校教授に赴任、まもなく辭職して東京に歸り、雜誌「太陽」に執筆の傍ら、早稻田大學・帝國大學に美術史・美學を講義し、杉享二の女里子と結婚して一女を擧げた。明治三十三年審美學研究の爲に獨・佛・伊の三國に留學を命ぜられたが病を獲て湘南に轉地し、興津・大磯・鎌倉に居をうつし、三十五年文學博士を授けられたが、同年三月歿。年三十二。興津の龍華寺に葬る。樗牛の思想は短い生涯の間にめざましく變化した。初め若きロマチストとして「瀧口入道」・「わが袖の記」の感傷に溺れ、一轉して日本主義を唱へ、再轉して美的生活論者となり、ニーチェ讚美の時代から文明批評家として自ら任じ、最後に熱烈な日蓮崇拜家として日蓮研究に終つたが、通じて浪漫主義の評論家たる本領を保つてゐる。

【第二・三節】

○敷衍資料

一 利根川べりの一寒村

鑛毒事件で名高かつた足尾銅山より流るゝ水を併せた栃木縣下の渡良瀬川と思川との二川の合流地點にある谷中村の一部は、其の村の名の示すが如く、川底よりも低い土地であつて、年々の洪水にて堤防破損し、田畑は勿論家屋敷までも水中に没して、農作の收穫を皆無にして居民を苦しむることが多く、縣では年々多大の費用を投じて破損したる堤防を修理し來りたるも、到底其の負擔に堪へず、寧ろ其の局部を瀦水池とするを得策とするとの議に決し、其の局部の住民二三十戸の者には、幾多の保護を與へて同縣内の或る所に移せしめて安定したる生活を爲さしむることになつたのは、吾等が同縣の勸業課勤務中の事であつた。職務上吾等は其の移住地の選定から移住萬端斡旋の任に當り、土地の選定も

濟みて愈、移住せしむる時に至りて祖先以來因縁淺からぬ故郷の地を永久に離るる彼等の心情を思ひやりては、堪へられぬ感に打たれてゐた吾等は、彼等の兩頬を流るゝ熱涙に限りなき愛郷の情の溢れを見せられ、更に一層悲哀の情に堪へなかつた。其の上に、一旦移住したものゝ、故郷が懐しくて堪らず、二、三戸の者が窺かに移住地を逃げ出して谷中村に還り、水溜りて田も畑も地面を露はして居らぬ村の川岸に、假小屋を作つて住まふといふ憐れ深き有様を見せられて心から彼等に同情して、移住の忍び難きを忍ぶは、一家將來の幸福を受くることとなるわけを、老人小兒までもよくわかるやうに、涙を流して長時間坐談したので漸くそれゝの所に移住することになつた。渡良瀬川の水源地の森林が鑛山の煙毒にて枯れ、一面亂伐も加勢して山骨を露出し崩壊したる砂石が流下して川底を高めたのが此の悲劇を作つた基であるから、爲政者は國土保護、愛國心の基礎たる愛郷心保護の爲に十全の計と遠大の策とを確立されんことを希望して已まぬ。

(木下義道、「郷土生活の情趣」第四章第十四節「故郷の愛慕」より)

二 故郷

富貴にして故郷に歸らざるは、繡を衣て夜行くが如し、誰か之を知る者ぞ、とは、沐猴冠者の語なれども、實に不朽の眞理を蘊みたるものといふべし。業成り名遂げたる者、誰か故郷に歸るを欲せざる者あらんや。看よ笈を負うて東都に出で、一片の卒業證書を懐にすれば、忽ち歸心矢の如く、之を故郷の父老親近に示さんと欲するに非ずや。彼等曷ぞ故郷に戀々たるや。チエルが大宰相と爲るや、歸りて其郷先生を訪ふ。先生曰く、君は何の職業を作せしや。チエル答て曰く、余はミニスターたり。先生色を變じて曰く、君はカ

トリツク宗の信者にあらずや、豈に改宗して新教に入りたるか、胡ぞミニスターと爲りしか。曰く、余が所謂ミニスターは傳教師の謂に非ずして、宰相の謂なりと。先生笑て曰く、戲言する勿れ、君焉ぞ大宰相たるを得ん。曰く先生疑ふ勿れ、若し余が言を信ぜずんば、先生望む所を陳べよ、余必ず先生の爲にこれを遂げ得せんと。先生曰く、余や他に望む所なし、余の郷費を掌る十數年、而して未だ教員恩給俸に與かるを得ず、君若し宰相たらば、請ふ余が爲に之を辨ぜよと。幾もなくして郷先生に恩給令下れり。韓信が楚王となるや、嘗て己を辱めたる惡少年を封じて都尉と爲し、一飯の徳ある漂母に向て千金を施したり。蘇秦が累々たる六國の相印を帶ぶるや、先づその故郷に歸り、己が爲に炊がざりし嫂、紙を下らざりし妻をして、她行匍匐四拜、三十里外に郊迎せしめたり。漢高の天下を平定するや、豐沛の父老を訪へり。太閤の小田原陣より旋るや、先づ銀杏村に入れり。華聖頓の退休するや、依然たるマオント、ウオルノンの一農夫と成れり。彼等が爛焉たる偉勳は、天下萬人の仰ぐ所なり、胡ぞ其れ草澤山野二三の父老の憐を乞ふを要せんや。而して彼等が天下に向て、不世出の勳業を建つるや、恰も小學校生徒が進級證を懷にして、先づ其父母に示すが如く、故郷の父老に示す所以のものは何ぞや。

獨り是に止まらざるなり。彼等は得意の時のみ故郷を求めざるなり、失意の時にも求むるなり。看よ南洲は、其死せんとする時に際しても、尙ほ「秋風埋骨故郷山」と曰ひしにあらずや。彼等は故郷より好遇せらるゝが爲に故郷を愛するに非ず。虐待せらるゝも尙故郷を愛するなり。孔子魯を去る、遲々として行きしに非ずや。基督の如きは、其郷人より彼は大工の子にあらずや、其母はマリアにあらずや、其兄弟はヤコブ、ヨセフ、シモン、

ユダにあらずや、其妹等は我儕と偕に在るにあらずや、彼如何なる奇才異能あるやと、彼を厭ひ彼を棄てたるに拘はらず、彼は屢々其故郷なるベツレヘムに還へりしに非ずや。彼は曰く、豫言者は其故郷に尊ばれずと、彼之を知る。然れども尙其故郷に戀々たりしは何ぞや。

何をか故郷といふ。其出産したる地方なるか、其成長したる地方なるか、其故郷の區域は、面積幾方里なるか。其出産成長したる村落を以て故郷といふか、郡を以て故郷といふか、縣を以て故郷といふか、若くは更に大なる地方を以て故郷といふか。人の立つ所の位置に依りて、視る所の眼孔に依りて、故郷も亦一なる能はざる也。一村落よりすれば、其三五の近隣は故郷なり。一郷よりすれば、其一村落は故郷なり。一縣よりすれば、其一郡は故郷なり。一地方よりすれば、其一縣は故郷なり。一國よりすれば、其一地方（例せば九州若くは東北といふが如き）は故郷なり。世界よりすれば、一國（即ち日本若くは支那といふが如き）は故郷なり、宇宙よりすれば、渾て吾人人類の棲息する地球は故郷なり。然れども是未だ以て故郷の眞意を説明するに足らず。故郷は必しも客觀的の土地に非ず、唯其人の心に忘れんと欲して忘るゝ能はざる最初の感觸の剗刻せられたる處、之を故郷といふのみ。古人の詩に曰く「客舍并州已十霜、歸心日夜憶咸陽、無端更渡桑乾水、却望並州是故郷」と。此時に於ては、並州却て故郷の感あるなり。然れども愛郷の念最も深きは、其感觸の最も深き處に在り、感觸の最も深きは、最も神聖なる聯感の之に伴ふに在り。只是れ一片の青山のみ。然れども吾人父祖の骨を埋めたる處と思へば、風に臨んで涙滯るるなり。只是れ茫茫たる原野のみ。吾人の先祖が忠義の爲に、千兵萬馬の間を驟馳し、そ

の碧血を野草に染め成したりと思へば、懐舊の感勃々として來るなり。只是一株の栗樹のみ。然れども吾人が少年の時に、兄弟姉妹と其下に戯れ遊びたるを思へば、恰も昔日の吾、昔日の兄弟姉妹、昔日の我家の境遇、恍然として眼中に入るなり。人の故郷を愛するは、必ずしも山水の絶佳なるが爲に非ず、風土の秀麗なるが爲に非ず、氣候の溫和なるが爲に非ず。露西亞人は白熊と同居するも、故郷を以て最愛の境土と做すなり。倫敦人は其混々たる怪霧を以て、却つて誇るべしと做すなり。故郷は一種のインスピレーションなり。思つて故郷に到れば、無言の青山は、猶是れ千萬丈の記念碑の如く、茫々たる原野も、猶是れ舊時の血歴史かと思はる。一木一草の微と雖、尙ほ千絲高樓の情濃かにして、傍人の得て知る所にあらず。其れ斯の如き所以のものは何ぞや。

人は過去、現在、未來の三世に住す。三世中最も短きは現在なり。最も明白なるは過去なり。最も測り知る可からざるは未來なり。吾は一なれども、時に由りて異なるなり。過去の吾は現在の吾に非ず、現在の吾は未來の吾に非ず。何が故に現在に最も短しとするか。一秒時間前は過去なり、一秒時間後は未來なり、然らば現在の吾とは、只だ一秒時間の吾に非ずや。恰も垣柵中を走る馬の如く、後蹄は既に過去の領分たらんとし、前蹄は將に未來の領分たらんとす。現今の吾は閃電雷ならざる寸刻に在るのみ。故に人一生の間、其過半は過去と未來の爲に支配せらる。而して彼の故郷なる者は、過去の標幟にして、千回萬轉思つて過去に到れば、遂に故郷に歸著せずんば休せざるなり。身世遭遇幾多の快樂ありしか、幾多の苦痛ありしか、また幾百の戦争を経たりしや、凡て是等の事を回想し來らば歸著する所は故郷に在るなり。老杜の所謂「魂招不來歸故郷」とは、是の事なり。

故郷は則ち過去の記憶と想像とを以て、建立したる神聖なる殿堂なり。東流の水の海に注ぐが如く、人の想念は此の殿堂に向て注ぐなり。英國の詞宗バイロンの如き、彼國に容れられず、憤慨之餘、彼國に向て最後の告別をなして曰く、余は巖根より、漂ひたる葦の如く、波瀾の湧く所、風濤の呼吸する所、泛々として行く所に任かす可しと。然れども彼亦曰く、余は異郷の灰となるも、余の魂は尙ほ故郷を愛するなりと。遺山曰く、「眼中正有家山在」、一片傷心畫不成、「彼れ故郷と交りを絶ちたるバイロンにして此の如し。彼れ亡國の遺臣たる元遺山にして此の如し。之を思へば彼の大人君子、英雄豪傑が故郷に戀々たるも、亦た決して怪しとするに足らず。風雲の氣、兒女の情、豈に必ずしも相衝突するものならん哉。否、彼等は最も多血多涙の熱腸あるにあらずや。身を先帝に致し、五丈原頭師を出すの日も、尙ほ南陽の舊草廬を忘るゝ能はざりしにあらずや。

語に曰く、遊子故郷を悲むと。悲むは愛するの至なり。彼れ何が故に悲むか。遊子なるを以てなり。故郷に遠ざからざれば、故郷の樂きを覺えざるなり。彼の田夫野郎、足村外を出でざる者は、故郷の愛すべきを覺らざるなり。若し彼等にして一たび伊勢參宮を爲さば、その晝は見るもの聞くもの、珍奇の感をなし、更に望郷の情を發せざるも、旅人靜かなる後、孤燈漸く滅し、惡臥狼藉、鼾聲轟々たるの時に於て、頭は木枕の上に在り、體は煎餅蒲團の上に在るも、心は故郷に歸りて、夢は既に綠秧深き耦耕を爲し居るなり。知るべし最も故國を愛するの情に富たる者は、萬里遠征、到る處植民を作す處の英國人にあざれば、支那人なるを。省よ飄然家を棄て只利是圖る英人も、一たびルール、ブリッタニカの歌を聽けば、メスメリズムを施されたるが如く、悚然として佇立するにあらずや。

支那人の如きは最も出稼を爲す人民にして、最も故郷を愛するの人民なり。彼等は出稼す。然れども其の獲たる金を携へて、遂に故郷に歸るなり。蓋し家を愛するの念と、故郷を愛するの念と、國を愛するの念とは、咸な其本を一にする者なり。而して雜慮の之に沁入せざる時に於ては、明星の如く、精金の如く、水晶の如く、人の想念中に於て、最も粹、最も美、最も靈、最も高なるものなり。阿部仲麻呂將に唐より歸らんとし、明州に於て月の海上より出るを見、歌うて曰く『天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出でし月かも』。千秋の下、一唱三嘆、人をして悽然たらしむ。是豈に能因法師者流の善くする所ならんや。故郷は一種のインスピレーションなり。琴線一たび此に觸れば無限の妙音を發す(徳富蘇峰)。

三 愛市中心の培養

今日市政の要は、其外形に於て、封建城下を改善して、新情態に適用せざる可らざると同時に、其内容たる市民をして、市民的觀念を鼓吹せしめ、市の共同生活の興味を解せしめ、市の整頓、完美は、市民の生活に缺く可らざるの要件たるを自覺せしむるより先なるはなかる可し。是れ豈に目下の急需にあらずして何ぞや。

今日の市民中には、從來の町人もあり、百姓より轉業したるもあり、而して士族亦甚だ少からず。されば彼等をして、自個の居住する市は、即ち自個其の主人の一部たることを自覺せしめ、此市の經營は、自個の隣人と與に俱にせざる可らざるを自覺せしめ、自個の利害と、市の利害との緊密なる關係を自覺せしめ、而して少くとも市を以て公共的生活の第一入門とし、其の樂地福天を、此所に向て求めざる可らず。切言すれば愛市中心を鼓吹す

るの着歩は、先づ市てふ公共的團體の具體的に實在することを、市民に覺知せしむるにあり。而して是れ一に其市の重なる人士が、自から振ふてその率先者たるにあるのみ。

故に吾人は市民の重なる人々に忠告す、國會議員たらんよりも、寧ろ市會議員たれ。知事たり、大臣たらんより、寧ろ市參事會員たり、市長たれ。而して若し各自の家門を經營するの勞の一部を割いて、市の經營に盡さば、如何に市の共同生活なるものは、此の如く興味多きかと、市民の多くの者は、教へずして化し、導かずして進む可し。此の如くにして市民に愛市中心を鼓吹し得ざるもの、未だ是れあらじ。

市が大いなる歴史を有する、甚だ妙なり。然れども歴史なきも、亦た悪しからず。看よ伯林の如きは、三十年の田舎町にあらざりし乎。市俄吾の如きは、一八四〇に於ては、人口四千四百七十九人なりしも、一八九〇には一百零九萬九千八百五十人の大都となりぬ。乃ち其の歴史は僅かに五十年内外に過ぎず。而して今や北米の最も活達にして、且つ隆盛に、而して愛市中心を以て、全國に冠たるものとなりぬ。若し市民の利害が、市それ自身と一致せば、何んぞ必らずしも歴史を俟て、而して後愛市中心の勃興すると謂はんや。

(徳富蘇峰、「日曜講壇」)

附記。これは蘇峰氏のかかり以前の論文で、昭和の都會人を對象としたものではない。しかし故郷といへば大概農村・山村・漁村などが考へられ易いが、都會を故郷とせる者に必要であると考へてこの一文を掲げることにした。

四 鎮守の森

神社所在の地は殆ど例外なしに古木鬱葱とした森をなしてゐる。神社と書いてもりと讀んだことすらある。大和の大神神社の如き森だけありて社殿がないのすらある。田舎の

鎮守の森ほどその村人にとつて關係深いものは少からう。祖先代々そこから、感化を受けてゐる。謂はば村の記念壇である。左に故芳賀矢一氏の談話を引用しよう。「余は嘗て獨逸に留學して夏の休業にあちらこちら田舎を旅行した。都會の賑しい生活に比べて田舎のどけさは日本も西洋も變りはない。廣々とした野原、こんもりとした森林、時には鹿の往來するのが見えて一しほ愉快に感じた。唯一つ物足らないやうな心したのは我が國ならばあの森の下には必ず赤い鳥居か石の燈籠が見えて神社のある筈と思ふ所にそれが無い。余はこの時つくづく日本の國體の美しいのを今更のやうに感じた。」(日本人)

【第四節】

○細説

一 「大日本地名辭典」

この書は故吉田東伍博士が獨力にて數十年の歲月を費して作りあげた堂々たる大著、不朽の名作である。主として、由緒・來歴などその土地の史的引用が多く、興味津々たる辭書である。近時平凡社から一層廣汎な日本地理大辭典が刊行されてゐる。これは現在を主とする良辭典である。

○備考

近時、郷土研究・土俗學的研究が勃興し來り、各地の地方史・町村誌・傳説集などの刊行されるものが多い。その地方々々に關する書を生徒に知らせたいものである。各地の地誌書をさがすには高木利太著「家藏日本地誌目錄」正編二卷を見るのが便利である。

【第六節】

○細説

一 「たちねのみをやのまし」の御製

明治三十七年、「思故郷」なる御題にて詠ませたまへるもの。

二 「おさなくて住みし昔の」の御製

明治三十七年、「思故郷」なる御題にて詠ませたまへるもの。

○敷衍資料

- 一 ふるさとのかの路傍の棄石よことしも草に埋れしならん。——石川啄木
- 二 ふと思ふふるさとにゐて日ごと聞きし雀の鳴くをみとせ聞かさり。——同上
- 三 馬鈴薯の薄紫の花に降る雨を思へり都の雨に。——同上
- 四 汽車の窓はるかに北にふるさとの山見え來れば襟を正すも。——同上
- 五 ふるさとの山に向ひていふことなしふるさとの山はありがたきかな。——同上

○備考

一 危険地もそこが故郷なるが故に之を慕ふ例

十數年前、南海の絶島島が大噴火して島民の多くが慘死したが、噴火収まるや避難の島民は又もやそこへ歸り行くのであつた。薩摩の櫻島の大爆發後もさうであつた。

第三課 風 俗

【第二節】

○細 説

一 風習(風俗)の意義と權威

Norm は、元來ラテン語の Norma から出たもので、それは(一)標準又は規矩。(二)常態(即ち norma から normal が出てゐるが、Normal は abnormal に反對する語である)との兩つの意義を包含して居る。故に、Norma と云ふ語は一面に於ては吾人の行爲の規矩となり、標準となり、他面に於てはそれが又やがて常態であるといふ義を含んでゐるといふことが出来る。併し行爲の規矩となり、標準となるものは、必ず右に述ぶるが如き意味のノルマにのみ限つた譯のものではない。個人の習慣の如きもさうした性質のものを具へてゐるものである。それだから「行爲の規矩となり、標準となるもの」といつただけでは、まだ十分ノルマの特質を表はしたものだといふことは出来ぬ。その規矩標準には、社會一般が自分達を律するものとして之を奉ずるといふ性質が含まれてゐなければならぬ。随つてさうした意味のノルマから派生されたといふ所の規矩を定義すれば、規矩とは、行爲の規矩となり、模範となる所の社會的規則なりと言ふのが最も穩當のやうに思はれる。

さて右に述べたるが如き意義に於ての規矩として、吾人の日常行爲を律して居るものは、種々の種類のものがあつて決して一種ではないが大別すれば之を三種に分つことが出来る。曰く、(一)風習、(二)法律、(三)道德、これである。

風習——吾人は日常風俗とか慣習とかの語を使用して居るが、是等は極精密なる點になると、多少異なる所もあるやうなれども、大體に於ては略同じ意味の語である。而して吾人がこゝに風習と呼ぶ所のものも、是れ亦それ等と略同一事實を表はす所の語であつて、適當にはそれ等の兩語を併せ意味するものであると言つた方が可いやうに思ふ。然らば風習(Sitte)とは如何なる義かといへば、ヴントは、「風習とは或國民或は民族の間に形成せられた所の、吾人の有意的行爲の規範である。」と定義し、又、イエリッグ(Therig)は「國民生活の中で形成せられ、個人の行爲を拘束する所の習慣である。」といひ、更にエスターマ¹は、「從來の定義によれば、風習(Customs)とは公有(Public)の習慣(Habit)と解せられて居る。即ち或は人種的又は國民的社會や、一社會の或階級等、一定の範圍内に行はるる習慣のことを指して居る。しかし風習は單に習慣であるばかりでなく、同時に習慣以外の或者である。それは單に或行爲の様式の反覆といふだけではなくて、行爲の規則である。」と觀念して居る。此等が風習の普通の定義であつて、しかも皆廣義の定義である。若し風習をかやうに廣義に解する時には、道德も法律も皆その中に包含せられるのである。語を換へて言へば道德も法律も、それは皆風習の一種であつて、其の風習が或一定の形式を備へればそれは法律となり、他の一定の形式を有すればそれは道德となるといふのである。さて此の風習なるものは、個人に對して異常に偉大なる權威を有つて居るもので、個人はどうしてもこれに遵守せざるに居られない程、強い壓迫を感じるものである。人間の生活といふ點から見れば、極めて些細なることに於てすら、吾人は猶常住、風習てふ無言の脅威の前に額づいて居るのである。見よ、何人か今日世に憚りなくその衽を左にしよとす

るものがあるか。又、男子にしてその髪を總髮にしたり、若しくは結髮にしたりするに於て、聊かも躊躇しないものがあらうか。かゝる些末事に於てすらさうである。その他のことと推して知るべきである。加之、時としては道理に於ては謬れることであり、若しくは全然無意義のことである事柄でさへ、それが風習として社會に行はれてゐる限りは、強い力を以て吾人を壓迫するものである。所謂種々の迷信の風習はそれである。かくの如く吾等は絶えず、世間に對して名狀しがたき壓迫を感じ、思惑を顧慮し、きまりわるさを覚え、それやこれやが皆合して一種の威壓として感ぜられるのは、畢竟みな風習の無言の權威の發動せる結果に外ならない。

往昔、社會學や人類學などの十分開けなかつた時代に於ては、唯想像によつて野蠻未開の民族は銘々皆勝手の行動をなし、無規則・無節制の生活をなし、弱肉強食の狀況を呈してゐたものゝやうに思はれてゐたのであるが、其の後彼等の探險・調査が行届くに從つて、それは全く空想から出た誤であつたことが發見されたのである。野蠻未開の民族の生活と雖も、決して無規則・無節制なるものでなく、却つて案外井然たる秩序を有つてゐるものである。而してその秩序を與へてゐるものは何であるかなれば、それは實に風習である。野蠻未開人は風習を以て絶對的權威となし、それに盲從して何等怪しむ所ないのである。彼等は何故といふ理由を問ふことなく、唯風習なるが故に風習に違ふのである。彼等は風習は自分達の遠い／＼祖先から遵守し來たもので、而して自分達に傳來したものであるからといふので、それに服従するのである。彼等は自分達の現在の生活上の不便・利不利などには拘らず、絶對にそれに服従するのである。風習が野蠻未開の民族に絶對の權威を有

し、彼等がそれを恪守するの狀態は、眞に想像以上である。風習は野蠻未開の民族には、同時に法律であり、道德であり、彼等の行爲を規定するすべてである。

風習は獨り蒙昧種族の間に於て絶大なる勢力を有つてゐるのみならず、道德や法律やが既に分化して、それ等が各獨立の權威として個人の行爲を律する文明社會に於ても亦比倫なき威力を現しつゝあるのである。彼等は直接に個人の行爲を支配するのみならず、法律や道德をも左右し得るの力を有つて居るのである。例へばドイツなどに於ては、決闘は法律の禁する所なるに拘らず、軍人や學生などの間には風習として公々然と行はれてゐる。

又ローマ法などに於ては裁判官の心得として「風習の命する所と法律のそれとが相扞格したる場合には、裁判官は宜しく風習に従つて裁判すべし。」と示されて居たのである。我が國に於ては、室鳩巢などは、其の著「駭臺雜話」卷二に於て、「風俗は政の田地」と題して、「しかるに天下國家には、風俗といふものばかり大切なるはなし。君上の威は天の如く、其の恐るべき事は雷の如し。たれか背くべきなれども、世話に大勢に手なしといふやうに、一世の風俗には勝ちがたし。さる程に、號令法度も、それにて一邊は改まるやうなれども、つひに風俗にけおされて、あまねく下へ達しがたく、ながく末まで遂げざる程に、たゞ局面ばかり取傳へて、はては風俗のなりになりてやむぞかし。たとへば風俗は田地なり、政は穀種の如し。たとひ嘉穀の種にても、地拵へあしくては、そだちがたし。その如く、善政良法といへども、風俗ととのはずしては行はれがたし、穀種のそだたん事を欲せば、地こしらへするにしくはなく、政令の行はれん事を欲せば、風俗をととのふるにしくはなし。」

と言つて居る。これらは、皆明かに、風俗の勢力の絶大にして、君主の威嚴又は法律命令の力を以てしても、容易に易へ難きことを語れるものである。

かやうに風習は社會的に權威を有つてゐるものであるが、それが一社會の民心を統一し、其の團結を鞏固ならしめる爲には甚だ必要である。風習は最も確定的な而して最も強壓的な社會精神の發現の一つである。天性社交性——タードは之を模倣心と名づけた——を具へてゐる人間は、どうしてもそれを分前せずにはをられぬ。社會の風習に従はずにゐては、いつまでも其の社會から仲間外れにされてゐる感じがして、孤獨寂寥の感を禁じ得ない。偶には社會圏外に出て、白眼世上の人を見ることもあるし、又さうした事の必要な場合もあるけれども、それは自分が社會から遠ざけられたのでなくして、却つて自分から社會を遠ざけたのであつて、孤獨の感を感じない處か、却つて内心一種の誇を感じる位である。けれどもさういふことはむしろ稀有のことであつて、普通の場合に於ては社會一般の仲間から外されることは、常人の堪へ難いとするのである。そこで人間の模倣心は知らず識らずの中に作用して其の風習に従ふやうになるのである。其の風習に従つて而して後初めて社會の一員となつた心持になり、何等一般から疎外されてゐるやうな氣が消えて、安心を覺ゆるのである。ロッセは此の心を風習||模倣心と云つて居るが、此の風習||模倣心を刺戟し、之を興奮せしめ、作用せしめるのが風習である。それだから風習は民心を統一し、社會の團結を鞏固にするのに與つて力あるものであるといつた所以である。

(藤井健治郎、「改版國民道德論」)

二 郷に入つては郷に従へ

「禮記、曲禮」の、「入_レ竟而問_レ禁、入_レ國而問_レ俗、入_レ門而問_レ諱。」、「莊子」の、「入_ニ其竟_ニ從_ニ其俗。」などが、その典據とされてゐる。「童子教」にも、「入_レ郷而從_レ郷、入_レ俗而隨_レ俗。」などとある。竟は境の意。諱とは忌み嫌ふこと。

三 ローマに入ればローマに従へ

When you are in Rome, do as Rome does. — フランス俚諺

【第三節】

○細説

一 風習の尊重

風習はその土地の環境と歴史の所産である。従つてその住民については非常に密接な關係があるものであるから、（法律を適用する場合に據るべき一般規則）に於てもこれを尊重して、公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ、法令（註。法律と命令）ノ規定ニ依リテ認メタルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ關スルモノニ限り、法律ト同一ノ效力ヲ有スといつてゐる。刑法にしても、警察犯處罰令にしても、善良なる風俗の保護には色々と注意してゐる。

【第四節】

○細説

一 郷土擁護運動と郷土教育

一般に従來の教育は、第十九世紀前半に至るまでの科學萬能觀に支配せられて居たから、従つて普遍的、一般的の教材のみを重視し、抽象概括を以て、教育過程の最も重要な作用であると信じ、普遍化、合理化のみに努めて満足してゐた。加之、科學的精神が強盛になつたので、機械的、化學的の諸工業は盛んに起り、交通機關は大いに發達したので、都市は俄に膨大して田園は荒廢し、地方の風景、名勝、舊蹟は破壊され、社會は益々乾燥無味になつて人心は腐敗し、輕佻浮薄、只利をこれ追求して已まないやうになり、個人的には墮落し、社會的には、國家的公共心が大いに微弱になつた傾向があつた。そこで以上の如き思潮に反對し、却つて諸種の文化に於ても、地方的の個性、特徴の顯著なもの、土地の匂ひの高いものを重視し、社會を單調一律に機械化しないで、人口の都市集中と、田園の荒廢を防止せんとする運動が起つた。これが所謂郷土擁護運動である。かの數年前から盛んに研究されてゐる郷土教育は實にこの運動と聯關し、地方的材料、特に郷土の歴史的、社會的材料を中心とし、之に依つて兒童少年に深い感銘を與へ、體驗を作らしめ、人格の基礎を築きあげようとするものである（岩波講座「教育科學第三冊」小川正行稿に據る）。

【第五節】

○細説

一 節分

いと靜かに暮れた宵の口、忽ち戸障子に打當る急霰の如き響き。「福はア内、福はア内、福はア内」と三聲高く、更に「鬼はア外——」と大喝一聲するのが聞える。あゝ今宵は節分の夜だと見える。

節分とは元來節の分れ目といふ意義なので、一年の中に春夏秋冬の四回ある筈のだけれど、冬去り春來る即ち一陽來復の分れ目が最も肝要なので、古來新曆二月の三日又は四

日に當る節分のみが重んぜられてゐる。

民間では、節分の夜には鬼が来て戸内を窺ふ故、煮豆を撒くのだと云つてゐるけれど、それは取るにも足らぬ俗説である。實は陰冬を鬼に譬へ、陽春を福に譬へ、一陽來復の節に際して厄を攘ひ福を招く儀式なのである。

今民間で行はれてゐるのは極めて簡略なものである。大豆の煮つたのを一升楨に入れて、今宵豆撒を務める年男がそれを左手に捧げ、奥の方へ向つて大聲に「福はア内くくく」と三度叫びながらバラ／＼と撒き、更に戸外の方へ向つて「鬼はア外——」と大喝一聲する。但し此場合に障子は勿論、雨戸も少し開けて置かなければ、鬼の逃げ所が無いさうである。斯うして部屋々々から臺所、湯殿、雪隠の隅まで豆打して廻り、女子供はキャツ／＼言ひながら其豆を拾ふのである(田圃生活年中行事)。

二 雛の節句

又桃の節句とも云ふ。室町時代より、専ら三月上巳に、夫婦の雛を飾り、桃酒・母子餅を造り、供養奉仕することとなり、これをひな祭などと云ふ。江戸時代となり、内裏雛・何雛・五人囃など飾り、桃酒、後には白酒など供ふ。現代まで然り(大言海)。

三 端午の節句

新樹の間から大きな鯉職が悠然と浮んでゐるのが見える。人を酔はしむるやうな若葉の風に矢車がキリ／＼廻つてゐるのが見える。家々の軒には菖蒲や蓬などが置かれてある。目を遮ぎるものの總てが活如して、いかにも新鮮な感じのするのは五月五日の端午の節句である。

端午は五節句の一で、公武の年中行事の中でも主なものであつた。端午の字義を解釋すれば、端の字は最初といふ意義、午は五の音に通じてゐる。即ち初五といふ意義になるのである。故に端午とは必ずしも五月にばかり限つてゐる譯ではないが、五月五日が主な節句日であるもの故、終に此日特有の詞となつて了つたのである。尙ほ五月五日の節句の事を五々の節句とも、重五の節句とも云つてゐる。又三月を女の節句といふのに對して男の節句ともいひ、雛の節句を桃の節句といふのに對して菖蒲の節句とも云つてゐる。

この節句の起源も可なり古いことだ。『公事根源』には推古天皇の御時から始まつたやうに書いてあるが、縦ひ其れは確かでないとしても、『續日本紀』聖武天皇天平十九年五月の條に、『昔は五月の節、常に菖蒲を用ひて鬘となす』の語があるのを見ても、既に其れ以前に此節句の行はれてゐたことがわかる。

殊に朝廷に於て此節句の儀式が盛んだつたのは平安朝時代である。五月三日に六衛府から菖蒲と蓬とを獻ると、四日に主殿寮の役人がこれで以て、諸所方々の殿舎の軒を葺き、五日には絲所と云つて此日の藥玉などを造る役所から菖蒲の鬘を獻る。天皇には此鬘をかけさせられて武徳殿へ出御になり、邪氣を拂はんが爲めに節會を行はせられる。百官等は皆な菖蒲の鬘を冠る。典藥寮からは菖蒲の机を獻る。群臣へは藥玉のお下賜がある。斯うして此儀式が江戸時代まで續いて、中々盛んなものであつた(田圃生活年中行事)。

四 彼岸會——春秋二季の彼岸の七日間に行ふ佛事。彼岸とは、春分・秋分の日を中日としてその前後の三日、合せて七日間を云ふ。

五 孟蘭盆會

陰曆七月十五日に行ふ佛事の稱。即ち佛前に種々の供物をそなへ、佛及び死者の靈をまつり、倒懸の苦を免れしめんとする事。その起源は、孟蘭盆經によれば、佛の弟子目連尊者、神通力により、亡母の餓鬼道におちて苦しむを見て、佛に救済方法を訊ねたところ、佛は七月十五日(安居の終る日)に百種の供物をそなへ、十方の衆僧を供養すれば、七世の父母を救ひ得ると教へ、目連、教の如く行ひしところ母の苦しみを除き得たといふ。孟蘭盆、孟蘭盆供、盆會、盆なども云ひ、又別にたままつり・精靈祭・生靈祭とも云ふ(大辭典)。

六 盆踊——盆祭の頃に男女うちつれてなす踊り。各地各様である。

七 七夕祭たははちうり

陰曆七月七日の夜、棚機姫(織女星)と彦星様(牽牛星)とが、年に一度、天の河原で相會ふとて、祝ひ祭る行事。庭前に机を置き物を供へ、五色の紙を、色紙・短冊の形に切り、歌を記して葉竹につけ高く竿頭に掲げあぐ(大言海)。

八 職人はその職業の祖神を祀る

例へば鞆祭ふたごがそれである。鞆祭とは、陰曆十一月八日、鍛冶屋・鑄物師などがその守護神の稻荷神を祭る神事をいふ。職人ではないが、漢方醫の神農祭(冬至)、蘭醫の阿蘭陀正月(太陽曆の一月一日)などもあつた。阿蘭陀正月は大槻玄澤が始めたもので、ピボクラテスの像を掲げて祭つた。

九 戎講

十月二十日の夷祭えいまつりをいひ、又、正月十日の十日夷に對へて二十日夷ともいふ。「俳諧歳事記」に、「この月二十日或は家例によりて定らず、商賈の徒、西宮大神宮を祭る。この神、

商賈を護り給ふ神なり。この日蛭子の像に神饌神酒を供す。また必ず鯛を供す。又別に酒宴を設けて年中出入する所の花主おんぎ或は懇意の人を招きて饗應す。これを誓文拂といふ。また蛭子の像前において賓主相混じ、盃盤器物に至るまでかりに價を定む。或は千兩或は萬兩、賣る者諸する時は必ず拍掌す。これを夷講の賣買といふ。一時酒興の戯なり。本朝通紀推古天皇九年三月、聖德太子初て市を設けて商賈を教へ給ふ。此時蛭子神あひすに誓ひて商賈鎮守の神とし給ふ。又此神、鉤かぎを垂るゝ像を設るは日本紀に載る所、事代主神遊行して出雲國三種崎に釣魚を以て樂とするに依れり。故に必ず鯛を供す。」とある(國民百科大辭典)。

○備考

年中行事の参考書は俳人の愛讀する俳諧歳事記等の種々の歳事記がよい。前記の節分・端午の節供に引用した物集高量著「田園生活年中行事」は趣味ある叙述であつて生徒にも讀ましたい良著である。東京嵩山堂發行。

【第六節】

○細説

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
明治天皇が明治元年に宣布し給うた五箇條の御誓文中の第四條目の御誓文である。五箇條の御誓文に就いては、教科書卷四、第十四課「維新の皇猷」を参照。

附記。世界の諸國中、明治以後我が國ほど風習殊に風俗の著しい變化をした國はあるまい。そして、我が國は、これが爲にまことにすばらしい發展を遂げた。それは全く世界の奇蹟とも云ふことが出来る。故に風俗の移り變りは必ずしも憂ふるには足らぬ。け

れども、濫りに新しきを追ひ、外國の風俗を慕つて、價值ある長所までも併せて棄て去らうとするやうな浮薄は大いに戒めなければならぬ。明治天皇が、風俗の改善について如何なる叡慮であらせられたか、明治四年に下し給うた服制改革に關する詔によつて、その一端を窺ひ奉ることが出来る。

朕惟フニ風俗ナル者ハ移換以テ時ノ宜シキニ隨ヒ國體ナル者ハ不拔以テ其勢力ヲ制ス今衣冠ノ制中古唐制ニ模倣セシヨリ流レテ軟弱ノ風ヲナス朕甚タ之ヲ慨ス夫レ神州ノ武ヲ以テ治ムルヤ固ヨリ久シ天子親ラ之カ元帥ト爲リ衆庶以テ其風ヲ仰ク神武創業神功征韓ノ如キ決シテ今日ノ風姿ニアラス豈ニ一日モ軟弱以テ天下ニ示スヘケンヤ朕今斷然其服制ヲ更メ其風俗ヲ一新シ祖宗以來尙武ノ國體ヲ樹テント欲ス汝近臣其レ朕カ意ヲ體セヨ

二 「開くべき道はひらきて」云々の御製

明治四十五年「をりにふれて」なる御題にて詠ませ給へるもの。國の文化を進むべく開くべき道は十分に開くとともに上代の姿を忘るゝことなきやうにと誠め給へり。

第四課 社 會

【第一節】

○細説

一・鴨長明(一八一三—一八七六)と方丈記

鎌倉時代の歌人・文章家。賀茂神社の禰宜の家に生れ、菊太夫と稱し、管絃の道にも通じた。幼にして父母を失ひ據る所なく志を得ず、後、後鳥羽上皇に仕へ和歌所寄人となつたが、河合社の禰宜の缺員に補せられんことを望んで達せず、爾來怏々として樂まず、厭世絶交遂に剃髮して、蓮胤と改名し大原山に隠れた。時に年五十。後、日野の外山に方丈の庵を結んで隱遁の生活を續けた。建保四年歿。年六十四。著書に、「方丈記」をはじめ、「無明抄」「瑩玉集」其の他がある。

隱遁生活の様子は、方丈記に、「いま日野山の奥に跡をかくして後、南に假の日がくしをさし出して、竹の簀子(すゐこ)を敷き、その西に關伽棚(かたがたな)を作り、中には西の垣(かき)に添へて阿彌陀の畫像を安置しまつり、落日をうけて眉間のひかりとす。かの帳のとびらに普賢(ふけん)ならびに不動の像をかけたなり。北の障子の上に小さき棚をかまへて黒き皮籠(かわかご)三四合を置く。すなはち、和歌、管絃、往生要集ごときの抄物を入れたり。傍に箏、琵琶、おのおの一張をたつ。いはゆるをり箏、つぎ琵琶これなり。東にそへて、わらびのほども(註。考)を敷き、つかなみ(註。考)を敷きて夜の床とす。東の垣に窓をあけて、こゝに文机を出せり。枕(かた)の方にすびつあり。これを柴折りくぶる便(よすが)とす。庵の北に少地をしめ、あばらなる姫垣

を圍ひて園とす。すなはちもろくの薬草を植ゑたり。假の庵のありさまかくのごとし。」とある。

方丈記は右の方丈の庵にて物された隨筆で、人生の無常を道破し、相續く災厄を記し、自らの出家と閑居のさまをのべてゐる。流麗な和漢混淆文の範と稱せられる。

二 方丈記の文—教科書挿圖参照

行く川のながれは絶えずして、しかももとの水にあらず。よどみに浮ぶうたかたは、かつ消えかつ結びて、久しくとどまることなし。世の中にある人と住家とまたかくの如し。玉敷の都の中に、棟を並べ藁を争へる、尊き卑しき人の住居は、代々を経てつきせぬものなれど、これをまことかと尋ねれば、昔ありし家は稀なり。或は去年焼けて(註。一本載)今年は造り、あるは大家滅びて小家となる。住む人もこれにおなじ。處もかはらず、人もおほかれど、いにしへ見し人は、二三十人が中に、僅に一人二人なり。朝に死し、夕に生るゝならひ、たゞ水の泡にぞ似たりける。知らず、生れ死ぬる人、何方より(註。以上教科書挿圖に見えたる文)來りて、何方へか去る。又知らず、假の宿、誰が爲に心をなやまし、何によりてか目を悦ばしむる。その主人と住家と、無常を争ひ去るさま、いはゞ朝顔の露に異ならず。或は露おちて花残り。残るといへども朝日に枯れぬ。或は花は萎みて露なほ消えず。消えずといへどもゆうべを待つことなし。

【第二節】

○細説

一 自然人の實例

フランスの醫師で、白痴教育の鼻祖たるイタール (Itard) (一七四一—一八二八年) は、南フランスの森林アベイロン (Aveyron) 中に遺棄せられた小兒が禽獸と群して生活し、その後發見されたのを引受けて教育した。彼れはその蠻童に二方面から啓發の道を講じた。一は感覺運動の十分なる練習で、之によつて心身のあらゆる機關を覺醒練磨せしめんとし、他は文化的社會生活の環境に慣れる機會を與へた。しかし、その蠻童は幼時山中に捨てられてより、人語に接せず、如何にしても言語を解し得なかつたので、たゞ僅かに馴養し得るに過ぎず、五年間の懸命の努力も遂に奏效しなかつた。

二 「人間」の文字が社會性を現はしてゐる

人は個體的にあり得ると共にまた社會的であるところのものでなくてはならぬ。さうしてこのやうな二重性格を最もよく云ひ現はしてゐるのが「人間」といふ言葉なのである。だから「人間」の立場に立てば「人の學」(アントロポロジー)と「社會の學」とを何らか別個のものとして立てるといふことは具體的な人間からその契機を抽象的に取り出して獨立させるといふことに他ならぬ。もし人間をその具體性に於て考察すべきであるならば、それは一つの學でなくてはならぬ。がそれと共に人間の學は人の學と社會の學とを漫然結合したものでなくして、兩者から根本的に異つたものとならねばならぬ。何故なら人と社會とを人間の二重性格として把握し、そこに人間の最も深い本質を見出すといふことは、人と社會との一義的な區別を前提とする立場に於ては全然問題とせられ得ないからである。

それでは人間といふ言葉は如何にして右の如き二重性格を意味し得るか。日常の用語に於ては人間は Man や Mensch の同義語であり、また人間學はアントロポロジーの譯語

ではないか。確かにさうである。人間といふ言葉はそのやうな意味をも背負つてゐる。しかしそれ丈ではない。人間といふ字面そのものが示してゐるやうに、それはまた人の間、即ち「よのなか」「世間」を意味する言葉でもあつた。しかもそれがこの語の本来の意味なのである。日本人が取り入れた支那の文藝に於ても佛教の經典に於ても人間は常に「よのなか」「世間」の意に用ゐられてゐる。しかも日本人はその永い歴史生活の間に、この語を個體的な人の意味に轉用したのである。かゝる轉用を媒介したものは、輪廻的人間觀を描く佛教經典の支那譯の譯語の用法であつた。そこで畜生界を意味する印度の言葉が便宜上畜生と譯され、人間といふ言葉と絶えず並べて用ゐられたがために、人間は畜生との區別といふ視點から人類を意味し更に人を意味するに至つたのである。しかし重大なのはこの偶然事ではなくしていかなる媒介によるにもしる、「よのなか」を意味する人間といふ言葉が「人」の意味を擔ひ得たといふ歴史的事實である。人間について立言せられるさまざまの詩句、金言、格言の類は、支那から傳へられて日本人の間に膾炙せられた。それらに於ては人間はいつも「よのなか」を意味してゐる。しかも「よのなか」について云はれることはすべて、その中に住むところの人に通用する。かゝる體驗が言葉の轉用として表現せられたのである。

我々はかくも意義深い「人間」といふ言葉を所有する。この語義の上に我々は人間の概念を作つたのである。人間とは「世の中」であると共にその世の中に於ける「人」である。だからそれは單なる「人」ではないと共にまた單なる「社會」でもない。こゝに人間の二重性格の辨證法的統一が見られる。人間が人である限り、それは個人としてあくまでも社會と異

なる。それは社會でないから個人であるのである。従つてまた個人は他の個人と全然共同でない。自他は絶対に他者である。しかも人間は世の中である限り、あくまでも人と人との共同態であり社會であつて孤立的な人ではない。それは孤立的な人でないからこそ人間なのである。従つて相互に絶対に他者であるところの自他がそれにも拘らず共同的存在に於て一つになる。社會と根本的に異なる個人が、しかも社會の中に消える。人間はかくの如き對立的なるものの統一である。この辨證法的な構造を見ずしては人間の本質は理解せられない(和辻哲郎、「倫理學、上巻」)。

【第三節】

○細説

一 アリストートル

ギリシャ哲學の大成者。マケドニヤに生れた。父は當時有名な醫師であつて、マケドニヤ王の侍醫であつた。アリストートルは幼より父の教を受け、十八歳よりアテネに行きプラトーンの門に學ぶこと二十年。その後父の縁故により、マケドニヤの王室に聘せられ、世子アレクサンドル(註。後のアレクサンドル大王)の傳となつた。彼れはかく王公の門に出入して、大いに威權を得たので、研究上あらゆる便宜を有し、當時の學說にして通曉せざるものなく、空前絶後ともいふべき廣大な哲學を組織した。後、アテネのリケイオンに學校を開いて哲學を講じたが、アレクサンドルの死後は不遇の中に歿した。

「社會に生存する不適當なもの、若しくは自ら足れりとして社會を要せざるものは獸ならずば神あるのみ。」の語は、マッケンジー(Mackenzie)の「倫理學」中、「ア氏政治學第一篇」

に於て紹介されてゐるものである。

二 人は社會的動物なり

「人は社會的動物なり。」の語は、アリストートルの倫理學書、第九卷、第九章に、「Man is social being, and disposed to live with others.」である。

アリストートルの「社會」觀

「人間は先づ自然に家族をなし、次ぎに村落をなし、つひに國家を形づくるに至る。即ち何等かの社會を形づくらはざるはなし。蓋し人間は社會的動物にして其の天性として自然に社會を成すものなり。抑々社會の大目的は相合し相扶けて人々の發達を全うするにあり。」
 「人間は個人以上の者なり。人間は天性社會に於てのみ至高善に達し得る政治的動物なり。従つて倫理學は政治學に從屬する者なり。社會は人の天然の必要より生ず。人は自足自全のものに非ずして生活の保證を得んが爲に同胞と協力せざるべからざるを以て、社會は人の物質的需要より發生す。されど之れ社會存立の唯一の根據に非ず。生活の要求より生ずるもその存續するは善き生活をなさんが爲なり。」

前文は大西祝、「西洋哲學史」、後文は藤井健治郎・北吟吉共譯、ロージャヤース「西洋哲學史」に據る。

三 氏族 (Clan)

同一血縁に屬すと信ずるものの血縁の差等に顧慮することなき團體にして、其の範圍は常に家族よりも廣い。同一血縁に屬すと云ふ事實よりも之に屬すと云ふ信念、否寧ろ此の血縁を表はす所の氏族を有する事が此の團體の成立の基礎をなして居る。即ち此の族名を

有し、従つて血縁者と信ずるものの全部は集りて氏族と云ふ團體をなし、其の成員は相互の親善の如何を論ずる事無くして、皆一定の義務を負ひ權利を與へられる。同一血縁に屬すと云ふも、此の血縁は常に父母その一方の血統を連るのであつて、父系の血縁による氏族を父系氏族、母系の血縁による氏族を母系氏族と云ふ。氏族は勿論單獨に存在するのではない、數多相集りて部族をなし、部族の構成分子として存在するを常とする。今日の低級なる社會に就いて見るに、一部族を構成する氏族の數は大抵二四等の偶數であるが、時には氏族相集りてフラトリ(其他種々なる名稱を以て呼ばれる)即ち氏族團をなし、フラトリが相集りて部族を組立てる。また濠洲土人の如き場合には、更に此の氏族が小分せられて家族以上の團結云はゞ小氏族をなす。

氏族の成立過程如何に關しては種々なる異論があつて歸一しない。或は氏族を以て家族の擴大せられたるものなりとし、或は群が相融合(分裂)する事により部族を作れば群そのもの(又は分裂したる一半)が氏族となると考ふ。

氏族の機能は社會の事情如何によりて著しき消長あり、一概には云ひ去り難い。其の發達の頂點に於ては、一の共同的經濟單位たると共に、統制の團體たり、宗教祭祀饗宴等の文化的團體であつて、云はゞ殆ど一切の社會的機能を吸収した。此の時にあたつては、其の結合の強度また絶頂に達し、個人は全人格をあげて其の中に没し去つた。氏族のかく重要なる時に於ては家族の意義も甚だ微弱である。氏族の衰滅に伴つて家族は其の機能と團結とを加へ、遂に家長的大家族の成立を見るに至つた(高田保馬稿)。

四 部 族 (Tribe)

或は種族とも云ふ。氏族を直接の構成要素となしその結合して成せる社會である。或學者は之を地縁團體と見るが、多くの學者は血縁を以て部族結合の中心紐帶であると考へる。その特色は少數の血族が相集りて形成する一大家族團體なる事である。部族の成員は事實上又は少くとも擬制的に血縁によつて繋がれるのみならず、共同の祖先の觀念によつて結合せられて居る。各氏族に首長ある外、部族は常に全體として首長を有する。この首長は共同の祖先の純粹の血統を承けたる者であり、重に軍事上の指揮者となる。部族は内婚的なることあり外婚的なることもある。部族は常に數多の氏族から成立ち、此の氏族は中に數多の家族を含む。含まれる氏族の數は一定してゐない。

部族と氏族との發生上の關係に就いては種々なる異説がある。其の重なるものは、群が分裂して氏族をなし群自體が部族をなしたりとするもの、數多の群が結合して部族をなし各群は氏族となすものの、二である。

部族は更に進んでそれ自體構成の單位となりて他の部族と共に部族同盟を作る。部族は人口の増加に伴つて分裂する。新舊の部族の間には自ら親和の念を存するのみならず、外群に對する敵對の必要上、相結合して軍事的政治的統制の下に立つに至る。かくして部族同盟は形成せられるのである。特に父系部族(血統が父系によりて連なるもの)の場合にありては種々なる事情のため、此の團結は鞏固のものとなり、茲に民族 (Folk) 部族的國民 (Ethnic nation) を形成する。但し國家の形成は此の如き部族の平和的融合に負ふよりも、寧ろ征服の關係に負ふ事が多い。これはグンプロツチ一派の「社會學的國家觀」の説く所である。何れにせよ、國家が形成せられ、社會組織を地域關係に基づくるに及べば、血縁的組織たる部分は

自ら廢れる(主として高田保馬稿に據る)。

○敷衍資料

一 社會と個人

その時我々はまづ自己の存在が根源的に單なる個人でないことを知るであらう。我々の存在が何よりもまづ個人であり、かゝるアトムの個人の集合とそれらの間の相互契約とから社會が生れたといふやうな考へ方は近代合理主義的思惟方法が産み出した概念的な所産であるにすぎない。それは個人の單なる概念であつて現實の個人そのものではない。現實に實存する處の個人は、常に一定の歴史的社會に於てあり、かゝる社會から生れ、かゝる社會に生き、かゝる社會の中に死んでゆく處の社會的個人である。人が人としてこの世に生まれた時彼は既に人間であつたのである。

快樂主義の倫理をとく者は多く人間の原本的衝動を以て個體維持の衝動に置く、そしてこの根源的な傾向から同情や愛他の感情を導き出さうとする。かくてジョン・スチュアール・ミルは類似聯想の法則によつてこの試みを成就しようとし、スペンサーは進化論をとり入れることによつてその説明の困難をかくしようとした。彼らは何れも現代自由競争的社會を強く支配しつゝある處の個人的利己主義を以て直ちに人間の根源的事實と考へようとするものであるが、しかし原始共同團體を支配したものがかゝる個人的利己主義ではなくしてむしろソリダリテートの原理に近いものであつたことは、トーマズ等の社會に見られる處のレヴィ・ブリューールの所謂論理以前の論理の説等に徴しても十分理解し得られることであらう。種族の維持は決して個體保存の機械的集合にすぎないやうなも

のではなくて、原理的にはむしろ個體保存に先行するものであり、それが生物的生命一般の底を流るゝ最も深い根源的衝動であるやうに思はれる。この意味で種の維持と繁殖への衝動は個體保存の衝動に先行するものであり、後者は前者を基底とし地盤とすることに於て成り立つたものであると見ることの方がむしろ事實に近いとも言へるであらう。凡ての有機的生命の進歩をば所謂個物間の生存競争のみから説明しようとするやうな考へ方は個々の有機體の自己保存の衝動を生活體の唯一の原理としようとすると根本的な偏見に基づくものである。人は社會的動物であるときよく言はれるが、それは單に人間が孤獨なる生活に堪へ得ない社會性を持つた存在であるとか、人は自己を愛すると共に他をも愛し他に對する同情の念が利己心と共に根源的なものであるとか、乃至は人間の生活が社會の有機的相互關聯を離れては成り立たないものであるとかいふだけのことではなくて、それよりはもつと深い根柢を持つた存在事實でなければならぬ。我々の自己は根源的には單なる個ではなくて、個であるよりも前に種の社會的自己でなければならぬ。それは恰も有機體の各細胞が唯その有機體の全體的存在をまつてのみ存立し得るもので、かゝる全體から獨立した細胞がまづあつてその機械的集合によつて有機體が始めて成り立つたものでないことにも類比せられるであらう。もとより何らの個體性なき人間といふやうなものは考へられない。人間が一つの行爲的人間として存在した時(行爲せざる者は人間ではない)それは既に何らかの意味で個體的なる存在であつたと言はねばならぬであらう。しかし人間が自然の單なる一態としてでなしに、自然を對象化し自然の克服否定の勞働的努力を以て彼等に特有な人間の生活——生産的經濟生活を開始した時、既にその生産勞働は一つの社會的

勞働であり、かゝる勞働の主體的單位は個人であるよりはむしろ種社會であつたと言ふことが出来るであらう。彼らにかゝる種社會の一細胞としてのみ生産的勞働に従事し、その收穫の享受にあづかつたのである。……我々の自己は本來的には決して單なる個體ではなくして根源的に共同社會的なる地盤の上に立つたものであるといふことだけは争ふことの出来ない事實であらう。……我々の自己は單なる父母から生れるのではなくて一定の歴史的社會から生れるものである。自己とは單なる抽象的個人といふが如きものではなくしてそれ自身の中に無限の社會的歴史的限定を藏するもの——かく無限の限定を受けながらその所限定の局限に於てこの方向を翻し、自己自身の内なる底なき底から湧き出づる創造的原理に従つて逆に社會を限定しゆく可能性を持つ處に自由の意義と人格の存在とがある(柳田謙十郎、「辨證法的世界の倫理」)。

第五課 團體と協同

【第一節】

○敷衍資料

△例話

一 安倍河原の石合戦

五月五日兒童の戯とて、隊を分ち石もち打あふを、俚語にいんぢうちといふは、石打といふ詞のよこなまりにして、ふるくより兒童とせしは、全く戰國争鬪の風、童部にもをしうつりしなるべし。君(徳川家康のこと)はいまだいとけなくて駿河の今川がもとにおはしける時、石打見そなはさんとて、近侍の者の肩に負はれ安倍河原に出ませしに、一隊は三百人あまり、一隊は百五十ばかりなり。人々みな多勢の方により來て見んとす。君、われは小勢の方にゆかむ、小勢の方の人は自ら志を一決して恐怖の念なく、隊伍もいとよく整ふものぞ、と仰せければ、かの侍、この君、何をしろしめしてさは仰せらるるぞといぶかしく思ひしが、程なく打合はじまりしに、多勢の方はさへもせず敗走し、見物の者もそが方にゆきしは、人なだれにおしすくめられ、からうじて逃げちりぬ。この事傳へ聞きし者ども、御年の程にも似つかはしからぬ御聰明の御事かなと、感じ奉らぬはなかりしとぞ(徳川實記)。

△格言

一 五指之更^{コモゴモ}彈^{クハ}、不^レ若^カ捲手^{ボウニ}一^{ボウニ}語^ニ。萬人^{コモゴモ}之更^ム進^ム、不^レ若^カ百人^{ヒャクニ}之俱^ニ至^ル。——淮南子

△訓辭

一 一家の維持法を諭す船の譬

翁(註。二宮尊徳)曰、家屋の事を、俗に家船やふね又家臺船やたいぶねと云ふ。面白き俗言なり。家をば實に船と心得べし。是を船とする時は、主人は船頭なり、一家の者は皆乗合ひなり、世の中は大海なり。然る時は、此の家船に事あるも、又世の大海に事あるも、皆遁れざる事にし、船頭は勿論、此の船に乗り合たる者は、一心協力此の屋船を維持すべし。扱此の屋船を維持するは、楫の取様と、船に穴のあかぬ様にするとの二つが専務なり。此の二ツによく氣を付れば、家船の維持疑ひなし。然るに楫の取様にも、心を用ひず、家船の底に穴があきて、是を塞がんとせず、主人は働かずして、酒を呑み、妻は遊藝を樂しみ、倅せがれは碁將棋に耽り、二男は詩を作り、歌を讀み、安閑として歲月を送り、終に家船をして、沈没するに至らしむ。歎息の至ならずや。縦令大穴ならずとも、少しにても穴があきたらば、速かに乗合同力を盡して、穴を塞ぎ、朝夕ともに穴のあかざる様に、能々心を用ゆべし。是此の乗合の者の肝要の事なり。然るに既に、大穴明きて猶、是を塞がんとせず、各と己が心の儘に安閑と暮し居て、誰か塞いで呉れさうな物だと、待つて居て濟むべきや。助け船のみ頼みにして居て濟むべきや。船中の乗合ひ一同、身命をも抛ちて働かずばあるべからざる時なるをや(二宮翁夜話、卷之三)。

【第二節】

○敷衍資料

- 一 伊藤仁齋近隣と協力して井を濬ふ

左右比屋力を戮くはせて義井を濬くはふ。仁齋之を聞き、出でて共にせんと欲す。衆皆曰く、吾曹之を成せば足れり。何ぞ先生を役することを爲んと。仁齋曰く、敢へて義の辱かたじけなきを謝せざらんや。然りと雖も余此の井を汲む、既に衆と異ならず。今豈に獨り與あづからざるの理あらんやと。遂に纒かづを執つて其の勞を分つ(先哲叢談、卷之四)。

註。左右此屋とは、左右の近隣のこと。義井とは、井戸のこと。纒とは、つるべつな。

【第三節】

○細説

- 一 肇國以來の君臣和合の歴史

文部省編「國體の本義」の第一「大日本國體」を参照せられたい。

- 二 大和——「國體の本義」の第一「大日本國體」四「和とまこと」を参照。

- 三 聖德太子の憲法十七條

憲法十七條の發布は太子の國政改革事業の最高峯に位するものである。發布の時は日本書紀によれば、推古天皇十二年四月のことである。

憲法の全文は幸に書紀によつて今日に傳へられた。極めて簡單に各條の要領を述べるならば、第一條には和を以て貴しとし、忤ふことなきを以て宗とすと宣はれ、上下の和睦を教へられ、第二條には篤く三寶を敬へと宣はれ、これによつて惡を教へ枉れるを直さんとを庶幾せられ、第三條には詔を承けては謹むべきこと、君臣の分定まつて國家平安なることを教へられ、第四條には群卿百寮禮を以て本とすること、上下禮あつて國家自ら治ま

きを注意せられ、第六條には人の善を匿さず、惡を見ては必ず匡さんことを教へられ、誂ひ詐く者を國家を覆へず利器と斷じ、第七條には各々の職掌を正しくすること、官その人を得れば社稷危きことなきを述べられ、第八條には早朝（早く）安退（遅く）、官吏の執務に精勵すべきことを誡められ、第九條には信の徳を重んじ、諸臣の信あるべきを力説せられ、第十條には人の己に違ふを怒らず、共に是れ凡夫と觀すべきを教へられ、第十一條には功過を明察して賞罰必ず當つべきことを述べられ、第十二條には國司國造の百姓に賦斂するを誡められ、國に二君なし、民に兩主なし、率土の兆民、王を以て主となす、所任の官司は皆是れ王臣なりの大文字を列ねられ、第十三條には官吏の職掌を知つて事を闕（おぼ）るなからんことを誡められ、第十四條には人を嫉妬するの慎むべきを諭され、第十五條には臣の道は私を背いて公に向ふべきにあるを教へられ、第十六條には民を使ふに時を以てすること、冬期農桑閑ある時民を使ふべきことを述べられ、第十七條には大事は獨斷すべからず、衆と共に論すべきことを教へられてゐる。

これによれば表面憲法の問題とする所は、官吏の服務規律であり、又抽象的な道德であると解せられるが、仔細に考究するならば、その服務規律の中に嚴肅なる國體觀念が教へられ、高遠なる政治理想の宣揚せられたるを見るべく、その抽象的な道德の中に、時弊を匡正すべき適切な誠を見出すことができるであらう（坂本太郎「聖德太子の鴻業」）。

○敷衍資料

一 日清日露の兩役に於ける我が國民の和衷協同

〔日本國民が一度國家の浮沈に關するやうな一大事變に面接するや、上下學つて如何に和

衷協同するかを示す例として、日清日露兩役當時の議會の様子を左に述べる事とする。〕

すでに我が帝國は明治二十七年八月一日清國に對して宣戰を布告したのであるが、九月十五日、大元帥は廣島の大本營に入り給ひ、同月二十二日に、第七回臨時帝國議會を廣島大本營に召集された。時恰かも軍國多事の際に在り、上下擧げて心を一にし、亦一の牆に闘ぐ者なく、期せずして確執を棄て、一致して國家の大事を翼賛せんとした。十五日兩院議員一人の缺くる者なく悉く大本營の所在地に參集し、種々の議案は何れも兩院に於て直ちに可決される所となり、開議の劈頭、衆議院に提出された軍事費一億五千萬圓の收支豫算案の如きも、三箇月前、政府と相執つて降らざりし衆議院の抗爭とは打つて變つて、一の異議なく豫算委員會を通過し、直ちに本會議に附せらるゝや、僅々三分時をもつて之を決したのであつた。同年十二月二十日を以て東京に開かれた第八期議會に於ても經常豫算案又は臨時軍事費追加豫算案等に對して一の修正を加ふる事なく、滿場一致を以て直ちに之に協賛を與へた。

帝國議會あつてより、臨時戰役に際して之を召集したるもの二回あり、曩には第七期議會の日清戰役に當りて臨時議會が召集されたことは前に述べた通りであるが、更に第二十期議會が日露戰役の爲に召集されることとなつた。既に第十九議會は、在野黨の政府に對する反對運動猛烈を極めたるを恐れて、遂に一事を議する事なくして解散されたやうな次第であつたが、明治三十七年三月一日、總選舉の行はれるや、時恰も日露の戰端既に旅順及び仁川に開かれてゐる時であつたから、各地の選舉も一の喧擾を見ず、黨派の争鬭も亦從來の如き劇烈を來さなかつた。二十日開院式の當日、車駕親臨して次の如き詔勅を兩院

議員に下し給うた。

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ、貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク、帝國ト締盟各國トノ交際、益親厚ヲ加フルハ、朕深ク之ヲ欣フ、朕ハ東洋ノ平和ヲ永遠ニ保存スルノ目的ヲ以テ、朕カ政府ヲシテ露國ト交渉セシメタリ。而モ露國ハ平和ヲ尊重スルノ誠意ヲ缺キ、遂ニ干戈見ユルニ至レルハ、朕カ憾トスル所ナリ。然レトモ事既ニ此ニ至ル。交戦ノ目的ヲ達セシムルハ止ムヘカラス。今ヤ朕カ軍人ハ艱苦ヲ排シテ、其忠勇ヲ致セリ。朕ハ帝國臣民ノ協同一致以テ國光を宣揚セムコトヲ望ム。朕ハ國務大臣ニ命シテ、特ニ時局ニ關シ緊急ナル豫算案及法律案ヲ提出セシム、卿等克ク朕カ意ヲ體シ、和衷協贊ノ任ヲ竭シ、以テ朕カ望ム所ニ副ヘヨ

此の拜すだに恐懼措く能はざる御言葉に感激した我が國民が、上下交々心を一にして、以て勲慮に副ひ奉らんことに粉骨した事は申すまでもない事である。

更に同年十一月二十八日には第二十一期議會が開かれた。此の時にあたり、政府は戦時の財政計畫に就いて、政友會及び憲政本黨に議かるや、何れも交渉委員を擧げて、政府の當局者と相會し、豫め豫算案に就いて協定を遂げ、豫算案の衆議院本會議に上るや、毫釐の増減をもなさずして、直ちに臨時軍事費の全部を可決し、増税の諸案も、亦委員會の協議を経て、悉く確定され、貴族院、亦多くの討論を用ひずして、衆議院の決議を是認し、十二月二十八日、全會一致を以て之を可決確立した。その他種々の議案も、時宛かも一國の大事に遭遇し、國論を統一して上下力を併せて事に當るべき時であつたから、全て即席に可決され、政府に對して學國一致の保持を與へたのであつた。

【第四節】

○細説

一 拔駟の功名

他を出し抜いて爲す手柄。「一の谷嫩軍記」に、「早東雲と明る比、一二を争ひ拔駟の、平山、熊谷討取れと、切て出たる平家の軍勢、中に一際勝れし平山が、」とある。

二 拔駟の功名にあせる者の爲に戦に不利を來した例

「太平記、卷七」の「千劔破城軍事」の條に、「千劔破城の寄手は、前の勢八十萬騎に、又赤坂の勢吉野の勢馳加つて、百萬騎に餘りければ、城の四方二三里が間は、見物相撲の場の如く打圍んで、尺寸の地をも餘さず充滿たり。旌旗の風に翻つて靡く氣色は、秋の野の尾花が末よりも繁く、劔戟の日に映じて耀きける有様は、曉の霜の枯草に布けるが如く也。大軍の近づく處には、山勢是が爲に動き、時の聲の震ふ中には、坤軸須臾に摧けたり。此勢にも恐れずして、纔に千人に足らぬ小勢にて、誰を憑み何を待つともなきに、城中にこらへて、防ぎ戦ひける楠が心の程こそ不敵なれ。此城東西は谷深く切れて、人の上るべき様もなし。南北は金剛山につゞきて、而も峰峙ちたり。されども高さ二町計にて、廻一里に足らぬ小城なれば、何程の事か有るべきと、寄手是を見侮つて、初め一兩日の程は、向陣をも取らず、攻支度をも用意せず、我先きにと城の木戸口の邊までかづきつれてぞ上りたりける。城中の者共少しもさわがず、靜まり返つて、高櫓の上より、大石を投懸け投懸け、楯の板を微塵に打碎いて、漂ふ處を差しつめ差しつめ射ける間、四方の坂よりころび落ち、落重なつて手を負ひ、死をいたす者、一日が中に五六千人に及べり。長崎四

郎左衛門尉、軍奉行にて有りければ、手負死人の實檢をしけるに、執筆十二人、夜晝三日が間、筆をも置かず註せり。さてこそ、今より後は、大將の御許なくして、合戦したらんずる輩をば、却つて罪科に行なはるべしと觸れられければ、軍勢暫く軍を止めて、先づ己れが陣々を構へける。」と見えてゐる。

三 縁の下の力持

(い) 盡力の徒勞に歸したること。(ろ) 自己の功名を表に出さず他爲に努力すること。この二義があるが、今は普通、後の意義で使用されてゐる。

四 君子とは人に知られなくとも慍らぬ人

子曰、學而時習之、不亦説乎。有朋自遠方來、不亦樂乎。人不_レ知而不_レ慍、不_レ亦君子乎(論語、學而篇)。

註。人不_レ知而不_レ慍とは、我が徳すでに成つて人に知らるべき實あるも、不幸にして時に遇はず、我れを知り我れを用ふる者なき時、よくその道を樂んで、人をうらみに思ふやうなことなきをいふ。

【第五節】

○細説

- 一 附和——己れの定見なくしてかろがるしく他人の説に賛成すること。
- 二 雷同——みだりに他の説に附和する、雷の聲を發して萬物同じく之に應ずるに喩ふ。

○敷衍資料

△例話

一 中江藤樹附和雷同せず

藤樹先生嘗て曹溪院天梁和尚に就きて書を習ひ、また詩並びに聯句を學べり。寛永元年先生十七歳、京師より禪僧來りて論語を講ず。この時に方り大洲(註。伊豫國に在り)の俗、武を崇び、文を卑しむ。故に従學するものあるなし。先生獨り往きて之を聞く。蓋し先生既に大學を讀みて發憤し、心竊かに聖賢を期すと雖も、師と仰ぐべきものなし。然るに今やこの良師を得たり。その喜、知るべきなり。禪僧、論語上篇を講じ、終りて京師に歸る。先生また師事すべきものなし。即ち四書大全を購ひ、刻苦獨學し、晝は物議を恐れて終日武を講じ、夜深更に及ぶも、手卷を釋かず。必ず二十枚を讀むを定めとせり。若し通ぜざる所あれば思つて忘れず。夢寐の間人ありて教ふる所あるが如くにして曉得せる所多しといふ。初め大學大全を讀むこと殆ど數十遍、意達するに及び、語孟を讀み皆通ず。或は云ふ、先生十六歳にして十三經を繕き、諸子百家の文及び和書の如きも幾分涉獵したりと。論語に曰く、「徳不_レ孤、必有_レ隣。」と。宜なる哉、四隣終に動かされて學に志すもの出づるに至る。寛永四年、中川貞良同志二三輩と會合し、先生に就きて大學を學ぶ。是に於て先生、斯の文を興すを以て己が任となす。大洲の地始めて文教の雨露に浴するに至れり。

藤樹先生二十二歳、一日兒玉某を訪ふ。會て荒木氏座に在り。先生の到れるを見て曰く、「孔子來り給へり。」と。やゝ嘲笑の語氣を以て迎ふ。先生翫然として曰く、「孔子卒して此に二千有餘歳、今汝我れを目するに孔子を以てする所以のものは、豈我が文を學

ぶを以て之を嘲けるか。文を學ぶは士の常のみ。士にして文なければ奴僕と何ぞ異ならん。」と。荒木某愧ぢ且謝して曰く、「我れ戯るるのみ。請ふ、之を許せ。」と（滋賀縣高島郡教育會、「藤樹先生」）。

△格言

- 一 協同は力を生ず。——ドイツ俚諺
- 二 一目之羅不可_レ以得_レ鳥。——淮南子
- 三 子曰、君子和而不_レ同。小人同而不_レ和。——論語、子路篇
註。和とは、各自の守り執るところは有つて而かも互に調和すること。同とは、たゞわけもなく同意すること。
- 四 子曰、君子周而不_レ比。小人比而不_レ周。——論語、爲政篇
註。周とは、公平に偏頗なく善人に親むをいふ。比は一方にかたより黨するをいふ。

△訓辭

一 協同

（上略）ともかくも活動といふことだけは、人間の目的として是認しなければならぬこととなれば、勢ひ協同といふことを其の目的を實現するために、最も缺くことの出来ぬことと看做さざるを得ぬ。さなくば活動を續くることは望みにくい。續くることを望まぬのは、一切を自然に放任して顧みないと同義で、目的を立てることと矛盾するのである。しかし唯一人では、如何に生得が强健でも、到底五六十一年以上に活動を續くることは望まれない。少なくとも三人以上の協同は、人間の活動を續くるに必要である。一

人は妻で、一人は子である。禽獸にひとしい活動を續くるのでも、三人の協同がなければならぬ。此の條件に背くときは忽ちに其の種が絶えてしまふ。もつとも、協同は唯一時的那であらうか、永遠的であらうか、數人、數十人とどまつてよからうか、一地方、一國に限られてよからうか、其の範圍の廣狭乃至其の協同の方法、組織、規約、例へば、各人の自治に一任すべきであらうか、主權者を定め、法律、懲罰を課すべきであらうか等に關しては多少の異論を容るべき餘地もあるが、とにかく協同といふことがなくては人間の生存を續くる方法がなく、活動を有效ならしめることが出来ぬといふことだけは争ふべからざる事實である。

かるが故に、古今、東西、文化を闢すること三千年、無數の習俗、無數の法制、無數の道義、宗教の其の間に成りたつたものの、或は明かに、或は暗に協同を正善と立てない例はない。倫理上で邪惡といふは、或は直接に、或は間接に、協同に累を及ぼす意志若しくは行爲を指すのである。例へば、彼の根氣がなく、忍耐がなく、勇氣がなく、競氣がなく、熱心がない薄志弱行の徒を、古今、東西、聖凡共に貶すのは何故であらう。第一には、此等の弱點は自主獨立の徳に累ひするがためであるが、自主獨立を缺くものを非とする所以は、徒らに他に厄介をかけて、聊かも協同に資する所がない爲である。或は彼の私慾一方の徒を憎むも、同じく協同の旨に悖つてゐるからのことである。自己一身の爲に他を害し自ら害するが如き行爲を非とするのもまた同じ理由である。要するに、倫理上で正善と立つるのは協同を有效ならしむべき意志、行爲で、邪惡とは協同に累を及ぼすべき若しくはこれを破壊すべき虞れある意志、行爲であることは古今東西

揆を一にしてゐる。

或は勇敢、剛毅、果斷、豪邁を、或は細心、遠慮、恭敬、謹慎を、或は努力、勤勉、刻苦、向上を、或は忍苦、節慾、克己、自制を善とするのは、此等は何れも爲すあるの意志力を代表するもので、自主獨立の地盤たると同時に親和協同に缺くことの出来ぬ要具であるからのこと。それに反して彼の意志の薄弱なるより起るあらゆる不行跡、懶惰、怯懦、放縱、粗鹵、後先見、粗暴、耽溺、卑屈、依他、自暴自棄、乃至一時を糊塗しようとする虚偽の如きは皆悪である。善といひ悪といふ、共に協同を人生の目的と立てた上での沙汰なることは明かである。

又彼の忠恕、博愛、慈悲、獻身を、知足、寡慾を、無私、平等を、公明、正大を、正直、律儀を、適宜、中庸を善と立てるのも、協同を正善と定めるからのこと。自分勝手一方の心に原づく害己、害他を邪惡と定めるのも同じ意である。委しくいへば、他人が心身の自由を害する諸行爲、例へば、侮辱、誘惑、威嚇、強迫、壓制、他人の名譽を損害する讒誣、誹毀、中傷、自己の品性を損害する不品行、他人の財産に對する盜掠、欺騙、自己の財産に對する濫費、奢侈、自ら招く破産、他人の身體に對する毆打、弄辱、殺傷、自己一身の不攝生、自暴自棄、自殺、自他の家族に害を及ぼす諸行爲、墮胎、誘拐、姦通などは、如何なる未開の世に在つても、苟も當の社會に有害であると看做さるゝ限りは、曾て邪惡とせられないことばない。

甚だしい野蠻には、親を野に棄てるのを是とするものがあり、夫に後れた婦を焚き殺すを是とするものもある。いはんや一婦多夫、一夫多妻、墮胎、強迫結婚等は何とも

思はぬ。しかも皆當の社會の習俗で、暗にかくするのが協同に利があると看做されたからである。自分勝手一方で他を害するを是とする例は、かりそめにも社會を成せる人間中には見ることが出来ぬ。

古往今來協同の正善とせられ、私慾一方の害自他の邪惡とせられたることは争ふことが出来ぬ。彼の道德は世と共に推移ると解するは、根幹よりも枝葉に重きを置いた見解に外ならぬ。

さもあれ協同は人間をして活動を永續せしむるための最上要件に外ならぬから目的とはいへ、人生究竟の目的ではない。人間は協同し得た後に、そも／＼如何なる活動をなさうとするかが問題である(坪内雄藏、「道德の要旨」)。

二 點滴の水

何百萬馬力の電力を發生する、世界最大の瀑布ナイヤガラも、其の馬力は點滴の水の集合の力に過ぎない。即ち水の滴を意味するに過ぎないものである。

ナイヤガラの力は、點滴の水が結合したるものに過ぎない。唯點滴の水が同一の方向に向つて行つたものに過ぎない。離れたる水は離れたる人間と同様である。凡ての力は結合に於て存する。其の力は同一方向に行くの爲に結合したるものに過ぎない。

「結合に於て力あり」といふ言葉は、文明國各人の心にある可きである。此の言葉の下に一國の力が横はつてゐる。又凡ゆる正當の力が此の言葉の下に横はる。力是一個の中には無い、唯結合に於てある。力の單位の聯合に於て存する。

偉大なるは、瀑布の力である。其れより發生する力の一部が、何百哩外の數多の大都

市に照明を與へ、製造工場に動力を與へ、又鐵車を走らす。其の源は雷鳴の響を以て斷崖より落下する瀑布である。

偉大にして恐る可きは電光である。何百代に亘りて、人は震駭して頭を下げた。蠻人は瀑布の神を禮拜し、彼等の獨木舟が瀑布の斷崖に近づきたる時彼等を殺す神を恐れした。又電光は何の役に立たぬ、否慘虐のものとなした、即ち悪性の神となしたのである。其の瀑布は、點滴の水の集合體である。長さ八哩或は以上に閃めく電氣の閃光は恐る可き力を有するが、嬰兒さへも傷ふことなき、小電力の集合に過ぎぬ。

人類の集合したる智識力——即書籍、學校、經驗等より集めたる力が、大自然力に對する從來の人間の態度を全然變化せしめた。單純にして、迷信深き蠻人を恐怖せしめる、ナイヤガラ瀑布は、今日奴僕として使用せられ、電力を捕へ、制御して照明を取り、機械を動かすと共に賤家に於ける洗濯掃除用にも使用せらるゝに至りたるのである。

人類社會の進歩も最初より結合力の上にある。基督降誕千年前にホーマーは『結合の力は何物にも勝つ』と書いたが、ホーマー以前拾萬年にも人間は已に此の眞理を會得して居つた。小舟を造る爲に人間は、丸太材を河邊に運ばんとして、多數が結合したのである。文明の起原は人が村に集合して、種族を形成したるときに始まる。而して、終に國民として結合したるときに、最も進歩したものである。

人間成功の源は思想の集中が根本なることを兒童に話し、又此の大瀑布の水は數千の河流が注ぎて出來上りたる、大湖水を通して來れるものであり、而して一千萬頭の馬を一車に結び付けたる力は、水の點滴の集合である所の此の瀑布の力に及ばぬことを話し、

又天空に閃めく電光は極微の電力より成立し、恰かも點滴の水が大瀑布を作るに比して、何等變らざるものであることを話す可きである。

ターピンを過ぎたる水が如何にして、電力を發生するか。其の電力は人工の電光に等しくて、斷崖に懸る瀑布の力が、如何にして山嶺を越す所の巨量の鐵車を動かすかを説き示す可きである。

『結合せよ、何となれば、そは魔術よりも強きが故なり』とは、西印度に奴隸として生れたる、智勇兼備の改革家トーマン、ラブルツルが同胞をして自由の爲に結合せしめんとした言葉である。魔法醫者の言、即迷信に對抗したるものである。彼はナポレオンより『罰す可き謀叛黑人』と目され、ナポレオンの詭計に陥りて、其の精兵三萬五千人と戦つたが、遂に佛蘭西の牢獄に餓死した。然し乍ら、彼が自由となしたるヘーテの自國人より神の如く崇敬せられたのである。

又吾々は何億圓を計上する穀物の收穫を見るが、恰かも大瀑布が點滴の水より成立つが如く、穀物の收穫は亦水の集合力に由りて生ずる。太陽熱に由りて、大海、湖上等より蒸發せる濕氣が、農園の上空高く雲霧を形成する、遂に雨となりて降り、穀物を生産せしむる。小なるものが結合の結果、大なる力となり、大なる農作を齎す事を知る可きである。若し一哩立方積の大海の水を擧げて地上に雨降らしめんか、地は破壊され、人命を傷ふけれども、太陽の熱が其の水を蒸發して徐ろに之を擧げ、冷氣と空中の塵埃とを媒介と爲して、點滴の水と爲して之を地上に降らし、以て地上の渴を醫すのである。

カーライルは『心は常に他と共に協同一致の態度にあり、唯惡事に對してのみ一致す

る勿れ』と言つた。此の言は一致團結を要する一國內にありて、人種宗教等の爲に怨恨を懐く者に由りて記憶せらる可きである。大演説家にして、又政治家なるダブリン生のエドモンド、ベルクは團結の力及び義務に就いて『悪人の結合せるときは、善人の協力を要する。然らざれば善人は一人々々卑しき犠牲に斃れる』と記した。

茲に國民は小黨小派を樹て、相互に反對す可きではなく、全人民の爲に大なる國民的結合の運動が緊要である。正當にして、公明なる何事でありても、團結の下に仕遂げられざる何も無いのである（世界的現代訓）。

【第六節】

○細説

一 「かしの實のひとつ心に」云々の御製
明治三十七年「寄國祝」なる御題にて詠ませ給へるもの。樞の實は、ただ一つづつなるものなれば、ひとつの枕詞として用ゐさせ給へり。蘆原の國は日本國の一名。萬民一心にこの國を守るがうれしと詠ませ給へり（佐佐木信綱、「明治天皇御集謹解」）。

第六課 秩序

【第一節】

○敷衍資料

一 國家の秩序と個人の自由

個人が國家的生活をなすといふ其の事の中に、直ちに個人の氣儘氣隨の意志は必ず抑制されねばならぬものであることが意味されてゐる。個人が皆銘々氣儘氣隨の意志に従つて行動するやうでは、到底統一ある國家は成立するものではない。しかし此の氣儘氣隨の意志が抑制されるといふことは、直ちに自由が制限されるといふことではあるまい。若し我が氣儘氣隨の行動を敢てすることが、我れに許されたことであるならば、それは他人が氣儘氣隨の行動をなすことも他人に許されたことであらねばなるまい。さうしたならば、各人の生命・身體・財産・名譽・權利等が安全に保證されることが甚だ覺束ない。それが保證されずに、各人の自由を享樂するといふことが、どうして出來ようか。然るにそこに個人の氣儘氣隨の意志を超越した國家といふ一大權威があつて、その者が各個人を主宰し統一し、しつかりと秩序を維持することがあるので、そこで各個人は各其の自由を享樂することが出來るのである。だから國家があるから個人の自由が制限されるのではなく、國家があるから、個人は其の自由を享樂することが出來るのである。されば國家の秩序と、個人の自由とは何等矛盾するものでなく、却て秩序があるから自由が存在し得るのである。動物的自由を主張する者が、恰も法律・道德・風習などを自由の敵であるかの如く考へてゐるの

は非常な謬見であるといはねばならない(藤井健治郎、「國民道德論」)。

二 動物的自由

動物的自由とは本能及び衝動に基づくあらゆる欲求を何等反省・考慮せず充足する場合をいふのである。即ち人間の動物的欲求を充足する上の無制限である。従つて、この種の自由は獨り人間にのみ限られた自由とは云はれない。動物と雖も亦これを有して居る。而して無反省的に我々の本能的若くは衝動的欲求を充足すると云ふ點より云へば、何等外形的束縛・拘束を受けないことにもなるから、この種の自由はやくもすれば、眞の自由であるかのやうに考へられ易いが、本能・衝動の支配より一步も出ることが出来ないこと云ふことであれば、これを決して自由と云ふべきではなく、寧ろ不自由と云はなければならぬ。而してかゝる無反省的自由は個人的にも社會的にも種々の害毒を醸しつゝあることは看過することの出来ないことである。若し個人が此の種の自由を飽くことなく充足するならば、おのづから放縱となり、個人主義となり、ホッブスの所謂「萬人敵對」の時代が出現するに至るやも計り知る事が出来ない。これが墮て社會の健全なる發展を妨ぐることとなるのである。思ふに、個人の生活は、その初期に於ては、或は、動物的なものであるかも知れないが、人は何人と雖も決して永久に此處に止まり得るものではない。人間の意識の漸次發達すると共に、人の生活の主動力は、漸次、肉體より精神に移り行つて、本能及び衝動に基づく欲求を抑制して精神的要求の充足を計らうとするに至るのである。これは人の本性に基づく普遍的な傾向である。この事實を看過して仕舞ふ爲に、動物的生活のみを重んじて人間生活に於て光明を放つ精神生活の價値を認めない結果、遂に動物的自由を以

て、眞の自由であるかのやうに解釋するに至つたものかと思はれる。併し乍ら、それは明かに大なる誤謬である(深作安文・高橋幸太、「現代思想と倫理學說」)。

【第三節】

○敷衍資料

一 クレマンソーの遵法

フランスの首相クレマンソー(Clemenceau) (一八四一—一九二九年)がアメリカを訪ねた時、アメリカ工業界の重鎮なるシュワツプ氏が、世界の名酒を集めて贈物にした。もと／＼アメリカは禁酒の國ではあるが、他國よりの賓客であるから、特別に歡待したのであつた。隨行の各員たちは、すてきな名酒の相伴に與れるものと、喉を鳴らして期待してゐたが、クレマンソーはアメリカ各地を巡遊しながら何日までその贈物に手をつけぬ。隨員たちはたまりかねてたうとう謝肉祭の當日、「今日は閣下の爲に祝杯を擧げたいと存じますから、先般シュワツプ氏より贈られました名酒をお分ち下さいませ。」と申し出た。すると首相は、「それはいけない、アメリカは禁酒令實施の國である。如何に賓客として優遇されるとも、友邦の法律を破ることは出来ない。」とて、アメリカに居る間は一本の酒にも手をつけなかつた。

二 松平定信公吏を賞す

松平定信が幕府の公用で京都へ上る時、根府川の關所に通るかゝると、關所の番人は何れも白洲に平伏して送迎した。

この時、定信は何氣なく笠を着けたまゝ歩いてゐたら、番人の頭が恐る／＼頭を擡げて、

「御定法に候へば、お笠をお取り候へ。」

と聲をかけた。定信はなるほど直ぐに笠をとつて通行し、小休の所から人を返して、彼の番頭に、

「先程は笠をつけたまゝ、通らうとして誠に不調法であつた。しかるに御定法を注意してくれたのは、感心の至りである。」

と申し遣はした(小原國芳、「聖者の光」)。

【第四節】

○細説

一 カーライル (Thomas Carlyle) (一七九五年)

イギリスの思想家・評論家。エジンバラ大學教授となる。ピクトリア朝文星の一人。其代表作に、「衣裳哲學」「英雄及び英雄崇拜論」「佛國革命史」「過去及び現在」等がある。

○敷衍資料

△例話

一 針一本の不注意

大正六年の冬、東京帝國大學附屬醫院小兒科の一室に、愛らしい小兒患者が來た。今まで玩具など手にして機嫌よく遊んでゐるかと思ふと、忽ち發作的に、玉の緒も絶えんばかりに泣き叫び、熱度も三十九度より四十度の間を上下するので、専門の教授もその病症を診定しかねて、當惑した位であるから、まして看護してゐた母は氣も狂はんばかりに心をなやました。まだ十分な手當も出來ぬ中に、可憐な患者は三歳を一期として大晦

日に暮れ果てる年と共に長へに息が絶えた。教授は餘りの不審さに學術研究のためとて兩親の承諾を得て、元日早々解剖に附した。剖檢器が肝臓に近づいて膿汁が出たと見る中器は突然固い物に觸つた。さてはと思つて調べて見ると、南無三寶！一本の木綿針が肝臓から心臓を貫いてゐたのである。あはれ、この可憐な兒は針一本のために尊い命を奪ひ去られたのである。始めから解剖に立會つた兒の父は、それを見て過ぎ去つた一事を憶ひ起し溢れる涙をおし拭つて言つた。

「或る日の事、この兒が急に火のつくやうに泣き叫んだので何事かと思つて、附近の醫師に診察を請うたが、何の異状もないとのこと、安心してそのままにしておいた。ただしその時胸に小さい傷のあとがあつたが、蟲か何かに刺されたのであらうと思つて、氣にも留めなかつたが、今思ふとその傷こそこの針の刺しこんだ痕で、この兒にとつて實に致命傷であつたのでせう。」

今更痛恨に堪へない面持でかく語つた。さてこそ針はどうしてこの兒に刺さつたのであつたか(山本良吉、「女子の教養」)。

二 渡邊華山の日省課目

華山は三河國田原藩の微祿な武士の家に生まれたのであるが、その刻苦奮勵が認められて、文政十年には藩主から拔擢されて、側用人といふ重職に就くこととなつた。次第に人事世務が多くなり、生活を規律化する必要を痛感したのであらう、文政十二年、三十五歳の頃に、日省課目を作り、之によつて日々の生活を規律化した。

今、日省課目の全文を左に掲げることとする。

- 一、明且寅(今の午前四時)已に讀める書を温め、課誦篇を以て計る、每背誦して篇に如く、又昨觀し法書名畫を想ひ、又今日爲すべき事を慮る。
 - 一、朝明卯(今の午前六時)書を読み、或は兒童を教授す。
 - 一、早食辰(今の午前八時)課卯時に同じ、或は武を講ず。
 - 一、禺中巳(今の午前十時)畫いて人の索めに應ず。余毎に思ふ、此時妙繪を臨模し、法書を影寫せば、必ず技を進めん。然るに困乏飢に及び、僅かに畫を以て免る。故に一日畫を作らざれば、一日の窮を増す、只身窮するのみにあらず、上は二母の養を虧き下は弟妻の慈を虧く。余の畫、是を以て、農の田、漁の畝の如く然り、豈歎ぜざるべけんや。
 - 一、正中午(今の正午)巳時に同じ、或は君親に事ふるの外、賓客に對し、萬事に應ずる多く此時に在り、若し畢らずんば、後時を以て之を補ふ。
 - 一、日映未(今の午後二時)午時に同じ。
 - 一、日旰申(今の午後四時)傳模移寫、意に隨ひ力を極む。
 - 一、日暮酉(今の午後六時)意に任せ諸部の書を觀る、或は鈔録し、或は詩若くは文を作る、最も可なり。唯功を計り記して廢すべからざるなり。
 - 三 フランクリンの日課表
- フランクリンは、日常生活を規則正しくする爲に、左の如き表を作製して、各事を定時になすことに努力した。その日課は次の如くである。

(朝)	我は今日如何なる善を爲すべきか。	時間	七六五	起床、洗面、祈禱、當日の決斷、學問、朝食
			九八	勤業
			一二	讀書、勘定、畫食
(晝)			五	勤業
			四三二	勤業
(午後)			九八七六	事物の整頓、夕食、音樂或は娛樂、或は談話、當日の點檢
			〇	睡眠
(夜)			四三二	睡眠

四 カント Immanuel Kant (1724—1804) の生活

彼はプロシヤのケーニッヒスベルクに生れ、その地で大學教育を受け、後某家の家庭

教師をしてゐたが、轉じてケーニッヒスベルク大學の講師となり、倫理學、論理學、哲學、數學、地理學等を教授した。一七七〇年教授に任ぜられ、一七九七年までその職に在つた。終身娶らず、又脚一步もその郷地を出なかつた。斯くて家庭生活の煩累を受けることなく、その日常生活は實に規則正しく几帳面であつた。晩年のカントの生活は殊にさうであつて、起床、講義、著述、食事、散歩、思索、就床の凡てに於て、「時計に従ふ」極度に規則正しいものであつた。生來虚弱な體質にも拘らず、七十以上になつて、質に於ても量に於てもあれだけの仕事が出来たのは、彼れの生活の仕方が秩序頗る正しく、又彼れが非常に用心深い衛生家であつたからであらう。

かう云ふ話がある。毎日午後には彼れは友人の所に出かける。さうして七時までは一緒に愉快な會話をして過す。併し、七時になつたら間違ひなく辭去するのであつたから、その街に住んでゐる人達がよく次の様なことを云つてゐたといふ。「まだ七時にはなりませんよ。カント教授のお通りがないから。」

又、カントの助手であり、死後その遺言の執行者であつたワヂァンスキーは、カントに就いて語つてゐる。

「五時五分前になると、夏であらうと、冬であらうと、下男のランベが寢室に入つて来て、『時間であります。』と軍隊流にいかめしく叫ぶ。するとどんなことがあつても、たまには夜よく眠れなかつた時にでも、カントは即刻躊躇せず、直ちにその嚴命に服従した。よくカントは食卓でこの下男に向つて稍々自慢げに尋ねる事があつた。「ランベお前は三十年にもなるが、一朝でも私を二度起さねばならぬ事があつたかい。」——『いえ

先生。』これが、以前に兵士であつたこの下男のきまつた返事であつた。」と。

五 書籍をよく整頓した宣長

宣長は國學の大家で、今より約二百年前、伊勢に生れた。彼が多くの書を著して、我が國體の善美なる所以を明かにしたのは永く没することの出来ぬ功績である。

宣長の集めた書物は夥しい數に上つたが、一々之を本箱に藏めてよく整頓しておいた。たとへば何番の本箱より何番の本箱に至るまでを國史とし、次の何番の本箱より何番の本箱に至るまでを文學とし、且各の部類の中でも次第を定め順序を逐うて藏めておいたから夜中燈火を用ひなくとも自由に之を抽出することが出来たといふ。

宣長は常に家人に向つて、凡そ物は何であつても、之を捜し出す時の事を思つて、收め入れる時に心を用ふべきである。入れる時に多少の勞があつても、出す時の速な方がよいと戒めた。宣長が國學を大成し世人を驚かす程の大業をなし得たのは、亦平常意を物の整頓に用ひたに由ることが多い(竹村五百枝編、「翠園餘瀝」)。

六 頼春水の整頓の習慣

頼春水は有名な學者で、山陽の父である。幼い時から物事を取扱ふに、規律が正しかつた。机筆硯はいふまでもなく、すべての器物は常に置くべき所を定めて、少しも變更しなかつた。帳簿の類もよく整頓して、聊もわからない所がなかつた。かくの如き習慣の人であつたから、衣服は折目正しくて、常に新らしく、食器も磨き立てゝあつて、極めて清潔であつた。

七 器財をよく整頓した新井白石の父

若きも老いたるも、その行ひの恒ありて、すべての事ども、事すくなきには如かず、事多ければ或はなし或はやむことありて、おのづから恒なり難し、されば我(註。白石の父)若かりしより常になし行ふ事ども、事多からずして、そのなし行ふ事ども、力の及ばん限りは自ら事を取りて、召使ふ者どもにうち任せし事もあらず、つねの調度をも置くべき所を定めて、かしこをこゝに、うつし置きし事あらねば、夜ふけ燈消えし時といへども、尋ねもとむる事なくしてこれを得つ、たとへば、目の見、耳のき、手の取り、足の行くことの我思ふ所に應じぬるが如くなるは、その事と物と、ことごとく皆我と共に常に習ひ熟しぬるが故なるべし(新石白石、「折たく柴の記」)。

△格言

- 一 各物を定處に整頓し、各事を定時に爲せ。——フランクリン
- 二 何事によらず、直ちにその當になすべき所のものを爲せ、休憩は事の後に於てすべし。決して事の前に於てすべからず。——サー・ウォルター・スコット
- 三 數多の事件をなすべき捷徑は、一時に唯一事件をのみ爲すにあり。——リチャード・セシル

第七課 責任

【第一節】

○細説

一 法律は幼年の過失を罰しない

刑法第四十一條に、「十四歳ニ滿タサル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス」とある。

二 責任、責任觀念、人格

責任とは、我が身に引受けてする務をいふのである。人格の人格たる本領は、その責任主體たる所に存する。人格が、責任主體たることと、權利主體たることとは、同一主體を、両面から説明したものに過ぎないので、責任がなければ權利もなく、權利がなければ責任もない。然るに、責任から解放せられた權利主體たらうとするのは、その實、權利も責任も理解しない所の、我が儘なものすることである。責任は外から強ひられるものではなく、人格固有のものであつて、眞の人格者は必ず自己の責任を自覺し、之を自己當然の事とするのである。若し自己當然の責任を逃れようとするものがあるならば、それは自暴自棄であつて、人格者として自ら立つことの出来ないものと云はなければならぬ。

世に責任觀念と稱するのは、單に責任に關する知識を稱するのではない。人格者として、自己の責任を自覺し、必ず之を盡さうとする意識全體をさしていふので、その中に感情も意志も入つてゐるのである。即ち責任を重んずる精神を、その自覺の存する所を中心として、責任觀念と稱するのである。この責任觀念が明敏であるといふことは、道德的實

在として、人格の中心意識を成せるものといふことが出来る。一切の道德は、一面から観ると、人格の規範意識によつて行はれるものである。その規範則ち法則は、他から強ひられるのではなく、元來、自己の當然に爲すべきこと、即ち自己本來の當爲である。この自己本來の當爲を、必行すべきものと觀念した時に、之を本務と稱し、この本務を自己當然の負擔と觀念した時に、之を責任と稱するのである。故に、一切の道德は、その人格の責任觀念によつて行はれるといふことが出来る。責任觀念の明敏なものは、その責任と自覺してゐることを遂行しなければ、どうしても已まない。その責任を盡して、始めて無上の満足を感じる。責任以外の名譽の爲でもなく、利益の爲でもなく、本務の爲に本務を行ふことを以て、最高の満足とする。この責任觀念の明敏なるものでなければ、人格者としての實を具へてゐるものと云ふことは出来ない(直理章三郎、「國民精神作興詔書衍義」)。

【第二節】

○細説

一 「六尺の孤」云々

曾子曰、可^ク以^テ寄^ス六尺之孤^ニ、可^ク以^テ寄^ス百里之命^ニ、臨^シ大節^ニ而不可^ク奪^ラ。君子人與、君子人也(論語、泰伯篇)。

註。六尺——十五六歳のもの。孤——父なき者。こゝにては幼君を云ふ。託——その教養をあづけたのむを云ふ。百里——方百里の國、即ち諸侯の大國を云ふ。命——政教號令と見る説と人民の生命と見る説とある。後説の方がよい。寄——あづけ置くこと。臨大節云々——大切な事件などの場合に臨んでは、死を以て之を守り決して志を奪はれないこと。君子人——才徳備はれる人。

二 加藤清正(三三七)

戰國時代の武將。藤原氏、父を清忠といふ。母が秀吉の母と従父姉妹であつた爲、長濱に赴いてこれに頼つた。幼名を夜叉若、後、虎之助といひ、秀吉に臣事して武功があり、賤ヶ嶽の合戦には七本槍の一人となつた。天正十三年主計頭、ついで肥後半國二十五萬石を領した。文祿の役には小西行長と共に先鋒となり、最も深く朝鮮の内地に入り、韓の二王子を捕へて鬼上官の名を謳はれた。石田三成の讒により一度召還されたが、慶長二年再び渡鮮し、蔚山に籠城苦戦した。秀吉の薨後兵をかへし、慶長五年石田三成舉兵の際は家康に加擔した。役後肥後五十五萬石を食み、肥後守となり熊本城を築いた。十六年秀頼を奉じて家康と二條城に會見せしめ、歸國後、熱病に罹つて卒した。年五十。

三 加藤清正の故主豊臣家に對する責任感

肥後侯加藤清正在^ニ大阪^ニ。語^レ人^曰、「前田亞相、晩年好^シ學^ヲ、手不^レ釋^テ卷^ヲ。記^ス、太閤薨^{ズル}之年、招^ク請^シ余^及浮田・淺野諸公^ニ。談^及論^語。因^テ學^下曾子^{可^ク以^テ託^ス六尺之孤^ニ」章^上、示^シ余^等曰、「在^ニ今日^ニ忘^ル此^レ語^ヲ、不^レ可^ク謂^フ之^ヲ忠^臣矣。」余當時嗜^シ學^ヲ、不^レ解^シ其^レ意^ヲ。今而思^フ之^ヲ、洵有^リ惕然^{足^ルニ}深省^ス者^上。惜^ム亞相不^レ在^リ、無^レ由^テ論^レ心^耳」(大槻清崇)。}

【第二節】

○細説

一 社會連帶 (Social Solidarity)

社會連帶は社會的なる相互依存 (Interdependence) と解すべきである。連帶と云ふのは本來法律の用語であるが、社會學に於ては既にコント以來今日の意味に用ひられてゐる。

コントにありては此の社會連帶が抽象的具體的兩様の意義を有してゐた。前者は社會的諸現象間の相互依存を、後者は成員間の相互依存を意味したのである。成員間の相互依存には二つの種類がある。一は家族のそれ、二は協働のそれである。デュルケームは社會連帶を類似による連帶即ち機械的連帶と分業による連帶即ち有機的連帶とに分ける。その説の由來はコントに存する。レオンブルジョアは社會連帶を同時代の人々との間、繼起する時代の人々との間に認めた。此の考の本もコントにある。社會連帶主義者は此の社會連帶の事實を規範と化する事により社會連帶主義が生ずると云ふ。併しこれは誤つて居る。事實から規範は引出されない。彼等は常に自由又は正義の觀念をいつの間にか加へて來てゐるのである（岩波哲學大辭典、高田保馬稿）。

二 社會と責任

責任を社會といふ方面から説明すると、社會は個々の人を成員とせる所の共同一體の實在である。個々の人々は、その一體社會の中に、各自の當然に爲すべき本務を有する。之をその人の本分と稱する。その本分を人々が各自の責任としてよく之を盡すことに依つて、社會はその分化と綜合とのはたらきを全うし、その價値を創造して行くのである。社會の昌榮、國家の興隆といふのも、各人がよくその責任を盡すことによつてのみ行はれるのである。各人がよくその責任を盡くせばこそ、人々が互に信用することが出来るのである。各人一體の社會性を體現することを得て、社會は活力の充實した進展を爲すことが出来るのである。一人の職工が、機關車の製造に無責任であるといふことは、全機關と列車との破滅を生ずることもあらう。一人の運轉手がその職務に無責任であれば、多數乗客の

生命は如何に危険なことであらう。一人の轉轍手がその責任を盡さないだけでも、列車幾千の乗客を大危険に陥れることがあらう。この職工や運轉手や轉轍手などの責任のやうに、明かに目につかないでも、各人は物質的にも精神的にも、社會の中に、之と同様の重大な責任を有するのである。家族に對し、隣人に對し、朋友に對し、自己所屬の諸團體に對し、人類に對し、國家に對し、一切の社會に對し、我等の責任のないものはない。しかも、これらの責任は、社會から強ひられるが爲に存するのではなく、社會的實在として、人格本具のものである。よくこの責任を盡してこそ、各人は、人格者として、社會の中に、その立場を有し、またよく權利主體たることを得るのである（亘理章三郎、前掲書）。

【第五節】

○細説

一 旅順港口の閉塞に於ける廣瀨中佐の態度

三十七年二月、征露之役興。中佐躍然起曰、「吾報效之時至矣。」與同志士淺間艦長八代六郎・海軍中佐有馬良橘、建議填塞旅順口。東郷司令長官可之。乃艦五艘、分乘死士七十七人、滿載巨石爆藥而發。時二月二十四日午前二時也。風怒浪激、四顧昏黑、不辨咫尺。乍認老鐵山燈臺、纔得進近。點電燈、標前程、突至港口。敵覺之、照以探海燈、海陸發砲拒之。丸如急霰。五船合勢冒進、各占位自爆沈。中佐所駕、即報國號也。已移輕舸、竿頭掛手巾、以爲標識、候救護艦來、轉乘而還。不遺一人。三月二十七日午前三時三十分、再艦四船與死士六十五人赴港口。蓋以前役封鎖功未完也。此行、中佐坐福井號。部下有兵曹長杉野孫七。衆推膽勇、

特在ニ船底ニ執事。敵放ニ水雷、船破。中佐跳脱、與ニ諸兵士入ニ別舸。而不見ニ杉野。三反搜索、不得。潮水漸没ニ甲板、不可ニ少留、乃去。歎息、曰、惜夫、喪ニ我一勇士。時敵砲叢射、折ニ樞樞。巨彈俄奪ニ中佐、而飛、舸上僅遺ニ一片肉、耳。後數日、杉野屍浮ニ於港口。實在ニ我所沈福井號側。敵將以禮厚葬之云(土屋鳳州)。

註。廣瀬中佐、名は武夫、大分縣竹田の人。日清役・露京留學を経て、日露戦争、朝日水雷長として旅順港口閉塞隊を指揮して壯烈な死を遂げた。年三十八。

七生報國。一死心堅。再期成效。含笑上船(辭世)。

二 佐久間艇長の手記

猪突敵におもむくは易く、從容死に就くは難し。殊に不慮の禍に遭ひて毫も狼狽することなく、應急の手段盡くるに至りて、自ら責任を重んじ、從容としてその職に殉ぜし佐久間大尉の最後のごときは、最も難しとする所なり。

明治四十三年四月十五日、吳鎮守府所轄第六號潜水艇は、周防の國岩國新港の沖合約一里の處にて、各種の演習に従事しけるが、機關に故障をやしげん、俄然海底に沈没してその行方を失ひぬ。母艦、僚艦の乗組員は大いに驚き、直ちに百方搜索を始め、また無線電信にて急を鎮守府に報告したり。されば、府にては即刻軍艦豊橋に派出救助の命を發し、なほ驅逐艦および水雷艇數隻をも加へて、遭難地に急行せしめたり。

かくて搜索の結果、翌十六日午後、漸く沈没の地點を發見したれば、直ちに引揚に着手し、十七日の朝、辛うじてその作業を終へ、艇内の排水と換氣とを行ひ、こゝに始めて艇内を検するに、潜水後すでに數十時間を経過したることなれば、艇長佐久間大尉は、腕を

拱きたるまゝ端坐して絶息し、部下の乗組員將卒十一名の勇士、いづれも、或は仰臥し、或は安坐せるまゝ勇敢なる死を遂げて、艇とその運命を共にし、光景頗る悲壯なり。

その臨終の際、即ち艇の沈没後、午前十一時より午後零時四十分までの間に、大尉の書きたる日記あり。言々句々至誠より出でたるものにあらざるはなし。その一節にいはいはく、艇員一同、死に至るまで皆よくその職を守り、沈著に事を處せり。われらは國家のため職に斃るといへども、たゞ遺憾とする所は、天下の士の事實を誤解して、ために將來潜水艇の發達に打撃を與ふるに至らざることなきにあり。希はくば諸君益勉勵して、將來潜水艇の發達とその研究とに全力を盡されんことを。

とて、部下の忠實職に殉ずる勇を賞し、一身の安危を忘れて、偏に國家の爲に潜水艇の將來を祈れり。さてまた、至尊に對し奉りては罪を謝し、部下の遺族のことを思ひては憐を乞ひていはく、

小官は、茲に小官の不注意により、陛下の艇を沈め、部下を殺す大罪を謝す。仰ぎ願はくは、わが部下の遺族をして窮するものなからしめ給はんことを。わが念頭に懸るものは唯これあるのみ。

最後に至り、海軍大臣以下上長官に對して最後の告別をなし、更にその末に、呼吸はすでに非常に困難なり。十二時四十分。と附記せり。

嗚呼、これ大尉が死の刻一刻に襲ひ來るに、從容自若として記したるものならずや。この遺文を読むもの、誰かその沈着に驚き、その悲惨に涙を流さざるべき。何等の壯烈ぞ。

大尉名は勉、福井縣三方郡の人なり。沈勇を以て知らる。その小學、中學にある間は、修身、歴史に最も趣味を持ち、品行方正にして友情に厚く、常に讀書に耽りて徒に時を費さず。海軍兵學校にある間は、幸便ごとに、海軍思想を郷里の青年に普及せしめんことを圖り、遂にその中學校に海軍用ボートを造らしむるに至れり。常に皇恩の忘るべからざるを唱へ、吉田松陰の士規七則を愛讀し、その句中の「斃而後已」の四字を、宮城二重橋を寫せる繪端書に書して、士官室に掲げりたりきとぞ。

第六號潜水艇の沈没したるは、もとより不測の變にして、必ずしも艇長の罪にあらず。されど、その責を負ひて職に殉ぜし大尉は、實にこれ義勇公に奉じたるものにして、艇長たる者の龜鑑なるのみならず、實にわが海軍の生命なり、日本武士の典型なり。あに偉ならずや。

三 「よの中はたかきいやしき」云々の御製

明治三十七年、「述懐」なる御題にて詠み給へるもの。

○敷衍資料

一 開戦聖斷に御心勞——明治天皇、長き御責任感

明治天皇には露國に致命的大打撃を與へた日本海海戰の殲滅戰に對し、五月卅日東郷聯合艦隊司令長官に次の如く特に優渥なる勅語を賜うた。

聯合艦隊ハ敵艦隊ヲ朝鮮海峡ニ邀撃シ奮戰數日遂ニ之ヲ殲滅シテ空前ノ偉功ヲ奏シタリ朕ハ汝等ノ忠烈ニ依リ祖宗ノ神靈ニ對フルヲ得ルヲ憚ラズ前途ハ尙遠速ナリ汝等愈ヨ奮勵シテ以テ戰果ヲ全フセヨ

この有難き勅語を賜はつたことについては、明治卅七年二月四日御前會議でいよく自由行動の御裁斷を下されたときの明治天皇の御軫念を回顧し奉ればよく拜察が出来ると思ふ。

實はこの御模様は長く雲の上に閉されて何人も拜承し得なかつたが、昭和八年五月臨時帝室編修官故上野竹次郎氏が、一部陸軍將校のため東京偕行社における謹話によりてはじめて明かにされたのである。謹話の要旨を次にお傳へしよう。

明治卅七年二月四日陛下は露國に對する開戦の件を御裁決になつた。夕方御内裏に御入り遊ばしまして、そのときには皇后陛下は御避寒で葉山に行啓あらせられておましたので陛下御一方御食膳に御つき遊ばした。明治の御代には公私の區別が實に嚴格なものでありまして、奥の人は絶対に表のことを知らない。また表の人は絶対に奥のことは知らなかつたのであります。しかし當時世の中が難かしいといふことは奥の人達にも陛下が御風邪を押して出御になつたり、元老諸大臣など頻々として参内してゐる様子から想像はしてゐたらしい。陛下には御氣散な御氣性でいつも御機嫌よくあらせられたさうであります。この二月四日の日に限つて非常に御心配の御様子であらせられました。滅多に表のことは仰せられないのに、いよく露國と戦さをする事になつたと御側の女官に仰せられたさうであります。さうして陛下がもしこれをやり損つたら申譯がないと仰せられ、ほろ／＼と御落涙遊ばされたさうであります。そのときにお側に奉侍した女官はもう故人になられた姉小路公知さんのお娘さんのよし子さんといつてなか／＼しつかりした方でありませうが、あなたはその時いかようにその御言葉をお聞きになりましたかといふと、その時の陛

下の御言葉は建國以來二千何百年傳承し來つたこの神國、これを御自分の御代において萬一蹉跌さすようなことがあつたならば祖宗に對してどう申譯をしようか、陛下は即ち國民に先んじて長くも心身を苦しめ心骨を勞してゐらせられたので、もし事志と違つて國民を苦しめるときにはといふ王者としての御責任感から思はず知らずかように仰せられたものと拜察申上げますと話されました……。

日露戰爭中の陛下は御心勞のあまり夜な／＼御休みになることが出来なかつたさうであります。當時お局の上席でありました高倉壽子刀自などから承りますと、終夜輾轉反側時々お咳を遊ばしその御氣遣が實に御痛はしかつたと申されました。さうして陛下の御白髪の殖えましたのも、日露戰爭の時からだと女官達から承りました。日本海海戦のときも御假床にあらせられて伊集院軍令部次長から第一の情報をお聞き遊ばしたくらゐであります

(退役陸軍砲兵少佐成田篤、「大阪毎日新聞、昭和十四年五月二十四日」)

二 嗚呼廣瀨中佐

今や廣瀨中佐は一代の崇拜を鍾むる英雄となれり。詩人は彼に限りなき歎美を與へ、音樂堂には彼を誦ふ聲を絶たす。彼は軍神の尊號を冠せられたり。彼の遺したる一塊の肉は、全國の老幼男女をして襟を正さしめたり。彼の傳記は多大の興味を以て青年に讀まれたり。彼の生涯は僅かに三十七年、其の前途は頗る多望なりき。而も彼の名譽は、燦爛として一時に煥發したりき。花は櫻、人は武士。彼に於て洵に此の語の意義あるを見る。然らば彼の英魂毅魄亦瞑すべきにあらずや。

旅順口封鎖の計畫は、八代大佐・有馬中佐及び彼の商量に成れりといふ。而して彼は前

後二回自ら其の任に當りて、終に此に死したり。其の武裝せざる廢船に乗じて敵の猛烈なる砲火を冒し、港口に突進して自ら爆沈する壯舉は、固より決死果敢の勇氣を要するものたり。而して彼は此の壯舉を實行するに於て、實に驚くべき安靜沈着の態度を示したりき。以て彼が有する勇氣の眞價値を知る可し。昔北歐スカンヂナヴィヤの諸王は、其の年老いて死に瀕するや、一葉の扁舟に乗じて蒼海に浮かび、自ら火を點じて舟と共に焼死するを喜べり。蓋し戰場に死せざるものは人生の恥辱なりと信じたるを以てなり。カーライルは之を論じて、「是兇暴の勇氣なれども全く勇氣なき者には優る。勇氣の必要は無限なり、人間は勇氣に依りて神となるを得べし。」といひたりき。況や我が廣瀨中佐の死は斯くの如き沒意義の死に非ず、其の勇氣は又斯くの如き兇暴なる勇氣と其の撰を異にするに於てをや。是彼が軍神として一代の崇拜を鍾めたる所以なり。

彼の死狀は實に最も壯烈を極めたりき。然れども是彼が人格の半面のみ、其の總體にはあらず。顧ふに、彼に於て認めらるゝ最も崇美なる光輝は、唯其の壯烈無前の死狀に非ずして、死生の際に發現したる道德的恒心の健全なる存在是なり。彼は既に其の目的の地點に閉塞船の爆發したるを見たり。沈没は萬事なりき、是任務の終結なればなり。彼は部下を端艇に移らしめたり。此の時や、決死の動機の漸く去つて、生を思ふの動機の漸く來らざるを得ず。士の此の間に處するは實に最も難しと爲す。而も彼は死生兩ながら忘れたり。唯其の忘れざるものは、永久不滅なる人間の義務のみ。彼は杉野兵曹長の在らざる故を以て、三たび自ら端艇を出でて、沈没に垂とせる船内を搜索し、其の潮水甲板を浸すに至りて、止むを得ずして、歸航に決したりき。是所謂仁至り義盡くるものに非ずや。

顧ふに、古の名將は、士卒と艱苦を同じうするに依りて、善く其の心を攪る。然れども部下を救はむが爲に、自ら危険を冒すこと廣瀬中佐の如きは未だ曾て聞かざる所なり。聞く彼の朝日艦に在るや、常に水兵と共に勤務に服し、其の甲板を洗滌する時などは、靴を脱ぎ、箒を執りて労働すること毫も水兵に異ならざりきと。彼曾て人に語つて曰く、「人を使役するは自己を使役するの謂なり。世豈自ら動かすして人を動かすことあるべけむや。余は乗員を視ること猶家族の如し。故に獨り部下の手足を勞せしむるは、余の甚だ忍びざる所なり。」と。彼が杉野兵曹長を三度搜索したる至情は、即ち此の思想の系統なり。エマールソンのネルソンを評したる語に言へるあり、「ネルソンの生涯に於て歎美すべきものは、偉大なる愛他心なり。是彼が極力保護するものに依りて極力保護せらるゝ擔保なり。」と。ネルソンが英國軍人に理想的模範たるは是が爲なり。

然れども博愛義勇は何ぞ獨りネルソンの専有ならむ。日本の武士道は軍人に教ふるに義勇博愛の道を以てしたり。其の一身を愛惜せずして國家に殉し、人の危難に赴き、若しくは弱を援け、強を挫くを快とするは、要するに武士道に依りて陶鑄せられたる日本の軍人氣質なり。否日本國民の理想なり。廣瀬中佐は大なる將軍に非ず、然れども彼は殆ど完全に日本國民の理想を代表したり。彼は日本國民の感ずる所を感じ、思ふ所を思ひ、爲さむとする所を爲したるが故に、而して其の爲したる所は、日本國民の心奥の琴線に最も強く觸着するものなりしが故に、其の國民を感動せしむること彼が如く痛切なるのみ。

彼の一戦友は、彼が最後の意思なるものを新聞記者に傳へて曰く、「旅順閉塞の事業に成功して、幸に生還するを得ば、彼は更に一の尊重すべき計畫を行ふの希望を有したりき。

彼は露國に留學すること數年、露國は實に彼の第二の故郷なりき。彼はいへり、公憤と私情とは固より混すべからずと雖も、我の彼に負ふ亦酬いざる可からず。故に閉塞にして豫期の如く成功せば、余は長官閣下に請うて、一時艦を去り、支那ジャンクに乗りて單身旅順口に赴き、アレキシーフ(日露戦争當時の露國海軍東總督)に面會して赤心を披瀝し、備さに利害を説きて、彼の降服を懇懇せむとすと。彼はこれを以て一は我が國に報じ、一は露國に酬いむとしたるなり。」と。其の誠意義膽粹然として眞個武士道の極致を得たるものといふ可し。

彼は又軍國に對して最も嚴肅なる信念を有したりき。彼の死したるは疑もなく此の信念の歸趨なり。蓋し彼の嘗て認めたる軍國は、彼をして楠公の所謂「七生人間滅國賊」の誦せざるを得ざらしめたりき。而して彼は之を古人の死語と爲さずして、之を現實の活ける呪文たらしむべく誦せざるを得ざりき。彼は正氣の歌を作りしが、其の結句に亦「七生人間報國恩」の文字あり。是彼に於て最も確乎たる抱負の告白なりき。彼は實に露國と戦ふ日あるを豫期し、且其の戦の正當なる要求なるをも信じたりき。故に彼は露國に往きて、其の言語を學び其の國情を研究し、以て竊に時局の開展を待ちたりき。而して彼は自己の抱負に背かざる覺悟を定むるに於て、殆ど宗教的戒律に服するが如くなりき。彼は妻を迎へざりき、何となれば軍人は一死を分とするが故に、妻をして寡婦たらしむるは彼の忍びざる所なりしを以てなり。彼は頗る注意深き攝生家なりき、何となれば、一朝有事の日に際して、軍人の義務を盡くさむとせば、平生身體を大切にせざる可からずと信じればなり。彼は夙に死を決したり。而も其の決心は嚴肅なる信念に導かれ、堅確なる覺悟に伴なはれて、著々と前進したりき。是に於てか余は彼が勇氣の輕浮ならざりしを知

る。

余は彼の少年時代に就いて、何事をも述べざるべし。唯余をして彼の血統に關し少しく語る所あらしめよ。是彼の人格と離るべからざる聯絡あるを以てなり。彼の曾祖父は容貌魁梧、膂力人に過ぎ、且砲術家として多少其の名を知られ、又祖父は、毎朝米一俵を頭上に載せ、高足駄を穿きて住宅の近傍十數町を散歩するを樂しみたりといへば、中佐の血管には、剛健の原質遺傳せられたるを知るべし。父の武重は、幕末の勤王家にして、同藩士小河一敏と相提携して、討幕勤王の大義を唱へ、王政維新の後は、人才登庸の選に入りて判事に任ぜられたる人なり。加ふるに氏は國學の素養ありて、識見亦俗流を抜くものありきといへば、中佐の忠肝義膽は、父の薰陶に負ふ所多かるべし。不幸にして早く母に別れ、祖母の手に養育せられたりしが、此の祖母といふは、賢徳の譽高き婦人なりしを以て其の中佐に與へたる精神的感化の效亦必ず少からざりしを疑はず。

彼は實に斯くの如き血統を有して、斯くの如き家庭の間に成長したり。其の家格は、豊後福岡藩の下士たるに過ぎずと雖も、其の家庭と血統とは、彼をして醇美の感情、剛健の氣力、忠君愛國の思想を受納せしむるに適したりといふ可し。若し夫れ彼が自己の修養に依りて廣瀬家より得たる人格に琢磨を加へ、以て圓滿完美なる日本軍人の典型を長へに天地の間に留めたる三十七年の生涯は、亦以て日本英雄傳中の篇に收むるに足らむ。

(鳥谷部春汀)

三 血潮の翼生還す——四川省梁山爆襲不屈の荒鷲魂

さる二十日長驅敵空軍の據點梁山爆襲を敢行した際單機敵戦闘機と交戦全員傷つき任務

を完了した立野機の奮戦はまさに今次作戦に描かれた海の荒鷲の花ともいふべく全部隊をあげて感激せしめてある。——四川の奥地に遁竄し、最後のあがきをつけてゐる敵空軍に對しさらに一大鐵槌を下すべく二十日その據點梁山飛行場爆襲の命令は下された。立野機は粟野原海軍少佐が指揮する〇〇機群の一機として同日早朝〇〇を出發、全機鵬翼をそろへて岷々たる蜀山を眼下に一路目的地向つた。午前九時二十五分漸く多數の敵機が散在する梁山飛行場の上空に達した。折から小癩にも敵戦闘機數機はわが前進を阻まんとして猛然攻撃し來り、こゝに壯烈な空中戦が展開された。この時立野機は全員部署につき敵機來れと待つほどに同九時三十分、敵のE十六型戦闘機七機が一丸となつておそひ來つた。立野機は右に左によくこれに應戦しつゝ同四十分飛行場に對し爆襲を敢行全彈飛行場諸施設に命中、黒煙天に冲するありさまであつた。爆襲終了後敵機はなほも執拗に食ひさがり猛烈な空中戦がつゞけられたのであるが、機銃を擔當して沈着な射撃を加へつゝあつた中川二等整備兵曹は無念にも敵彈をうけ出血甚だしくつひに射撃不能におちいつた。この時かたはらに控へてゐた副操縦員東二空曹もまた右手、兩足にそれ／＼敵彈を被つたがこれに屈せず直に主操縦者となつた。不幸飛來した一彈は操縦装置に命中、機はつひに自由を失ひ刻々と危険に瀕するにいたつたところ、瀬藤二整曹はよく沈着冷靜に應急の處置を施し辛うじて再び機は操縦可能となつた。しかしこれらの故障で機は編隊よりはなれてしまつたので、衆をたのみ敵機はたちまち立野機を目がけて終始猛射をあびせその一彈はさらに三浦二空曹に命中、同二空曹は出血甚だしく意識朦朧となり遂に機上戦死を遂げた。敵機はなほも追撃してきたが、立野機はこれにひるまらず右横の一機に猛射をあびせこれを撃

墜したところ敵機はやうやく戦意を挫かれ、つぎと敗走、十時十分敵を完全に撃退したのであつた。しかも立野機はすでに二名は戦死、二名は重傷を負ひ残る小林三空曹、大石三空曹、瀬藤二整曹はいづれも敵の機銃弾をうけて負傷してゐる。だが何のひるむことがあらう。比較的元氣な三勇士は相はげまし助け合ひ重傷の兩勇士をいたはりつゝ歸途につき、操縦者東二空曹は兩足と右手の自由を失ひ、創の激痛にたへつゝ極めて不安定な同機を操縦、〇〇時つひにわが基地上空に到達したが、操縦装置故障のため着陸意のごとくならず三度やり直しやむを得ず飛行場外に不時着したのであつた。なほ同乗者は

重傷立野守一空曹(大分縣中津市)戦死中川新太二整曹(小倉市富野町九八三)重傷東秋夫二空曹(宮崎縣都城巖原町二二九三)負傷瀬藤辰二二整曹(和歌山縣那賀郡小倉村)戦死三浦貞志二空曹(宮城縣桃生郡飯野川町)負傷大石正數三空曹(靜岡縣磐田郡上淺羽村)負傷小林良光三空曹(茨城縣筑波郡高道祖村)

(昭和十五年六月、大阪朝日)

第八課 公益と世務

【第一節】

○細説

一 公益——私益に對する語。社會公衆の利益の義。

二世務——社會の爲になる仕事の意であるが、前の公益は、社會公衆の利益のみを考へて自己の利を殆ど考へないのであるが、この語は、社會の利を圖ると共に自己の利をも併せ得る業務をいふ。しかしその仕事は、社會生活に不可欠のものとしてされてゐるものでなければならぬ。

三 挿圖 角倉了以について——嵐山大悲閣に藏せられる了以の木像である。

四 角倉了以傳

光好姓は源、氏は吉田、後に角倉と稱す。小字與七といひしが、後了以と改む。母は中村氏。天文二十三年甲寅に生る。天性工役にたくみなり。慶長九甲辰年、事により美作ノ國にゆき、和計川の舩船を見て、「百川すべて舟を行るべし。」と思ひ、直ちに嵯峨にかへり、大堰川を沂り、丹波ノ國保津にいたるに湍石多くしてわづかに筏のみかよへれど、猶ほ船すべきを知りて翌巳ノ歲其の子玄之を江戸につかはし、是れを乞はしむるに、「山丹二州の幸なれば、速かになすべし。」と許し給ふ。於是十一丙午ノ年三月より大堰川を浚す。先づ大石は轆轤索をもて牽之、水中にあるは、其の上に高く足代をかまへ、鐵槌の頭尖りて長さ・めぐり、各三尺、柄の長さ二丈あまりなるに、あまたの索を結び付け、數十人して

其の槌を引きあげて、直ちに落せば、巖石ごとく碎けぬ。あるは、水より出でたるは其の石の上にて大篝を燒きて碎之。あるは河廣くして水淺き所は、石を帖みて水を深くし、又瀑などあれば、土をうがちて平らかにしつ。からうじて八月に至りてまたく成れり。かかりし後今に至るまで、丹波世喜村より、嵯峨に舟かよひて五穀鹽鐵材石など有無を通じて、民大いに利を得るとなん。十二年の春又命を奉じて駿河の國富士川を浚ふ。此の川、もとも峻流なれども、駿河の岩淵より、甲斐の國に船通ふ事となりぬ。よりに其の邊の人々舩を見てあやしみかつ驚きていふ、「魚ならずしてよく水を行く。」と。かの胡人の舟を知らざるに似たり。又十三年「信濃ノ國天龍川をさらへて、諏訪より遠江の國掛塚迄舟すべし。」と命じ給ふ。則ち奇工をつくせども、極めて峻流なれば、舟用ひがたしとぞ。此の年洛東大佛殿造立あり。大木巨石を運ぶに甚だなやめりしかば、了以又乞うて伏見の里より、河に循うて運送す。元來伏見の土地、大佛の基より低きこと六丈なりとて、其の道すがら高き所を穿ちてひくき所に堤をつき、又河のめぐれる所は轆轤索をもて、是れを引きなどせしかば、不日にして木石ごとく達せり。見る人みな怪まざるは無かりしとなん。十六年又官に乞うて、鴨川に船を通す。今の高瀬川是なり。十九年先に浚へし富士川壅りて、船の通ひなやめりしかば、了以を召し給ふに、了以たま／＼病ひにかゝれりしかば、息支之をして行かしむ。三月に役を初めて七月に成る。時に了以病急なりと聞きて頓に歸りくるに、いまだ京に入らざるの前二日に歿せり。慶長十九年甲寅七月十二日なり。享年六十一歳。此の年の夏、嵐山に大悲閣を建立す。死に臨む時遺言すらく、「我が肖像を作りて大悲閣の側に置き、巨綱をあみて座とし、犁を杖として石誌を建てよ。」と。

後その遺教に隨ひ、碑文を羅山林氏に乞うて建つ。その詞に曰はく、

排三巨川一兮船揖通。浮三鴨水兮梁如虹。矧復鑿三富士河兮有成功。慕其賜三玄圭兮笑三彼化三黃熊。嵐山之上兮名不朽而無窮。

寛永六年冬十一月 日

此の一條、羅山林先生の碑文のうち一二をとりて譯せしなり。猶彼の碣誌に委し。往いて見るべし(續近世畸人傳)。

附記。「續近世畸人傳」は伴蒿蹊(註。歌人。別稱、堀田子。文化三年七十四歳で歿す)の著で、その友三熊花顛子の蒐集せる材料を刪補して作つたものである。

五 轆轤——物を吊し又は引くに用ふる滑車。

六 吃水——船脚の水に沈み入る程度。

【第二節】

○細説

一 産業組合

産業組合は産業の自治機關である。換言すれば、組合員の相互的援助施設であつて、相互の信用に基づき、産業及び經濟の發達を圖る爲に設けられた社團法人である。その性質は、これを大別すれば、營利組合と經濟組合との二つに分つことができるが、その形態に至つては多種多様で、信用組合・販賣組合・分配組合・購買組合・消費組合・建物組合・原料組合・加工組合・生産組合等とその主要な分類とするが、我が産業組合法の規定によれば、信用組合・販賣組合・購買組合・利用組合の四種並びにこれらの兼營が認められる

にすぎない。同法は明治三十三年、法律第三四號を以て發布され、爾來數度の改正を経て今日に至つたものである。信用組合は、組合員に對し、産業上又は經濟上の發達に必要な資金を貸付け、及び貯金の便を得しめることを目的とする組合である。販賣組合は、組合員の生産した物に加工し、又は加工せずしてこれを賣却するのを目的とする組合である。購買組合は、産業上又は經濟上必要な物を生産し、或は他から購入し、又は更にこれを加工して組合員に賣却するを目的とする組合である。利用組合は、組合員に産業又は經濟に必要な設備を利用せしめるを目的とする組合である。

【第四節】

○細説

一 金原明善(二四九三—五八三)

明治大正時代の實業家、また篤行家。天保三年六月遠江濱名郡和田村に生る。學を好み經濟に通じたのでよく郷黨を指導して養蠶・植林・牧畜を奨励し、愛知・静岡兩縣を遊説し、荒蕪を拓き、桑苗を植ゑしめた。また天龍川河身浚渫を當局に請願して家産十萬圓を工費として獻じた。時の内務大臣大久保利通その至情に感じ、直ちに改修を始め、工事を監督せしめた。功成るに及び獻納に倍する金額を以て賞せられたが、全額をあげて社會事業に投じた。功を賞し、藍綬褒章を賜ふ。のち八丈島の特産物を日本橋田所町に販賣し、また金原銀行創立、のち郷里に歸つて村長となり、公共事業に盡したが、後年上京して井筒屋の商號で各種化粧品を販賣した。三十三年山林を御料林に寄進し、出獄人に對する保護事業、濟世會に財を寄附し、正五位勳三等に叙せられた。大正十二年歿、年九十二。特

旨を以て從四位に叙し紺綬褒章を授けられた(平凡社、「新撰大人名辭典」)。

慶應四年閏四月、明善、天龍川の氾濫によつて殘害される沿岸の慘狀を見るに忍びず、獨力河身修理の業を起し、家産を傾けて顧みなかつた。明治十年宮内大輔土方久元の知を得、内務卿大久保利通に調を通じて官の補助金を得ることに成功してから、業績大に擧つた(富山房「國民百科大辭典」)。

二 弘法大師の公益事業

弘仁八年讃岐の萬濃池堤を築く。天長元年天下大旱するに際し、雨を神泉苑に祈りて驗あり。功によりて少僧都に任ず。同四年又雨を祈りて大僧都に任ず(佛教大辭典)。

三 行基の公益事業

行基其の器に隨つて誘導し、咸く善に趣かしむ。又親ら弟子等を諸々の要害の處に率ゐ道路を修め、橋梁を架す。聞見の及ぶ所咸く來て功を加へ、日ならずして成る。百姓其の賜を受くる少なからず。聖武天皇甚だ之を敬重し、詔して大僧正の任を授く。天平勝寶元年二月遷化す。時に年八十(續日本紀)。

故老傳説に曰はく、養老年中行基甲斐の猷澤に來り、南山を鑿開して洪水を導き富士川に注ぐ。……又攝津郡談に攝津の國矢田郡西代村に蓮池(一説播磨國)あり。天平中、行基の鑿開する所にして、農業に早魃の患なからしめんが爲なりと云ふ(大日本農功傳)。

○敷衍資料

一 栗田定之丞の防砂安民

定之丞諱は如茂、出羽の國秋田の藩士なり。文化年間該藩の郡方吟味たり。人と爲り、

仁厚廉直にして心を恤民に存す。同國山本、秋田、河邊三郡の海に瀕するの地、海風起る毎に飛砂空を蔽ひ、田圃屋廬之が爲に埋没し民其の居を安んぜず。定之丞嘗て藩命を承け日夜心を防砂安民の事に潜む。意へらく樹の堅貞能く風霜に堪ふるは松に如くはなし。而して遽に之を懸土(荒れた土地)に樹うれば則亦必ず殖せざらん。先づ小木を植ゑて而して後松を栽れば則土氣潤ひて松長ず可しと。當初植うるに胡頹を以てす。然るに海風に吹れ、悉く枯て存せず。定之丞其の地を巡行するに適々一株の葉を發するものあり。就て審に之を視れば則ち藁苞の途に棄つるあり。沙其の上に蒙ぶり。庇ふて其の陰にある者なり。是に於て心潜に悟ることあり。又以爲らく風砂を防ぐは猶水を防ぐがごとし。水を防ぐには先づ水の曲折を審にす。風砂を防ぐも亦宜く其の方向風の廻轉を察し、岡槽の形に従ひ、其の衝を避けて木を種うれば則繁茂せざるなしと。心計既に定まる。其の歲十月村民を指揮し、藁を束ね、櫛比の如く砂上に挿み、隨て蒲柳を斫り風衝を避て斜めに之を挿す。明春に至り、皆活く。次で胡頹を斫り埴土を以て其の端を封じ、前法の如く之を挿す。尋で合歡を種う。亦欣々として榮ふ。既にして春夏を以て松を種うる數年間、其の數殆ど三百萬株に至り、遂に鬱葱として林を成し、風勢殺げて飛砂止む。是に於て舊田悉く復し、新田も亦墾するを得。村民各其の業に安んじ、松葉の落るもの捨て以て薪と爲し、終歲之を用ひて餘りあり。胡頹の實以て市に鬻ぐ可く、草の林間に生ずるものは遠く四方に致し、老幼寡皆以て自ら資するを得。初め定之丞の人を役する皆農隙に於てす。故に其の小木を植うる、常に初冬にあり。寒天人を率ゐて海風の中に往來す。衆皆成す可からざる業なりと爲し、笑ふ者あり、怨む者あり。繼ぐに怒罵を以てす。定之丞以て意とせず。開諭百端

之をして暴動に至らしめず。夜は風砂の中に臥し、身を以て風の疾徐方向を試む。既にして駸々緒に就く。山本郡濱田に始め、河邊郡新屋に終る。辛苦十有八年にして其の功全く成れり。是に於てか笑ふ者服し、怨む者悦び、怒を反して歡と爲し、罵りに換ふる頰を以てす。藩主其の功勞を賞し、秩祿若干石を増與す。定之丞文政十年十月二十八日、病で家に歿す。年六十二(栽松風砂記)。

二 本間光丘の防砂工事

出羽の酒田といふ土地は、日本海に面する一帯に、砂濱が遠く連なり樹木は生育せず、西北の風が一たび起ると細砂が忽ち天を蔽ひ、行人は全く絶え商店も戸を閉ぢ、人家の砂中に埋没することさへあつた。冬季風雪の被害は特に甚だしく、古來一郷の憂患とする所であつた。そこで此の地方の豪家本間四郎三郎光丘は砂囊數百萬を造り、之を町の西北部に積重ねさせたが、東西約二百間南北約千間に亘つた一大丘陵となつた。かうして其の上に山王の祠を建て、更に數百萬の松苗を能登から求めて來て植ゑさせた。然るに冬となると樹根が露れ枝葉は枯れ、又砂中に埋没するものが澤山出來た。光丘は更に新しい松苗を植ゑさせ、枯れれば植ゑ、枯れれば植ゑ、百方苦心して經營すること多年、遂に一大松林を成すに至つた。これから風砂の害頓に止み、住民は始めて其の業を樂しむことを得た。光丘の歿後十六年酒田の住民は相謀つて石碑を松林の中に建て、其の偉績を永遠に傳へた。時に文化十三年であつた。なほ光丘の子孫に至り防風林を北方に擴張すること千百數十間、面積百數十町歩、住民を利すること益々多きを加へた(尋常小學修身書、卷四、教師用に據る)。

三 野中兼山公益を廣む

高知城邑海に臨んで居る、然れども水族甚だ多からず。止(註の條)曰く、「海潮迅急にして、魚力此れと相敵する能はず。又島嶼なきを以て、潜沈便ならず、且つ藻を生ぜず、以て食と爲すものなし。此れ水族の繁生せざる所以なり」と。乃ち請うて小邱を浦戸海上に起し、土民に命じて大木を構ふこと斗さやう拱の状の如くす。かくの如き者數百、而して後、山石を運び、木材と共に之を海に下す。時人以て迂と爲し、傳へて笑柄と爲す。此の役未だ果さずして、止職を解かれ、事亦止む。然れども未だ數歲ならずして、魚鰕漸く繁殖し、傍近漁人因て以て富を致す者多し。是に於て更に議して、又一小邱を起す。人始めて止の先見に服すと云ふ。是より先き土佐海濱蛤かきりを産せず。止嘗て江戸に在り、書を友人に贈りて曰く、「西歸近きに在り、特に蛤を携へて之を贈らん」と。衆以て異味と爲し、日を計りて之を待つ。已にして止至り、船浦戸の灣に入る。諸友來り迎へ、問うて曰く、「蛤ありや」、曰く、「あり」と。遽かに舟人に命じて一舟の蛤を擧げて之を水中に投ぜしめ笑ひて曰く、「是れ獨り公等に贈るのみならず、要公等の子孫をして之に饜かしめんと欲するのみ」と。後果して多く蛤を産し、遂に國産と爲る。又嘗て鯛を琵琶湖に取り、之を城西神田川に放つ。年を経て繁殖せず、乃ち復た湖中の鯛と鰕とを取りて之を放つ。數歲産育益々衆く、今に至りて絶えず。城東奈半利川、魚を生ぜず。乃ち此を過る者をして、必ず石を投じて渡らしめ、以て渡錢に代ふ。越えて數年果して魚を生ず。蓋し水極めて清冷、故に魚なし、故に此の法あり。その他或は藥草を栽へ、蜜蜂を育する等、國民を勸奨し、上下に利する者、勝けて計ふべからず。

註。野中兼山は江戸初期、高知藩の儒士。名は止、字は良繼、通稱傳右衛門。直繼の養子。初め禪を好んだが、のち儒學に志し、谷時中に就いて學び、朱子の書を内外に求め、或はこれを讀刻して後學に便した。また講學の會を催し、山崎闇齋等と共に經史を講じた。若年で執政となり、在任三十年、その間、宿弊を除き殖産を奨め、土木を起し救恤を行ふ等、大いに治績のみるべきものがあつた。かくて食祿一萬石に及び、功に誇り奢侈に流れて人の恨を買ひ、寛文三年老臣に連署して彈劾され、遂に引退を餘儀なくされ、同年歿。年四十九(二七五—二三三)。斗拱とは、柱上のますがた、梁棟を扶持する所以のもの。鯛とは鮓のこと。鰕とはなまづの類をいふ。城西とは、城は高知城、その西部をさしていふ。

四 家康と箭矧の橋の掛替

箭矧の橋、水に壞れしを、「造れ。」と仰せられしに、兼ねてより船渡にすべしといふ人の有りけるが、「幸ひにて候。船渡よかりなん。」と申すを、東照宮、「汝等末を知りて本にくらし。費をいとふは民の爲なり。往來の旅人を苦しめんは、吾が志にあらず。又要害も其のもとを論すれば唯國民の和と不和とにあり。險をたのみて敵をふせぐは道を知らざるなり。」とて、橋をまたかけさせ給ひけり(常山紀談)。

註。箭矧の橋とは、美濃の阿賀瀧山の南溪から出て、知多灣に入る箭矧川に架つた橋をいふ。三河國にある。

五 薩摩義士平田靱負等の偉業

濃尾二國の平野には木曾川・長良川・揖斐川の三川が流れて廣い流域をなしてゐる。其の間に田畑開け町や村が無數に散在してゐる。此の地域は古來、霖雨の際には常に洪水の憂があつた。時には堤防決潰、田畑潰れ、民屋流され、人畜溺れると云ふ悲惨事も少くなかつた。

今若し美濃の犬山町を起點として、右岸尾張の國を木曾川縁に沿うて下るならば、そこに驚くべき一大堤防が築かれてあるのに氣づくだらう。實に其の延長十有二里、本那土木史切つての一大堤防と云はれてゐる。木曾川の右岸尾張の平野はこれによつて擁護されてゐるのである。此の大堤防は、徳川義直が尾張領國後着手して、長い年月と多くの費用とによりて出来あがつたもので、其の動機は戰略上にあつたため左岸の美濃側には之に對抗すべき堤防を築くことは許さなかつた。のみならず、一朝洪水に際し堤防破損の場合には尾張領の修繕の終るまでは美濃側に於ては土工に着手することを遠慮すべしとさへ戒告してあつたと云はれてゐる。

この堤防の出来たために思はぬ恩恵を受けたのは、云ふまでもなく尾張側の農民であつたが、同時に思ひ設けぬ災厄となつたのは美濃側の住民であつた。對岸に堅固な堤防が出来たため美濃側では以前に増して惨烈な水害をしばしば蒙ることとなつた。かてて加へて當時の林政が漸次弛廢し來り、山林濫伐の結果、慶安三年の大洪水を始め萬治・寛文・天和・元祿年間には大水害が続いた。慶安の大水には死者三千人斃馬七百餘頭に及んだ。元祿の大洪水の時は一層甚だしかつた。

天正十四年の大洪水以後に於ける洪水を數へると、寶曆三年まで百七十三年間に實に九十二回の大水害を蒙つてゐる。かくの如く水害を頻々と受けるので、幕府當局も放置するわけに行かず、色々防禦の方法を講じ始めた。或は程度に應じて國役金を賦課して工費に充てたり、或は水奉行を置いたり、或は笠松郡代所に堤方と稱する役人十二名を置いて世襲的に堤塘事務を執らしめたりした。しかし年々洪水頻出のため、領主も農民も共に疲憊

窮乏し、工費負擔に堪へなくなつて來たので、幕府は御手傳普請の名を以て全く縁もない他藩に工事を分擔せしめ、或は工事全體を大藩に負はしむると云ふやうな非常手段を執るに到つたのである。

寶曆三年十二月、遂に幕府は島津重年に美濃治水工事を命じた。特に薩摩藩に此の難事を命じたのは、慶長の昔加藤清正に名古屋の築城を命じたと同様、外様大名中の雄藩の財力を殺ぐ魂膽もあつたのであらう。

借江戸芝の薩邸では、思ひ設けぬ美濃の治水命令に、留守居役の面々は驚異の眼を大にして仰天した。乃ち幕府から交附せられた、工事設計に關する一捆の書類を急速に當時在國中の薩摩守へ送り届くべく早駕籠を飛ばした。一方鹿兒島では、寶曆四年の新春を迎へたばかりで癡耳に水の使者に藩主以下一藩の驚きは一通りではない。而かも工事設計の仕様書を見ると、其の區域の廣大、規模の大袈裟なこと等、容易ならぬ大工事であることが判明した。そこで重臣を會して評議に及んだが、此のやうな大工事には宜しく要職の臣を擧げて事に當らしめねばならぬとあつて、總奉行には平田靱負正輔、副奉行には大目付伊集院十藏久東が任ぜられ、猶江戸留守居の重臣をも加へることになつて、再び急使が江戸へ出された。

正月二十一日江戸表から先發隊が發して二月五日現地に着し、岐阜縣養老郡池邊村大巻に役館を置き本小屋と稱した。平田、伊集院が工事事務を執つたのはこゝであつた。又幕府方の工事總括の有司も此地に屯した。さて本國では工費工務に關する評議をした後、正月二十九日に平田靱負、三十日に伊集院久東が夫々部下を連れて發足した。閏二月九日に

本小屋に到着して、この工事に従事せる千餘人の夫々に擔當事務を執行せしめた。此の工事區域は、前述の三大川の、幹川支川が網の目の如くに紛亂して、其間に輪中が幾十となくあつて、美濃尾張伊勢の三國に互つた廣大な地區であつた。

工區の配備と係役の部署が定まると、幕府方の意見に基づき、準備の未だ整はぬのに二月二十七日急に工事に着手することになつた。これ薩藩士到着後僅々二十日位であつた。甚だ無理な註文といはねばならぬが、一日でも遅れれば出水のため、工事をなすことの出来ぬ時の來るのを、從來の經驗から持ち出して、急を要する部分のみを、修築することとなつての着手であつた。案の定五月二十二日になつて、雪解水のために中止となつて幕府側の有司は、皆工事場を引き拂つてしまつたので、藩士の方でも、手を拱いて九月二十二日迄待つたのである。然るに此の工事に着手する薩摩人士は本國に於ける、水害皆無のためと工事に不馴れのため、多大の苦痛を嘗めた。殊に工事に馴れた幕府側の指揮者は工事には多年の經驗あるに反し、被指揮者は全くの無經驗である。

太刀の上の薩摩軍人も、斯かる技術の上には、全く手も足も出ぬ。されば工事場の各所では、間違が起り失敗があると、劍突も喰はされる、腸を抉ぐられるやうな嫌味もある、殊に一方は公儀、一方は陪臣で、物一つ言はれても、角立つて聞えるのは、強ち工事に不馴とのみは思はれない。此の第一次の工事が、僅々三ヶ月であつたが、此の間に悲痛切烈極まり、如何に憤慨せしめたであらう、早くも四月十四日に、永吉惣兵衛、音方貞淵の二人をして同日に自刃せしめたのを手始めに、第二次起工までに、悲惨なる三十有九名の割腹者を生じた事實に徴しても知ることが出来る。

第一次の工事から、第二次の工事迄は、決して徒食してをつたのではない。次の準備をしたのは無論である。平田總奉行が國許へ、手配不足致故別記の人数早々差出されたし、との信書は七月二十二日に出てをるものである。又大阪に出ては用金數百萬兩を調へたのも事實である。此の間に又在國中の薩摩守は、江戸參觀のため鹿兒島を出發せられ、途次七月四日平田總奉行の案内で、工事地を檢分し、詳しい説明をきいて、少からず驚き猶ほ割腹者の顛末をきき、再驚せられた。此等の割腹者は、如何なる事情があつて、最期を遂げたかは不明であるが、察するに一旦竣工した工事が、水のために破壊されたる責任上割腹もあらうし、工事中幕吏の壓迫上も、或は同僚上役等との意見の衝突もあつた事と思はれる。想ふに何れも藩主に對する責任を明かにしたのと、武士の體面を重んじて、茲に至つた事とは前後の事情上判斷ができる。

噫當時を顧ふと、薩摩藩士は日毎夜毎に、辛い勤めを果して、宿へ歸れば小汚い藪部屋、剥げた膳椀に盛られた粗食に舌鼓打ち、疲れきつた體を我慢したのも、一藩が浮沈の場合であるからである。今日の仕事も手違がなくてすんだ、然し來し方と行く末とを沈思すると、誠に心許ないことであつたであらう。父母の身の上、妻子の安否と、次から次へと苦勞の種は、巴のやうに廻つたであらう。ある限りを聯想しつゝ、漸く我れにかへつて明日の勤めもあるものをと、煎餅蒲團引き被つて、木枕に燈火を消し、茫々幾百里の旅空に佗しい夢を結んだ藩士の胸中を察すると、轉た冥想に耽らざるを得ないのである。

さて九月二十二日愈々第二次工事に着手し、曉から深更まで、勇ましい働きをしたが、最も彼等に辛勞疲憊を與へたものは、三之手、四之手であつた。三之手の長良川と大樽川

どの川床は、八尺餘の差があつて、激流瀧の如くである。殊に出水時は想像もつかぬ。されば此の地關係の村々は、自普請で大藪町から九十八間、勝賀村から四十六間の喰違堰を突出して、水勢の緩和を計つたが、而し根絶することは出来なかつた。此度の工事はそれより百五十間の下流で、長さ七十間の洗堰を造らせたのである。然るに工事中、長良川數回の出水で工程は頓挫し、石材は流失し、一方ならぬ苦心をした。されば其の操業の蹉跌と工費の倍蕪した責任上、茲にも永山市左衛門外數名の切腹者を出した。

又四之手は三之手に勝る難工事で、我が國の河水工事では、古來此の右に出るものがない位、天下の一大難工事であつた。

抑々此の締切堤は、木曾、揖斐の會する地點で、尾、濃、勢三箇國の境に當つてをるの、自然彼我の争を生ずるのみならず、設計の如何によつては、彼我の農民に、利害の相反するやうなることもあつた。然るに河床亦八尺餘の差があるので、水流は此の地で奔騰沸白して、渦卷は河床を穿ち、飛沫は天に冲して、水聲は雷霆かと疑はれたであらう。若し夫れ洪水の忽滔として來たものならば、それは甚だ凄愴を極めたものであつたに違ひなし。

四ヶ所の中最も早く竣工したのは、二之手で、次に一之手、三之手、四之手で、孰れも翌五年三月二十八日に至つて成功を遂げ、五月二十二日までに全部檢分濟みとなつた。即ち工事が無事に引渡し済みとなつたわけである。

最初は幕吏も、色々壓迫を加へたにも拘らず、最後の檢分に我れを忘れて、御手傳普請結構に出來致して御座る、の聲を惜まず褒むるに至つたのは、最も痛快であつたであらう。

第一次工から竣工に至る間、工事に従事せし時日を計算すると僅々十一ヶ月である。此の前代未聞の一大難工事を仕遂ぐるに、一ケ年に充たない短日月の間で成し遂げたのは實に神變不思議である。人間業とはとても思はれない。而も當時にあつては、固より今のやうな學理的の應用で事を整理するのでもなく、工事の着手、器械の運搬等其の困難は、殆ど言ふに忍びないものがある。近所近在の破れ船を借りて來てわづかに之れを利用し、又疲勞を醫すためには風呂桶一つさへなかつたのを見ると、其の不便不自由なことは想像の外である。それによくも此の大工事を見事に成功させたといふことは他ではない、これに従事した藩士の同心協力、決死の働きから來た結果に外ならぬ。けれども此の工事が成功しない先、三十萬の豫算ではとてもやれないとなつて、そこで益々困難となり、平田氏を初め諸重役は頭をなやました。衆議に曰く、

今此の中途で其の功を廢せんか、君命に背くを奈何せん。強いてこれが成功を期せんか、豫算超過の咎は免れられない。實に進退谷まつた結果、若かず、豫算超過の咎を受くるも斷じてこれが成功を期すべし。況や人命を救ふの急務なるをや。其の專斷の罪に至りては決然屠腹して謝すべきのみ。

と。遂に百難を排して竣工したのは、百代の下、自ら人をして感奮興起せしむるばかりではない、又退いて、覺えず一掬の涙を催さしめるのである。若しも此の工事が此の時になかつたならどうであらう、此の地方十萬の生靈は水底に葬られてしまつてをるであらう。今や三川分流の功成り、沿岸地の民は其の業に安んずることの出来るのは、即ち寶曆年間此の工事が基礎となつて、後顧の憂なからしめたものである。よろしく其の名譽を不朽

に傳へて、其の功績を千載に録せねばならぬ。油島締切堤塘の上に竣工後植ゑた松は、蒼蒼として枝を交へ、日光を遮り、一帯の緑をなし、蜿蜒たる長堤、洋々たる流水と共に、徐ろに其の當時を語り、轉た當時の光景を偲ばしめてゐる。

幕府の有司は、油島締切工事に就いては、竊に其の成り行きを疑つて居たのである。然るに意外にも見事に工事を完成したので、遂に渠等は「大慶に存する」との聲を洩らすに至つたのである。平田氏は元祿の大石良雄の格である。渠れを片々たる記録に依つて綜合する時は、篤實濃厚で而も堅忍不拔の意志の人であつたと思はれる。彼れが國許へ問合せた數度の書簡には、克く此の心情が發露してゐる。

さて一旦工事がすむと、藩士はそれ／＼行李を收めて、或は故郷の鹿兒島へ、或は江戸表へ發足することとなつたが、平田氏は永い間の重役を一先づ終つたものの、五十名の自刃者と三十餘名の病死者を出した事、又は工事の屢々蹉跌したるために、工費を倍蕪せしめた事などを聯想すると、實に感慨無量の儘に、渠れは潔く割腹して罪を重年公に謝すべく決心したのである。茲に於て氏は前に掲げた通り、工事引渡済を江戸表薩摩守へ報ずると共に、翌二十五日を以て、任地で悲惨なる最期を遂げたのである。氏が胸中、實に思ひやるだに氣の毒である。けれども工事地は丁度引拂の間際であるから、重なる人々が協議の結果、山城の國伏見町へ輓負の屍體を運んで、其所で葬ることにしたのは、伏見町には薩摩の假屋敷があつたからである。此の尊き死骸は同町大黒寺に埋葬されたが、輓負のみが遠く葬る所を異にしたのは之が爲である。其の墓銘は「高元院殿節岑了操大居士」と刻み、一面には寶曆五年五月二十五日平田輓負正輔と刻んであるが、節岑了操と其の意味を

戒名に表はしたのは最も嬉しい。

附記。本記事は岐阜縣津郡役所から發行された小冊子「薩摩義士之偉業」に據つたものである。同書は大正九年に發行されたものであるが、惜しいかな非賣本である。かくの如き悲壯なる犧牲身の事蹟美談が長く世に埋れてゐたのは遺憾至極の事と言はねばならぬ。予は一人にても多く此の美談を傳へたいと願はざるを得ない者である。

【第五節】

○細説

一 加藤四郎左衛門

尾張瀬戸の陶工。我が國製陶の開祖。即ち陶器へ釉藥を施した創始者といふ。名は景正。通稱は上下の字を省き藤四郎といふ。大和國の人、後深草に居たといふ。幼より土器を作る事を好む。若くして京に入り久我内大臣通親に仕へ五位諸大夫になつた。貞應二年、通親の二子道元禪師に従つて入宋、福建省の建窯で陶業を修め、五年後安貞元年八月歸朝。此の時鐵質釉(天目藥)の茶入、茶碗及び匣鉢の法が傳へられ、また祖母懷の土も宋より持ち歸つたと傳ふ。それより各地を巡察して製陶に適する地を探し求め、遂に古い製陶地であつた山田郡瀬戸村に窯を開く。支那から持ち歸つた土と同質のものを發見して中島に移る。歿年は建長元年三月と傳へらる。墓は五位塚といひ、祠堂を建て陶産神又は窯の神と呼ばれる(富山房「國民百科大辭典」に據る)。

【第六節】

○細説

一 「國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉」

「國民精神作興ニ關スル詔書」中に宣はせ給うた御言葉である。

二 「おのが身はかへりみずして」云々の御製
明治四十二年「義」なる御題にて詠ませ給へるもの。

三 エディソン略傳(一八四七—一九三二)

い エディソンの生ひ立ち——エディソンの祖先は今より約二百年前(一七三〇年)オランダから米國へ移住したものである。曾祖父は一〇四歳、祖父は、一〇二歳、父は一〇〇歳迄生き、た代々長壽の家である。父サミュエルはオンタリオ州ヴィンナでホテル業を営んで居たが、女教師ナンシーエリオット嬢と結婚して、一八四二年オハイオ州ミランに移り、主に屋根板製造業に従事相當の使用人を置いて商賣に勵み、又ナンシー夫人は高等教育を受けた人で結婚して一男二女を擧げたが、エディソンは其の次男として一八四七年二月十一日(我が弘化四年)ミランに生れ、トーマスアルバエディソン(Thomas Alva Edison)と名付けられた。八歳の時家族はミシガン州ヒューロン港へ移住した。あの鐵の如き意志と不屈の氣力によつて或時は二晝夜の間一睡もせず仕事を続け、しかも僅かに六時間の睡眠で満足する有様に仲間の研究者をして全く辟易せしめた所の大發明家エディソンも、子供の時は寧ろ虚弱であつた。従つて學校の出來榮えも面白くなかつたので間もなく學校を辭め、主に母の手許で教育を受けた。これが却つてエディソンの爲になり、信仰心は養はれ勤勉の習慣はつけられ、學問の趣味は教へられて、後年の業績の基となつたのである。殊にエディソンは凡そ實驗に役立つと思ふ事柄は一度習つたら決して忘れなかつた。彼れは書物で讀んだことを更に實驗して、それが正しいか否かを確めることを好んだ。又物を組立

てる才能があつて何時もそれで日を過してゐた。

ろ エディソンの少壯年時代——エディソンは幼時より特に物理化學の實驗が好きで、その研究に熱中し、多くは實驗室に閉ぢ籠つてゐた。斯くして彼れは十一二歳の頃から主に化學上の實驗に苦心した。彼れが如何に熱心であつたかは、其の實驗に用ひる藥品が二百瓶もあつたといふことを以て見てもわかるだらう。しかし彼れの家はあまり豊かでなかつた。それ故彼れは、自ら實驗費を儲けたり、無料で新刊物を讀んだり、デトロイト市の圖書館で暇な時間を費したりすることが出来るといふ理由の下に、兩親の許可を得て、居住地ヒューロン港とデトロイト市との間の列車に新聞賣子となつて、神聖な労働の體驗を積むことになつた。これは一八五九年彼れが十三歳の時であつた。後には列車の一隅に自分の實驗室を移し研究の傍ら一部六錢の「週刊ヘラルド」と名づける列車新聞を發行し、毎週其の百部以上を賣捌いて研究費の補助にした。それが十五歳の頃である。其の後不幸にして實驗用の燐から發火し、列車内の實驗室兼印刷所を焼いた爲、鐵道當局から苦情が出て、遂に再び我が家へ實驗室を移すの止むなきに至つた。

彼れは或時、子供の命を助けたことが縁となり、其の子供の父から電信術を教へられたが、之に依り電氣なるものに對して深き興味を覺えた彼れは、爾來電信の實驗に耽るやうになり、更に進んで十六歳の時電信技手の職に就いた。そして益々研究の結果遂に簡便な信號装置を案出した。これ實に彼れが發明の第一歩である。斯うして彼れは職務の傍ら絶えず好きな實驗を續けたが、好きこそ物の上手なれで、彼れの技術は大いに進歩した。

其の後彼れは、一日ある議場を觀て、投票を記録する便利な電氣装置を考察し、之に依

つて一八六八年始めて特許を得た。その時彼れは二十二歳であつた。彼れがいよゝ發明家として身を立てようと決心したのは此の頃のことである。そこで彼れは更に二重通信法の發明に取りかゝつた。彼れは先づニューヨーク市に出て電信會社の技手となつたが、間もなく彼れが實地經驗に優れてゐることを認められ、一躍月俸三百弗を以て重用せらるゝに至つた。其の後一種の通信器を作り四萬弗の金を儲けたので、直ちにその金でニューヨーク州ネウオーク市に工場を建ていよゝ發明に専念する身となつた。これ以來發明は續々として現れ、殊に三十五六歳の頃は其の最も油の乗つた盛りであつた。

一八七二年から一八七五年に掛けて遂に三重電信、四重電信其の他電信に關する重要な發明を成し遂げ、又電話に就いても研究を開始した。一八七六年彼れは同州のメンローパークへ移住したが、此處で先づ炭素送話器を發明し、翌一八七七年には蓄音機を完成した。是等の發明あつて以來彼れの名は全く世界的となつた。

は エディソンの電燈發明と其の恩澤——エディソンは電燈に對しても無論注意を怠らなかつた。當時はまだ漸く弧光燈があつたのみで、各國の學者は何か屋内用として適當な小燭光の電燈を得ようと苦心して居た。そのうち始めて白金電燈を發明し、之を製作したのは米人スター（一八四五年）及び英人グロブ（同年）であつた。一八五四年に至り獨人ゲーベルは始めて使用に耐ふる炭素電球を作つた。其の後一八七七年乃至一八八〇年に互りエディソン、マキシム、ソーヤー、マン、スワン等が夫々白熱電燈の發明と改良とに努力したのであつた。

エディソンは最初やはり白金纖維に着目したが、嘗て電話器を研究した際に炭素を用ゐ

たことを思ひ出し、且、門弟アプトンの進言もあつたので、先づ紙を馬蹄形狀にして蒸焼し、空氣中に於て電流を通じて見たが、直ちに燃えて仕舞つたので、之を眞空にすることに考へ、遂に眞空硝子内に炭素纖維を封じた電球を作ることまで漕ぎつけたが、これも僅かの時間しかもたないもので、更に白金に就いても同様の實驗を繰り返し、種々苦心の揚句、竹（傘用のものであつたといはれる）を白熱纖維に利用した炭素電球を作つて遂に成功の域に入つた。この竹が我が日本の産物であつたことは特に記憶すべき所であるが、エディソンはその當時竹は天然のものでなく製造したものと思つて日本に注文したのださうである。彼れは日本竹の表皮の下にある部分を用ひて纖維を作り五六百時間の點火に耐へるものを得た。之が爲我が京都附近の竹がかなり米國へ輸出されたものであつた。彼れがこの實用的電球の製作に成功したのは一八七九年（明治十二年）十月二十一日で、今（昭和四年）より丁度五十年前である。それに先だつこと一年の一八七八年英人スワンも糸を蒸焼したものを用ひて炭素電燈を作つた。だから英人は自國の方が白熱電球の元祖だと稱してゐる位で、我々はスワンの功績をも大いに認めなければならぬ。

一體發明は苦心を要すること勿論であるが、それに劣らず骨の折れるのは之を實施して實用的の商品を得ることである。エディソンは之を實用化することにも先鞭をつけた。之が亦彼れの偉大な所である。即ち彼れはメンローパークの工場に於て、單に白熱電球のみならず發電機の製造や送電配電方式等の研究にも苦心し、遂に一八七九年の大晦日の夜始めてメンローパークに電燈を點じ、之を一般に公開して世人を驚嘆せしめた。之に自信を得て、いよゝ一八八二年ニューヨークに於て電燈會社を開業するに至つた。それより彼

これは鋭意電燈事業の發達に力を盡したので、世界各地にエディソンの名を利用した工場や電燈會社が相次いで建設された。英國のエディスワン會社、米國のゼネラル電氣會社、ニューヨークやシカゴのエディソン電燈會社等は即ち其の主なる例である。

エディソンの白熱電燈完成後約二ヶ月、丁度彼れがメンローパークに電燈を點じて世人を驚かした日から十日許り前の、一八七九年十二月二十一日のニューヨークヘラルド紙はエディソンのこの大發明の爲に、全紙面を擧げて報道を盡したのであるが、斯の如き御伽話のやうなそら事を躍々しく報道することは怪しからぬと擔當記者は世間から大いに非難せられたとのことである。實際石油ランプと漸く弧光燈しか無かつた當時のこととて、斯かる輕便な家庭用の電燈が、焰も發せず危険もなく瓦斯や煤煙や惡臭も出さずに點火するなどは全く想像の外であつたに違ひない。これに就いて次のやうな笑ひ話のエディソンの口から傳へられて居る。或小發電所を建設するに當り、エディソンの助手の一人がエディソンに向つて、「私は斯うして先生と共に働いてゐる御かげで發電所はどうやら自分自身の手で建設し得る自信が出来ましたが、只一つ、私には判らないことがあります。」といふので、エディソンが「それは一體何か。」と反問したら、助手は、「先生が如何にして電線を通じて送るべき油を得られるのか私には呑み込めません。」と言つた。やゝ専門家の部類に屬する人達ですら當時は此の程度である。況や一般素人に理解の出来なかつたのは當然でもあらう。しかもそれから僅か十日後にメンローパークに電燈が輝いた時の世人の驚嘆が思ひやられるではないか。

今秋は全世界を擧げて電燈五十年記念祭が行はれ、來る十月二十一日は其の深き思ひ出

の日として、エディソン翁が其の創始に係る電燈の光り眩ゆき祝福の裡に人類の大恩人として萬國民の感謝を受ける光榮の日である。自ら發明した幾多の文明の利器の恩澤を現前に目睹しながら其の讃仰を一身に集めるとは何たる幸福であらうか。しかも翁は猶之に甘んぜず、今や八十有三歳(日本流の數へ年)の高齡を以て日々尙十六時間以上の研究に没頭し、毫も倦むことを知らないといふ。翁は嘗て實驗の際誤つて爆發藥の爲に片方の耳を悪くし、爾來よく聞えないので、或人が翁に「何かよく聞える器械を發明されては。」と言つたら、翁は言下に「自分は非常に仕事が忙しい。此の上耳が聞えるやうになつては、物を聞く爲に時間が費されるし、又家内も始終自分に向つて話したがるだらう。」と答へたさうである。翁の寸陰を惜しむ勤勉振りは唯々感嘆するの外はない。

今日エディソンの發明は米國に於ける特許だけでも無慮千二百件に及び、此等を基礎として發達した工業は米國內のみでも其の總投資金參百拾貳億圓に上ると言はれてゐる。之を全世界にしては殆ど計り知ることを得ないであらう。唯一個の頭腦、實に偉大なる哉。

さて上述の如く電燈はエディソンを始め數多の人々の努力によつて發達し、遂に今日の如き隆盛を見て我々に多大の幸福を與へてゐるのであるが、其の他萬般の文化文明は何れも皆同様に幾多先人の努力奮闘の結果であり賜ものである。其の恩惠を蒙るもの誰れか感謝せず居られようか。されば我々は之に酬いると共に更に益々最高理想の文化文明に近づくため、發奮興起して發明創造を盛んにし之を發展せしめ、其の遺業を子孫に傳ふる所がなければ抑も此の世に生を享けた意義と目的とに背くものと謂はなければならぬ。我々は何處までも創造的の進歩に向つて努力せねば相濟まぬのである。斯く考へると、發明

創造こそは實に最高の道徳であり、忠君愛國は即ち發明創造にあり、と謂へるであらう。此の意味に於て將來我が帝國の運命を荷ふべき第二の國民たる諸君は今より堅き覺悟を以て、知識を研き情操意志の鍛鍊を積み、叙上の大責任を果すべき用意を怠つてはならぬ。さもなくば諸君が人間として生れて來た意味を失つて仕舞ふのみでなく、却つて道徳的に罪深きものともなるであらう。宜しく年少の時代から智情意の鍛鍊を十分に心掛け、以て幾多のエディソンが諸君の中より輩出せんことを切望して止まない次第である(青柳榮司、エディソン翁に就いて——昭和四年十月)。

四 挿圖 エディソンの記念碑

右の記念碑は、山城國石清水八幡ヶーブルカー終點附近にある。

第九課 勤勞精神と二宮尊徳

【第一節】

○細説

一 音もなく香もなく常に……の歌

左に「二宮翁夜話」を轉載して説明に代へよう。

翁曰、夫れ誠の道は、學ばずしておのづから知り、習はずしておのづから覺へ、書籍もなく記録もなく、師匠もなく、而して人々自得して、忘れず、是れぞ誠の道の本體なる。渴して飲み飢えて食ひ、勞れていねさめて起く、皆此の類なり。古歌に「水鳥のゆくもかへるも跡たえてされども道は忘れざりけり」といへるが如し。夫れ記録もなく、書籍もなく、學ばず習はずして、明かなる道にあらざれば誠の道にあらざるなり。夫れ我が教は書籍を尊まず、故に天地を以て經文とす。予が歌に、「音もなくかもなく常に天地は書かざる經をくりかへしつゝ。」とよめり。此くの如く日々、繰返じつゝしてしめさるる、天地の經文に誠の道は明かなり。かゝる尊き天地の經文を外にして、書籍の上に道を求むる、學者輩の論説は取らざるなり。能くく目を開きて、天地の經文を拜見し、之を誠にするの道を尋ねべきなり。夫れ世界横の平は水面を至れりとす、豎の直は垂針を至れりとす。凡そ此の如き萬古動かぬ物あればこそ、地球の測量も出来るなれ、是れを外にして測量の術あらむや。曆道の表を立て、景を測るの法、算術の九々の如き、皆自然の規にして萬古不易の物なり。此の物によりてこそ、天文も考ふべく曆法も算すべけれ、此の物を外にせばいか

なる智者と雖も術を施すに方なからん。夫れ我が道も又然り、天言いはず、而して四時行はれ百物成る處の、不書の經文、不言の教戒、則ち米を蒔けば米がはえ麥を蒔けば麥の實法みのが如き萬古不易の道理により誠の道に基きて、之を誠にするの勤をなすべきなり。

二 天何をか言はんや、四時行はれ、百物生ず

論語、陽貨篇に、「子曰、予欲無言。子貢曰、子如不言、則小子何述焉。子曰、天何言哉、四時行焉、百物生焉、天何言哉。」とある。

註。孔子が無言を以て教に立てたのは、學は心悟を貴び、躬行のところより道理を體認すべきを旨としたに據るのである。子貢は、所謂孔門十哲の一人で特に言語に著はれてゐた。小子何述焉とは、門弟子は言あるに頼つて講へ明らかめるものであるが、孔子先生がもし言はなければ、門人小子は何を聞いて傳へ述べようとの意。この子貢の疑問に對して解答せられたのが、天何言哉……の句である。

三 天行健なり……の句

「易、乾卦」に、「象曰、天行健。君子以自強不息。」とある。

註。萬物の體は自然に各、その形象あり、聖人卦を設けて、以て萬物の象を寫す。さて天は乾卦の象なり、天道の運行するは少時も止むこと無く、いかにも健かなるものなり。凡そ君子たらん者は、この天の運行の健かなるに法とりて、以て自ら勉強して少時も休息することなかるべしと云ふ意である。

易とは「易經」の略で、これは、天文・地理・人事・物象を、陰陽變化の原理に基いて説を立てた書。二卷。上・下經は、伏羲氏・周の文王・周公の作る所。十翼即ち象上傳・象下傳・象上傳・象下傳・繫辭上傳・繫辭下傳・文言傳・說卦傳・序卦傳・雜卦傳は、孔子の著す所と傳へられる。周に至つて大成せられたから周易とも云ふ。五經(易經・詩經・書經・春秋・禮記)の

ある。

【第二節】

○細説

一 私の勞作觀

生命あるものは、植物にあつては食を求め、動物にあつては食と住とを求め、人間は衣と食と住とを求める。動植物にありては自然の衝迫や本能によりてこれを求め、人間にあつては反省的に價值的に、これを求める。而も生命あるものは衣食住を求めのみでは満足しない。自發的運動は生命の象徴である。物質にも運動があるが、それは機械的運動であつて、一定必然のものである。生物の運動、殊に發達せる生物の運動は餘程自由な餘地を有するが、本能の範圍を出ることが困難である。人間に於ける生命慾充實の爲の運動は單なる本能的運動のみではない。蛇は自己保存の本能運動として敵に巻きつく運動をする。それで眞赤に焼いた火箸を蛇に觸れたら蛇はそれに巻きついて遂に自滅するに至つたといふことは神經學者の實驗せる所である。本能運動は下等動物の必然的運動であつて、反省の餘地なき運動である。人間にも熱いものに觸れば思はず手を引くといふやうな反省の餘地のない本能的反射運動があるのであるが、人間に於ける生命慾充實の爲の運動は單なる本能的運動のみではない。人間には本能運動の外に有意的な反省運動がある。これは其の方向や運動の仕方に關して、眞實性的統一的活動としての靈、敬、愛、信——敬虔の作用としての靈の指導を受けねばならない。靈は又常にこれに反省を加へ、有意的に選擇し決行し、價值的に運動を指導する力を有してゐる。靈は肉の運動を價值的に指導するのみ

ならず、それによりて自己自身もまた活力を増進する。斯様な作用の過程が即ち勞作といふべきものである。

人間の有意的運動は反省を加へられる廣い自由の範圍を有して居り、常に靈よりの價値化を待ちつゝあるとも言ひ得るが、靈はまた靈自身の反省のみでは満足せずして肉を通し、自己を表現し、自己の具體的な姿を眺め、更に自己實現を充實しようとする熱烈な關心と志向を有するものと見ることが出来る。

要は勞作といふことは個々の心的作用を伴ふ靈の働きが、生命慾生存慾に關係ある肉の方面を價値化する場合に、筋肉を通して起る所の價値的運動、價値的活動である。そして、それによりて靈やそれに伴ふ心的作用及び肉の働きも活々と培はれ行くのであるが、勞作は實に靈の充實的な創造發展に缺くべからざる力である。

實社會に於ける多くの勞作はこれを客觀的に見ようならば、勞働夫れ自身が直接に目的價値ではない、勞働によりて得られた結果が目的價値である。即ち勞働は手段價値としての價値である。然し若し社會の一員としての責任感とか、乃至は自覺的な勤勞心や勤勞の興味が其の中に躍動する場合には、主觀的には自我の統一としての、人格發展としての目的價値に役立つものであると見られる(「勞作教育」より)。

二 筋肉勞働——筋肉を動かして行ふ勞働、即ち肉體勞働を精神勞働から區別して斯くいふ。普通に勞働といふ場合には此の筋肉勞働を指すわけだが、勞働運動が盛んになつて以來、肉體勞働者以外にも下級事務員や下級官吏の如き精神勞働者も亦勞働階級と見なすやうになり、勞働者といふ概念にも此等二様の者が含まれるやうになつた。そこで精神的勞働と區別する爲、筋肉勞働といふ語が頻りに用ひられるやうになつて來た。

○敷衍資料

一 精神的勞働と肉體的勞働

私は精神的勞働の價値を確信するものである。さうして精神勞働者も亦その勞働の結果を同胞に提供して、自己の生存に必要なものを他より仰ぐといふ意味に於ては、筋肉勞働者との相違もない。インテリゲンチアの一人として、誠實に勤勞を續けながら生きて行くことは、自分のやうな天分と使命とを與へられた者にとつて、少しもやましい處がないと思ふ。私は凡ての人にとつての、或程度の肉體的勞働が必要であることを考へてゐるものであるが、それは凡ての人が肉體的勞働を生計の資としなければならぬといふ意味ではない。社會的見地から見れば、肉體的勞働も精神的勞働も、共に分業として存在の權利を認められなければならぬ(阿部次郎、「北郊雜記」)。

二 思考と實行は人の呼吸の如し。——ゲーテ

三 人體欲得勞働。動搖則穀氣得銷。血脉流通。病不得生。譬猶三戶樞不蠹也。

——三國志

四 勤勞の生活

私共の生活は、鳥や獸類とは違つて、種々の物を作りそれを用ひて生きて居るのである。即ち人々の勤勞骨折のお蔭によつて、日々の生活を營んで居る。例へば食物にしても、一日に三度戴いて居る。これを一年に積るといふと、三百六十五日に三度づつで千九十五度であるから、凡そ千百遍位の御飯を戴いて居ることになる。それに用ゆる米だけでも容易

のことではない。日本人は米のお化などと云はれてゐるやうに、國民の食する米の量だけでも非常に澤山なものである。百萬石の米と雖も粒の大なるに非ず、皆農夫の粒々辛苦によりて出来たものである。その他、野菜にしても、肴にしても皆ひとりで集まるものではない。或は野に或は海川に、骨を折つて耕作し又は捕る人があり、またこれを家庭まで運ぶ人があるからである。衣服にしても木綿絹等、その材料こそ違へ、やはりこれを作る人があり、またそれを紡ぎ、或は織り、縫ふ人があつて、寒い時でも温かに着て居ることが出来るのである。一婦織らざれば萬人凍え、一夫耕さざれば萬人飢ゆと云はれてゐるのはその事であらう。また住居にしても木柱はそのまゝ初めからあるのではなく、山で木を伐る人もあり、それを麓まで運ぶ人もあり、更に大工、左官、屋根屋等が集まつて、これを組立てて家が出来るのである。その他、今日は鐵や煉瓦等の種々の材料を使つて益々人の手を要する事が多くなつて來た。單に衣食住だけを見てもこの通りである。更に進んで教育、藝術、科學等、すべて我等の生活内容を豊かにし高くして居るところのものは、皆人の勤勞のお蔭によりて出来たるものである。

二宮尊徳翁は、天道と人道といふ事を申して居られるが、その天道と申すのは天然自然の道である。これは萬古易らないものであつて、春は生じ秋は枯れ、火は燥けるにつき、水は卑きに流れる。これは天然自然の理である。人道といふのは人のために立てたる道であつて、人力を盡して成るものである。「田畑草が生え、堤は崩れ、堀は埋り、橋が朽ちる、是則天理」である。「田畑の草を取り、堤は築立て、堀はさらひ、橋はかけかへる、是則人道」である。尊徳翁の申されるのに、「雨にはぬれ、日には照らされ、風には吹かれ、

春は青艸を食ひ秋は木の實を喰ひ、あれば飽くまで喰ひ、無き時は喰はずに居る。是れ自然の道にあらずして何ぞ。居宅を造りて風雨を凌ぎ、倉を造りて米粟を貯へ、衣服を製して寒暑を支へ、四時米を食ふ如きは是れ作爲の道にあらずして何ぞ。夫れ自然の道は萬古廢れず、作爲の道は怠れば廢る。」と。作爲といふのは作り爲すことである。つまり勤勞である。また「天理は萬古變ぜず、人道は一日怠れば忽ち變ず、されば人道を勤むるを以て尊しとし、自然に任ずるを尊ばず。」と申された。即ちかやうに我々が生活して居るのは、ただ天然自然に任して居るのではなく、我々が勤勞によつてその自然のものを利用して生きて居るのである。即ち我々は天道の外に人道によつて、即ち作爲の道によつて、種々のものを作り出し、また改善いたして生活するのである。野原には雜草が出来て居り、それに蛇ののたくつて居るのはこれは自然である。その草を刈り、蛇を退治して耕して畑にするのが人道であつて人の力を盡して成るのである。即ち勤勞は人道を盡す所以であると申して宜いと思ふ。

つまり人間が向上しようと思ふには、勤勞するより外ないのである。廻る獨樂は立つて居る。使ふ鍼は光る。流れる水は腐らぬ。勤勞は人間を造り上げるに必要なるものである。大體勤勞と云ふものは、人間の作り出した習慣である。動物は一體に働かぬ。たゞ食物を得る爲にのみ働くのである。人間でも野蠻人程怠惰であつて、腹が減つた時だけ働くのである。然るに文化が進むにつれて、人間はたゞ生きるばかりでなしに生活の内容を進めるために色々働く。即ちこの勤勞は人間の作出した習慣であつて、國民の勤勞の程度如何によつてその國の文化の程度を測ることが出来る。併し如何に勤勞を心懸けても、身體

が弱くては何も出来ぬ。即ち身體を鍛錬し精力を旺ならしめ而して頑張りの利く身體にならねばならない。よく病氣などで働かうにも働かれぬ人があるから、我々は何かにつけて身體を丈夫に鍛へることが第一である。我々の生活は努力の生活でなくてはならぬ。我々には先の事はよく分らぬ。日々勤めて居るのが即ち愉快なる生活であつて日々これ好日と云ふのはそれである。

勤勞と云つてもたゞ肉體を動かして居るだけではない。頭を働かして文明の機械を成るべく利用して、經濟的に能率を上げるやうな勤勞をいたさねばならぬ。それについて、考へるといふことの必要が非常にあるのである。自動車の發明は世界、道路の革命を起した。發明發見ほど偉いものはないのである。唯肉體を動かす勤勞と、精神を動かす勤勞とどちらも大切なものであるが、しかし乍ら我々人間は考へるものであるから、勤勞をいたすにも機械を利用して成るべく經濟的に大きな効果を上げるやうに努めなくてはならぬ。従つて我々は肉體を動かすと共によく精神を働かして、本當に人間に値する勤勞をしなくてはならぬと思ふ。これが眞に生きがひある生活を營む所以である。而して我が國の現在はいかやうな國民一同の大なる勤勞を要求してゐる時である(下田次郎稿、「丁酉倫理」誌、昭和十年十月號所載)。

【第三節】

○細説

一 二宮尊徳略傳——その事業を中心として

二宮尊徳(二四四七—二五二六)は、天明七年七月二十三日、相模國足柄上郡柏山村東柏山(今神奈川県足柄上郡橋井村の内)

に生れた。彼れの家は高十三石の田地を所持せる自作農であつたが、彼れの父(名を利右衛門が)温良な人物で施しを好んだこと、寛政三年(彼れ五歳の年)酒匂川の汎濫により田地荒廢せること、父が長病を患つた(彼れ十歳の年)こと等の原因で、彼れの幼時に於て彼れの家は急速に没落に向つてゐた。加ふるに十四歳にして父、次いで母の死にあひ十六歳にして孤兒となり、更に同年三度目の洪水によつて、田畑盡く荒廢し赤貧となつた。かくて一家は遂に離散廢絶し、彼れは其の隣接せる本家の伯父萬兵衛に引取られ、第二人は母の實家、川窪方に養はれたが、かくの如く彼れは幼少時代を通して恐るべき辛慘を嘗めなければならなかつた。この辛慘が將來の尊徳を作り上げた一要因であるが、彼れの智徳の偉大さがそれに與つてゐたことは勿論である。もし彼れの優れた智徳がなかつたならば、彼れは精々自家を復興したか、然らずんば、一生を小作人として過したか、或は田野に餓死しなければならなかつたらう。

では彼れの智と徳とは、如何に發揮され、發展したか。以下彼れの事業のうちこれを見よう。

十七歳(享和三年)——二十三歳(文化六年) 享和三年伯父萬兵衛の家にあつた時、用水堀の空地に捨苗を拾ひ植ゑて秋に米一俵餘を、翌年再び試みて五俵餘を得た。此處に於て、「凡そ物小を積み大を致すは自然の理なり、もし汝々として怠らずんば家を興す資成らん。」といふ所謂「積小爲大」の理を體得した。これ實に普通にいふところの報徳仕法、彼れの所謂興國安民の大業の起源である。かくて其の後年々に之を擴張して收米を得、二十歳の時我が家に歸り、土地の一部を買戻して一家再興の礎を築いた。文化四、五の兩年小田原藩士の僕と

なり、其の子の讀書の傍に坐して之を聴き、遂に四書に通じた。文化五年、母方の家困難せるを救ひ、翌六年二宮家總本家の再興を企て準備金設定法を立てた。その方法は總本家の所有地二畝歩に垣をまはして竹を植ゑ、三四年後に之を賣却して復興金を得るにあつた。これ報徳善種金の起源である。

二十三歳(文化六年)——三十四歳(文政三年) 彼れの本家復興の事業が認められ、文化六年柏山の領主大久保家の藩士服部十兵衛(祿高千二百石)より家政改革の依頼を受け、五ヶ年を期し分度を立て節約を行ひ、同十一年までにその整理を完成し、千三百兩の負債を返し、餘金三百兩を得た。その後自家を復興し、行爲奇特或は斗量榊の改良のため藩主より賞せられ、文政三年小田原藩士のために低利助貸法及び五常講を創設した。斗量榊の改量とは従來領内處によつて榊の大きさ區々なりしを一定し、納租は同一なれど、農民の負擔を軽くしたものである。低利助貸法とは、藩士の窮乏救済のため立案し、藩主よりの交附金と領内富裕者よりの提供により資金を調達し、低利又は無利子にて貸與したものを、五常講とは、藩主よりの交附金の一部を以て、極貧小祿士に無利子に貸附けたるものである。

三十五歳(文政四年)——五十七歳(天保十年) 文政四年八月藩命により櫻町の復興を計るべく、其の地の調査をなした。櫻町は野州芳賀郡にある處で、大久保侯の分家たる宇津家(祿高四千石)の采邑である。疲弊甚だしきを以てその復興を命ぜられたのである。其の事業を開始せるは文政六年五月櫻町に着せる後で、十年計畫であつた。その計畫は甚だ綿密で、過去の貢納額を調査し、その平均により一定の分度を定め、十ヶ年田地、畑地等を開拓するに在つた。非常の困難に遭逢したが、豫定の十年目には成功し、天保二年には藩侯に報告

した。この後も櫻町の經營に従事し、同八年仕法を終る際には分度外の所得米八千數百俵、金二百餘兩を宇津家に引繼いだ。之より先き、尊徳、天象を觀て天保四年の飢饉を豫知し、物井村民をして粟・稗等を蓄へしめて、村民を救ひ、同七年にも凶荒を卜知して、大久保侯の領民に儲蓄を勧め、又金千兩を賜はつて飢民を救ひ餓死するもの一人もなからしめた。その後小田原領内の諸村にも報徳仕法を行ひ、多くの農村を復興せしめた。のみならず、この間他地方よりも尊徳の援助を來り請ふもの多く、野州・常州・相州・豆州等に於て復興せられたる農村は甚だ多かつた。又後に報徳仕法を行つて大いに復興せる相馬藩も天保十年以後彼れの援助を求むること頻りであつた。遂に彼れの偉績は幕府の知る所となつて、天保十三年幕府に召出さるゝこととなつた。

五十八歳(弘化元年)——七十歳(安政三年十月逝去) 晩年の十ヶ年は、彼れの生涯に於ける最大の事業たる相馬藩の復興及び日光神領荒地開拓のために獻げられた。相馬藩は磐城國の東岸に沿うて、二百二十六ヶ村、六萬石を領する一小藩であつた。大なる國産を有しなかつたために初より財政窮乏してゐたが、天明の大飢饉に大打撃を被り、田畑荒廢して收納は三分の一に減じた。其の後米財を隣國や江戸の富豪に借りて一時を糊塗したが、負債は年々増加して、文化年代には既に三十萬兩に達して、一年の收納はその利子にすら及ばぬといふ状態となつた。こゝに於てその復興改革の方法が種々講ぜられたが、天保の飢饉のためにその復興も全く挫折してしまつた。この時に當つて藩士富田高慶(後に尊徳の門人とす。その女を娶る。)尊徳の高風を聞いて之を訪ね、門人となつてその道を學んだ。其の後相馬藩は屢々復興の爲に援助指導を請うた。尊徳はその請を承諾したが、既に幕府に登用せられた際であつたから、その土

を踏まず、その門人を派して事に當らしめた。尤も彼れは同藩の爲に弘化元年數ヶ月を費して「爲政鑑三卷」を作成し、以てその計畫を立て分度を定めたのである。而してその實施後相馬領内の諸村復興せるもの多かつた。

日光神領の復興は、弘化元年正月幕府の命により神領の村々を調査せるに始まる。同神領は八十九ヶ村、納二萬一千石の土地であつたが、その荒廢地は凡そ四分の一に達してゐた。調査の結果同三年「日光神領荒地起返仕方八十四卷」を著してこれを幕府に獻じ、同四年命ぜられて東郷陣屋に赴任した。その後多大の困難を重ねてその地方の復興に従事しつゝあつたが、嘉永六年に愈々日光神領の復興に當ることとなつた。時既に六十七歳の老年で、且多年の過勞のために健康衰へてゐたにも拘らず、自ら實地踏査を行ひ、着々仕法を實現しつゝあつたが、安政三年十月二十日遂に事業半ばにして逝去した。

明治二十四年、從四位を贈られ、同二十七年、神奈川縣小田原に報徳二宮神社を、同三十年、栃木縣今市に報徳二宮神社を創設せられ、後二社とも縣社に列せられた。

附記。右は主として井口丑二著「大ニ宮尊徳」並びに土屋喬雄稿、「二宮尊徳の事業とその史的意義」(「教育」誌、昭和八年十月號所載)に據つた。

二 我が道は荒蕪を開くを以て勤とす……(荒蕪に數種ある論)
翁曰、我が道は荒蕪を開くを以て勤とす。而して荒蕪に數種あり。田畑實に荒れたるの荒地あり。又借財嵩みて、家祿を利足の爲に取られ、祿ありて益なきに至るあり。是れ國に取て生地にして、本人に取て荒地なり。又薄地危田、年貢高掛り丈ケの取實のみにして、作益なき田地あり。是れ上の爲に生地にして、下の爲に荒地なり。又資産あり金力ありて、國家の爲をなさず、徒に驕奢に耽り、財産を費すあり。國家に取て尤も大なる荒蕪なり。又智あり才ありて、學問もせず、國家の爲も思はず、琴棋書畫などを弄して生涯を送るあり。世の中の爲、尤も惜むべき荒蕪なり。又身體強壯にして業を勤めず、怠惰博奕に日を送るあり。是れ又自他の爲に荒蕪なり。此の數種の荒蕪の内、心田荒蕪の損、國家の爲に大なり。次に田畑山林の荒蕪なり。皆勤めて起さずばあるべからず。此の數種の荒蕪を起して、悉く國家の爲に供するを以て我が道の勤とす。「むかしより人の捨てざる無き物を拾ひ集めて民に與へん。」是れ予が志なり(二宮翁夜話卷三)。

附記。「二宮翁夜話」は門人福住正兄まことの著であるが、その内容は二宮尊徳の訓話を記録したものである。著者は弘化二年二十二歳の時二宮塾に入り、嘉永三年二十六歳の時退塾した。この書は五十歳頃より執筆したものと云ふ。尙、本書は岩波文庫版として世に出るので、手に入り易いから詳細はそれに據らるべし。

【第四節】

○細説

一 報徳の教の要旨

尊徳の事業の背景には、正々堂々たる主義があり、方法がある。人は元來天地人三才の徳を受けて生活してゐるから、天地の大徳に報いなければならぬ。この天地の徳に對して徳を以て報いるとの意味で報徳の教と稱し、報徳の方法を至誠・勤勞・分度・推讓の四大綱目に分つて説明してある。至誠はその教の根本原理であり、それを實行するのが勤勞で、勤の徳と相表裏をなす儉徳の方法について説明したのが分度であり、勤儉を以て生産

し、蓄積したものの一部を同時後代の人々に奉仕的に與へるか、譲り遺すのが推譲である。尊徳の勤勞思想の基礎は、天道人道差別觀にある。「人道は作爲にして天道は自然なり。勤めざれば壞る。怠れば本に反る。田圃の荒るるは天道自然なり。耕耘して荒さざるは人道なり。堤の潰るるは天道自然なり。之を築きて怠らざるは人道なり。堰の破れ、川の下に流るるは天道自然なり。之を掘つて怠らざるは人道なり。衣服の破るるは天道自然なり。之を製して怠らざるは人道なり。居室の破るるは天道自然なり。之を造作して怠らざるは人道なり。」と。而して一見天道人道相反撥するものと視たやうであるが、決して然らずして次の如く天道の利用を道破してゐる。「人道は天理に従ひ種を蒔き、天道に逆うて草を取る。」又曰ふ「人道は猶水車の如し。半ば水に着き半ば水を離れて廻る。全く水を離れば廻らず、全く水に沈むも廻らず。」と。悠久の昔から人類が自然と闘ひ自然を利用しつゝ、勤勞し來つた精神過程を面白く道破してゐる。

かくの如く人道は作爲である。働いて物を作り爲すに在る。禽獸は作らずして食ふ。しかし人は單に作つて食ふのみでは人道は成り立たない。人道の第一要件は勤勞であるが、彼れによれば更に分度・推譲が人道の要素としてあげられる。分度とは、「分は天命なり。度は人道なり。」と云ふ。分は生産資源の限度(己の財産或は身分にそつての限度あるをいふ)であつて、之を越ゆることを許さず、その限度内に於て取捨按排するのが度である。しかも「分定まり度立つて讓道生ず。讓は人道の粹なり。」と云ふ。取捨按排して收入より支出を差引き剩餘を生じて之を讓るのである。故に云ふ、「己が分限を守り一家を相續するのみにては、草木の花咲き實るまでなり。之を畜生道とも謂ふべし。又其の内より殘し、貧窮を助け讓れば、是れ人道

の誠、聖人の道にして、天道の萬物を恵むに同じ。五つの茄子を四つ喰ひ一つ殘し讓りても、是れ即ち大神宮の道なり。」又曰ふ、「人と生れて衆生を助くる道を勤めざれば、人にして人にあらず。讓り助くることを擴めなば、天下を以て治めつべきなり。」と。又、「報徳の道を知らざる者は、飽食して馬捨場の土手に臥したる犬の如し。」と極言してゐる。誠に斯くの如く、人道は作るに始まり、讓るになる。作らざれば生ぜず、讓らざれば存せず。彼れは生産を第一とし、推譲を以て報徳の目的とし、人道の極致としたのであつた。げにや「讓は人道の粹なり。」彼れの生涯を貫いた奉仕生活の基礎を我等はこゝに見ることが出来る。

附記。四個の標目——報徳社邊りで、或時代には報徳四綱領と稱へて、頗る重きを置いてゐたが近頃は報徳四要と呼びかへてゐる一の信條的成句がある。其れは彼自身の作でなく、門人富田高慶が彼れの道を批評解釋して設けた句であるが、其の人耳に入り易き爲か、可なり廣く知られてゐる。

「以誠心爲本(或は以至誠云々)」

以勤勞爲主

以分度爲體

以推譲爲用

經濟學界の巨人福田徳三氏嘗て小田原にて講演して曰く、「二宮尊徳は今茲に生れ來りて、只一語『人道は人爲也』との一語を發して、そのまゝ死んだとするも、以て千古に傳ふるに足る偉人也。」と。(本稿は主として井口丑二、「大ニ宮尊徳」に據る)

報徳とは彼れによれば、「我が道は徳に報ずるにあり。何をか徳に報ずるといふ。三才の徳に報ずるなり。何をか三才の徳といふ。日月の運行、四時の循環、これによつて萬物を生滅せしむ、これ天の徳なり。草木百穀生じ、禽獸魚鱉生じ、これによつて人の生を養はしむ、これ地の徳な

り。王侯天下を治め、大夫士人邦家を守り、農は耕し、工は造り、商は無を通じ、これによりて人生を完からしむ。これ人の徳なり。嗚呼三才の徳は大いなるかな。之に報いざるべからず。」
(報徳外記、下巻)と云つてゐる。

二 我が道は至誠と實行——至誠則神の論

翁曰、我が道は至誠と實行のみ。故に鳥獸蟲魚草木にも皆及ぼすべし。況や人に於けるをや。故に才智辯舌を尊まず。才智辯舌は、人には説くべしと雖も、鳥獸草木を説く可からず。鳥獸は心あり、或は欺くべしと雖も、草木をば欺く可からず。夫れ我が道は至誠と實行となるが故に、米麥蔬菜瓜茄子にても、蘭菊にても、皆是れを繁榮せしむるなり。假令智謀孔明(註。諸葛亮)を欺き、辯舌蘇張(註。文部省時代)を欺くと雖も、辯舌を振つて草木を榮えしむる事は出来ざるべし。故に才智辯舌を尊まず、至誠と實行を尊ぶなり。古語に至誠神の如しと云ふと雖も、至誠は則神と云ふも不可なるべきなり。凡そ世の中は智あるも學あるも、至誠と實行とにあらざれば事は成らぬ物と知るべし(二宮翁夜話、卷之四)。

三 富を見て直にこれを得ようとする者……

二宮翁夜話、卷之四、「天道を論じ人畜を別ち讓道を諷す」條に、「翁曰、萬國共開闢の初に人類ある事なし。幾千歳の後初めて人あり、而して人道あり。夫れ禽獸は欲する物を見れば直に取りて喰ふ、取れる丈けの物をば懼らず取りて、讓るといふ事を知らず。草木も亦然り、根の張らるる丈けの地、何方迄も根を張りて懼らず、是れ彼れが道とする處なり。人にして斯くの如くなれば則ち盜賊なり。人は然らず、米を欲すれば田を作りて取り、豆腐を欲すれば錢を遣りて取る。禽獸の直に取るとは異なり。……」と云つてゐる。

四 かりし身を元のあるじに貸渡し民安かれと願ふ此の身ぞ

二宮翁夜話卷之一に出てゐる。同書にこれを解して次の如く云つてゐる。

「夫れ此の世は、我れ人とも僅かの間の假の世なれば、此の身はかりの身なる事明かなり。元のあるじとは天を云ふ。このかりの身を我が身と思はず、生涯一途に、世のため人のためのみを思ひ、國のため天下の爲に益ある事のみを勤め、一人たりとも一家たりとも一村たりとも、困窮を免れ富有になり、土地開け道橋整ひ安穩に渡世の出来るやうにと、夫れのみを日々の勤とし、朝夕願ひ祈りて、おこたらざる我が此の身である、といふ心にてよめる也、是れ我畢生の覺悟なり。」と。

附記。井口丑二氏は、その著「大ニ宮尊徳」に於て、「彼れの生涯は、全く奉仕の生涯であつた。先づ幼にしては父母に奉仕し、やゝ長じては家に奉仕し、壯にしては君に奉仕し、國家社會に奉仕して其の身を終へた。七十年の生涯は、決して短い年月ではないが、其の間に於ける公私の生活、道徳生活、經濟生活、縦から見ても横から見ても一點、點の打ちどころなく、一寸奉仕に背きたる隙間もない。而して彼れがこの奉仕の原理は、實に一元の哲學から來たので、此の身を元に還さんとする運動である。そはこの歌にいへるが如く、此の身は借用物(假の現象といふ意味でなく、貸借上の借物の義である)であるから、それを本主に返済するといふ態度である。尤も一時に皆済しては、自殺せねばならぬから、姑く天地に又貸しをなし置き、それをを用ひて天下萬世を救はんといふのである。」と述べてゐる。

五 夫れ分限を守らざれば……

嘉永五年正月、翁おのが家の温泉に入浴せられる事數日、予が兄大澤精一、翁に隨つて入浴す。翁湯桁にのみして諭して曰く、夫れ世の中汝等が如き富者にして、皆足る事を知らず、飽くまでも利を貪り、不足を唱ふるは、大人のこの湯船の中に立つて、屈かまずして

湯を肩に掛けて、湯船はなはだ淺し、膝にだも満たすと嘗るが如し。若し湯をして望に任せば、小人童子の如きは入浴する事能はざるべし、是れ湯船の淺きにはあらずして己れが屈まざるの過なり。能く此の過を知りて屈まば、湯忽ち肩に滿ちておのづから十分ならん。何ぞ他に求むる事をせん。世間富者の不足を唱ふる、何ぞ是れに異ならん。夫れ分限を守らざれば、千萬石といへども不足なり。一度過分の誤を悟りて分度を守らば、有餘のおのづから有つて、人を救ふに餘あらん。夫れ湯船は大人は屈んで肩につき、小人は立つて肩につくを中庸とす。百石の者は五十石に屈んで五十石の有餘を譲り、千石の者は五百石に屈んで五百石の有餘を譲る。これを中庸といふべし。若し一郷の内一人此の道を踏む者あらば、人々皆分を越ゆるの誤を悟らん。人々皆此の誤を悟り、分度を守りて、克く譲らば、一郷富榮にして和順なること疑なし(二宮翁夜話卷之一、「大澤精一を諭し推讓を教ふ」)。

六 「里とほき山田の早苗」云々の御製

明治三十一年、「夏月」なる御題にて詠ませ給へるもの。

【備考】

一 彼れの道歌

い 聲もなく香もなく日夜雨地は一切經をくりかへしつゝ。
ろ 天地と君と親とのめぐみにて身を安らはむ徳を報へや。
は 受け得たる徳をおのゝ譲りなば四海のあひだ父子の親しみ。
に 田を深くよく耕して養へばいのらずとも米や實法らむ。
ほ 勤むべきことも思はず歌ひ舞ひ遊び進めば不忠なるらむ。

へ 遊ぶべき時も忘れて苦しみて勤め進めば至忠なるらむ。
と 勤むべきことを彼是しりぞけて遊びすせば不孝なるらむ。
ち 遊ぶべき時も忘れて入りつ出つとめつくせば至孝なるらむ。
り 身をつとめ分をおのゝ譲りなば本かたまりて邦の安さよ。
ぬ 丹誠はたれ知らずともおのづから秋の實法のまさるとし。
る 身をすててこゝを専途と勤むればまづしきことも知らず年經む。
を 掃きすつる塵だに積めばおのづから竹の子らまでみな太るらむ。
わ 去年の不足ことしのかりになりぬれば今年の不足來る年の貧。
か 不足とは何をいふらむ何事もうつはがありて物のなきなり。
よ 飯と汁木棉着物は身を助く其餘は我をせむるのみなり。
た いにしへは此の世も人もなかりけり高天原に神いましつ。
れ 昔より人の捨てざる無き物をひろひ集めて民に與へん。

二 彼れの座右之銘

父母の本原は天地に在り、吾身の本原は父母に在り、吾身の顯榮は父母の積善に在り、子孫の顯榮は吾身の勤勞に在り、身命の長養は衣食宮室に在り、衣食宮室は田畝山林に在り、田畝山林は衆庶の勞力に在り、今年の衣食は晩年の産業に在り、來年の衣食は今年の艱難に在り、年々歳々報徳を忘るべからず。

【口繪】

教科書口繪は、明治天皇が尾張に於て、農民の收穫を御覽遊ばされた事を描出したもの

で、明治神宮外苑に建設された聖徳記念繪畫館に奉獻せられた、森村宜稻畫伯筆の壁畫に據つたものである。

明治天皇初度の御東幸は、京都御發轅が明治元年九月二十日であつた。補相岩倉具視、議定中山忠能、伊達宗城、池田章政、參與木戸孝允、大木喬任を始め、多數の公卿諸侯等が扈從し、これに長州、土州、大洲、岡山、鳥取等諸藩の兵が左右を御警衛申し上げ、二十六日午後十時頃に、行在所に宛てられた尾張の熱田神戶町なる西濱御殿に御安著遊ばされた。

熱田御安著と共に、尾張大納言(註。徳川慶)は次の如き有難き御沙汰を賜つた。

今般御東幸被_レ爲_レ遊候に付ては、將來治民經國の政體深く苦慮被_レ爲_レ在候儀に付、心附の廉有_レ之候は、親敷被_レ聞食_レ度候間、無_レ伏臘_レ充分可_レ申出_レ候事。

追て即今當國御通聲の間、農民の煩に不_レ相成_レ便宜之地有_レ之候は、暫く鳳駕を被_レ爲_レ駐、收穫之狀被_レ爲_レ遊_レ觀覽_レ度に付、稼穡之艱難有體被_レ知食_レ度様可_レ相計事。

即ち慶勝に對しては政治上の意見を、又一般農民に對しては、邪魔にならないやうな場所があつたならば、秋の收穫の實況を御覽せられ、農事の困難なるを知らしめされたいといふ有難き思召である。慶勝父子は聖慮を拜して、感涙に咽ぶ外はなかつた。

九月二十七日午前八時、聖上鳳輦に召換へられ、行在所御出門、熱田神宮に御參拜あらせられた。神宮御參拜が滞りなく済んで、一旦行在所に還幸仰出あり、御晝餐を召させられ、正午再び御出門、熱田驛の東五町、濱新開、俗に八丁ちやうなはて暖といふ處に鳳輦を駐めさせられ、農民の稻の刈取りから、稻扱いねくにて稻穂を扱き米俵に入れ、俵装するまでの實況を天

覽に供へたのである。

供奉の岩倉公はその時刈取つた稻穂を農民から受取ると、之を御前に獻じ、いろ／＼と御説明申し上げたるに、聖上御感斜ならず、暫く農民男女の甲斐々々しく立働く有様を御覽せられた。そして後ほど、農民一同には熱田の菓子商つくばね屋謹製の御菓を下賜せられたのである(明光會編纂、「聖徳を仰ぎて、上巻」に據る)。

○敷衍資料

一 はたらくことの教養

働くといふことは人間や事物の本質的な使命を達成し、また達成せしむるための勞力作業である。

人は色々の文化の相に於て眞實なるものを求め、眞實なる姿の體驗、顯現を憧憬する所の眞實心を其の本質となして居る。若しこの態度が人間に缺けて居るならば、鳥に翼がなく、魚に鰭がないやうなもので、人間の本質が失はれて了ふのである。この眞實探究、眞實體験顯現の作業が即ち働くといふことである。働くといふことは實に人間の本質である所の眞實心の作用其のものである。眞實心が燃えて居る場合には働かずに居れぬものである。已むに已まれない誠心の作用其のものが即ち働くといふことである。中庸に「唯天下至誠爲_レ能盡_レ其性」とあるが、能く其の性を盡くすことを爲すといふことが、即ち働くといふことの徹底せるものであつて、天下の至誠ともいふべき聖人にして初めて働くことが徹底するのである。誠心に充ちて居るものは働かずに居れない。働くことによりてまた益と其の誠心を鍊磨することになる。

働くといふことには精神上の働きと比較的多く筋肉を勞する働きとがあるが、筋肉勞作は動もすれば卑められ勝である。併し文化文明の具體的なる世界は多くは筋肉勞作の徳によりて造られて行くのであつて、これなくしては人間の具體的な進歩は殆んど不可能になると言つてよい。

動物は本能に支配されて直接行動をなす。目の前に食物があれば直ちにこれを食ふのである。人間はそこに思慮分別を廻らし、人の物を直ちに食ふことをしない。食ふことが来るやうに先づ自ら働く、働いた結果として正しく食物を手に入れて、これを食ふことが人間の生き方である。勤勞なくしては人は人らしく生きることさへ出来ない。而もこの勤勞には多分に筋肉的勞作が考へられ得るのである(尊徳翁——萬物發言集)。

故に日本の神代に於ける神々が自分の住はれる御殿を自分で造られたといふ神話には意味深長なるものがある。殊に天祖が自ら口の中に藁を含みて絲をひくことを教へ給ひたるが如き、又自ら神衣を織り、農耕を奨励されたるが如き神代に於ける精神を察するに、實に筋肉を勞する勤勞的な勞作といふものは我が國の肇國の大精神であると見てよいのである。

然るに後世に至り社會上の色々の影響によりて、筋肉的な勤勞的勞作を爲すものは卑められ、動もすれば筋肉的勞作其のものゝ價值をも輕視せんとする傾向さへあつたのである。

併し幸に幾多先覺の人々によりて筋肉勞作の大きな價值が認められ、吉田松陰先生の如きも、自ら畑を耕やし、米を搗き、壁を塗られたことなど名高い話である。先生はまた作

場といふものを設けて學生に工作をも教へたいといふ意見を出だして居られる。書物のみを誦讀して居れば勢空疎に陥り易く、實材實能の人物を養成することが六かしい。作場を設け、船匠、銅細工、製藥、沿革等の工作をも教へ、活きた有能の人物を養成したいと論じて居られる(幽室文集——論學校附作場)。

神域の清掃によりて神々しい神社は益々森嚴となる。佛教に於ても佛地の清淨が叫ばれ、禪宗の作務の如きは實に行としての勞作的教養である。法華經の信解品に於ても二十年の間大小便の掃除をなさしめ初めて法を傳へたといふ譬話がある。筋肉的勞作が精神的のものと一緒になつて人間の教養に力め來たつたことは感謝に價する。

勤勉力行的な獨逸民族に於てもこれに類するものを見出すことが出来る。中世紀の修道院に於ける行の生活を別にしても、近代に於ける獨逸の人間教養史は勞作的教養史と言つてもよい位である。詩人ゲーテのキルヘルム・マイスターの遍歴の卷に於ける勞作教養の精神は人の知る所である。彼は畏敬といふ宗教的な精神を根本となし、夫れに勤勞的實行と思惟とを加へて居る。彼によれば思惟と實行とは人間の呼吸の如くであり車の兩輪の如くである。勞作的實行なしの教養は不具な人間を作ることになるのである。息を吸ひ込むのみで、これを吐くことをなさないならば人間は生きて行かれない。勞作的實行なしには人は生活を維持する事さへ不可能である。

哲人フイヒテは奈翁軍のために敗北した獨逸の建て直しに對して眞に叡智的な、意志の強固な、而も自給自足の力ある國民的教養を高唱した。彼の考では、學校は小國家である。國民學校では其處で生徒や教師が造つた道具以外のものを使用させたくない。學校で

使用する道具は生徒や教師が自ら造つたものであるべきである。若し他から補給を受くる場合には、これは一種の借財負債であつて一定の期限内に償還せねばならないといふ義務心を起さしむべしといふのである。今日の如き學校の設備から見れば、フイヒテのこの要望は無理な注文かも知れない。併し無暗に寄附金などを集めて外形の整備に力め、生徒に依頼心を増長せしむる校長が手腕家であるなどと稱揚されるのと對照して見ると獨逸民族を代表するフイヒテの奮闘努力的な勞作的教養の精神に大きな意味が見出だされる。そして獨逸の筋肉的勞作の教養は遂にヒットラーの政治に於て其の高潮に達し、青年の勞働奉仕軍の制度が確立されるに至つたことは人間教養史上に特筆すべき偉觀である。

我が國に於ても最近働くことの教養價值が漸次認められて來て居るが未だ決して十分とは言はれない。筋肉的に働くことは人間の本質を體驗し、顯現することでありまた我が國の肇國の大精神であるといふことを國民に徹底せしめたい。これによりて人間本來の使命を悟らしめ、また祖國精神を振起したいものである。これによりて和親協力の生活體驗も出來、剛健な身心、強い責任感、豊かな情操、的確果敢な實行力や科學的技能なども養はれる機會が多くなることが望ましい。熱心に働くものは華美な服裝の必要もなく、食物も原始的なものの方が喜ばれる。手を盡したデイリシヤスな料理の發達は或る意味に於ては文化的な産物ではあらうが、餘り働かず腹がすかないなまけものに如何にして甘しく食べさせようかといふ心遣からの結果からでもあるまいか。働くといふことは自然に生活を簡易化し質實にする。

青年一般に對し勞働奉仕制度を確立し、青年學校などに於ける勞作的教養に一層の注意

を拂ふは勿論、中學校などを卒業する年頃に一ヶ年位農業、土木、工作等の勞作を本位とする身心の訓練を施すべきか、又は一般に男女の學校の教育を大々的に改造して、これを勞作的のものとなし、在學期間に於て大にこの方面の訓練の強化を圖るべきかは慎重に研究を要する問題であるが、其の何れに於ても、種々の勞作の中で社會の實生活と關係がくものならば、それに参加し奉仕することが望ましい。目下地方では出征軍人家族の農事などについて學生が手傳つて居るやうであるが、まことに美しいことである。これを平時に於ても實行させたいものである。一般農家の手傳や、土地の開墾、又は出來るならば工場、土木事業なども手傳はせたいものである。從來教育といふものは一定の豫算を貰ひ受け、これを消費しながら教育を實施して居る建て前になつて居り、今後これに必要なことではあるが、國民の基礎教育としての普通教育に於ては、學校に於ても實地について生産的な精神や工夫創造の精神の涵養に力め、消費の正しい方法なども或程度迄生徒に實習せしめ、教師も生徒も和親協同して自ら學校を維持するといふ精神を養ひ得る所の方法が考究されるやうにありたいものである(小西重直、「文藝春秋」所收)。

第十課 時間尊重

【第一節】

○細説

一 禹

支那、上古、夏朝の祖。黄帝の曾孫と傳へらる。姓は姒氏、名は文命。父の鯀が舜帝の命をうけて水を治めたが功が擧らず誅せられたので、禹はその業を繼いで司空となり、治水の業に専念し、前後十三年、一度も家へ歸らず、遂に功を遂げて九州を開き、地の宜しきを相して貢物を獻ぜしめた。夏伯に封ぜられ、伯禹といひ、民望が禹にあつたので舜の禪りを受けて帝となり、安邑(註。山西省解州安邑縣)に都し、國を建てて夏といつた。在位八年東方に巡狩して、會稽山で崩じた。

二 禹は寸陰をも惜しんだといはれた

陶侃爲廣州刺史。在州無事、輒朝運百甕於齋外、暮運於齋內。人問其故。答曰、吾方致力中原。過爾優逸、恐不堪事。其勵志勸力、皆此類也。後爲荊州刺史。侃性聰敏、勤於吏職。恭而近禮、愛好人倫。終日斂膝危坐。閭外多事、千緒萬端、罔有遺漏。遠近書疏、莫不手答。筆翰如流、未嘗壅滯。引接疏遠、門無停客。常語人曰、大禹聖人、乃惜寸陰。至於衆人、當惜分陰。豈可逸游荒醉、生無益於時、死無聞於後、是自棄也。諸參佐或以譚戲廢事者、乃命取其酒器、捕博之具、悉投之於江。吏將則加鞭朴。曰、撻捕者、牧猪奴戲耳。老莊浮華、非先王之法言。

不可行也。君子當正其衣冠、攝其威儀。何有亂頭養望、自謂弘達耶(小學)。

註。陶侃は支那、晋の名將にして賢士。西晋惠帝の時、荊州都督劉弘の將となつて、賊徒を討ち、後東晋の元帝・明帝・成帝に仕へた。咸和九年歿(西紀二五九—三三四年)。

三 ハングフエー (Henry Wadsworth Longfellow) (一八〇七)

米詩人。一八〇七年ボートランドに生れた。ハーヴァート大學教授。屢、歐洲大陸に遊び、殊にドイツ文學の影響を受けた。小説、ハイビリオン、戯曲、スペインの學生、「夜の聲」等二卷の詩集の外、哀しき物語詩、「イヴァージェリン」最も讀まれ、米印度人の傳説に取材する「ハイアワサの歌」は最大の力作とされてゐる。この外ダンテの神曲の譯詩がある。平明溫藉且流麗な韻語で綴られた抒情詩は我が國にも多くよまれる。

四 ダンテとその「神曲」

ダンテ (Dante) (一二六五) はイタリアの神學的詩人である。フィレンツェの人、三十歳頃より政治的生涯に入り、「白黨」に屬せしもその失敗せる爲追放されて流浪し、遂にラエナにて不遇の生涯を終つた。

「神曲」(Divina commedia) はダンテの詩篇。地獄・煉獄・天國の三部百歌より成り、人間の不幸罪惡の生涯、悔悟淨化の生涯、及び永遠の福祉の生涯を叙し、人間の靈魂の向上精進の道を表現する。カトリク教會の教殊にトマス・アクィナスの神學の思想を假定してゐるが、然し多くの點に獨立の見解と特有の傾向とを示してゐる。また古代の理想に歸らんとする傾向を示し、文藝復興の精神を豫想させるものがある(岩波哲學小辭典)。

五 飯田忠彦

周防國徳山藩主毛利日向守の家臣生田十藏の二男として、寛政十年十二月十八日徳山城下に生れた。文化七年、十三歳の時より藩校に入つて修學し、その翌年同藩の士松尾恒貞に請はれて養子となつた。同十二年十八歳の時、命に依つて江戸屋敷に勤仕することになつた。江戸滞在中、藩主は彼が經史に通じ武技に優れてゐるので、拔擢してその近習とした。文政二年二十二歳、故あつて勤仕を退いて歸國し、同時に養家を去つた。同年京都に上り、皇室に勤仕せんことを念願した。

その後河内國八尾に遊び、偶々同地の郷士飯田謙介の知る所となり、その養嗣子となり、その女キホと結婚した(文政四年)。天保五年三十七歳の時、有栖川宮に家來として勤仕することとなつた。當時、有栖川宮に於かせられては、御當主の宮を第七代中務卿昭仁親王、世子の宮を上總太守幟仁親王と申し上げた。家來になつたといふものの、いはば無任所の家來で、これとて定まつた職務もなく、何か官家に於て御繁忙の折に伺候して御手傳として勤仕する位のものであつた。そして大阪に居住してゐた。天保十年十一月大和法隆寺村の中宮寺門跡の御語來(御語合とも書き、今日で云ふ囃託とか臨時雇とかいふ役柄に相當する)となり、同十一、二年頃之を辭し、十二年冬より知恩院門跡の御語來となり十三年三月之を辭したが、その間、宮の家來たることは少しも變らなかつた。天保十四年九月病氣靜養の爲休暇を願ひ出で、それより嘉永元年四月まで足掛け六年間、病氣靜養の爲上州草津温泉に入湯したと當時の記録に見えてゐるが、察する處、病氣靜養は表面の理由で、實はこの間「野史」の著述に全力を注ぎ、東奔西走、巨利・秘閣に史料を採訪し、且つ「野史」の稿本も大半出來た時で、江戸の東叡山寛永寺の學寮に入つて、同所の木活を利用して試験的に三

十冊内外を印行した時であつた。嘉永元年七月、宮の別邸なる芳井御殿（京都の夷川といふ小流の畔にあつた）に勤めることとなつた。この別邸に勤仕中、畢生の事業たる野史二百九十一巻の編纂を完了したものと思はれる。

彼は尊皇の大義を唱道し、この頃より勤皇の志士鶴飼吉左衛門・春日潜庵・梅田雲濱・藤田東湖・大橋訥庵・橋本左内等と交はるやうになつたと思はれる。安政五年十二月、突如、京都町奉行に呼出され、その儘留置の身となり、翌年吟味の爲關東に檻送されることになつた。かくて評定所で數回の鞫問を受け、水戸家へ勅書の寫送附の事、並びに若宮（織仁親王）の攘夷建白書加筆の件に據りて罪狀が定まつて、歸洛の上百ヶ日の謹慎を命ぜられることとなつた。そして安政六年十月に歸洛出來たのである。彼は安政大獄に連坐したのであつた。

安政七年二月八日以來、謹慎も満期となり、自由の身となつたので、三月九日休養と國元墓參の爲などと思はれるが、願ひ出て、隱居を許され勤務を免ぜられた。しかし御扶持は従前通り賜はつたので生活には不自由はなかつた。それで二十二日兼ねての希望通り洛外深草の淨蓮華院内に退隱した。しかるに萬延元年三月かの櫻田變があつたので、彼は又しても不審を蒙つて五月十四日伏見奉行によつて再び捕はれの身となつた。奉行所の訊問に遇ふ毎に、彼は議論嚴正、意氣少しも消沈せず、その後奉行所最寄りの宿屋に宿預となつたが、憤懣の餘り、同月二十二日暮六時頃脇差を以て自ら咽喉を突いて自殺を企て、同二十七日その爲卒去するに至つた。年六十三（武田勝藏、「贈從四位飯田忠彦小傳」に據る）。

六 野史二百九十一巻編纂の苦心

忠彦は夙に史籍を愛讀し、文化十二年歳十六の時、始めて水戸光圀編纂にかゝる大日本史を讀み、同史本紀の神武天皇より後小松天皇に到り、また列傳武將の足利義滿まで、共に擲筆せられてゐるのを見て、大いに嘆息し、獨力を以て光圀の偉業を續ぎ、大日本史の「續史」となるべきものを自力大成せんと企て、以來、三十有餘年間、晨夜國史を讀み、野乘を繕き、東奔西走して巨祠・名刹の秘、王府・貴顯の藏を請うて閲讀し、漸次之を整理して簿帙とし、略ぼ史料蒐集なるや、愈々起稿し始めたが、その年は判然せぬ。彼は文政六年江戸に赴き、上野寛永寺の學寮を支配する下寺町生靈源寺に入つて寺侍となり、學寮より種々参考の書籍を借用して勉學し、野史編纂に従事した。この頃は野史編纂の準備時代といふべきであらう。後、十數年を経て天保四年頃には既に野史の草稿も數十巻出來てゐたやうである。翌五年西歸、有栖川宮の家來となつた。同十四年江戸に赴いて嘉永元年春歸洛するまでは、江戸に大部分滞在してゐたが、滞在中は竹林三介と僞名して上野東叡山の學寮に入り野史編纂に従事するのみならず、試みに未定稿の野史の印刷を企て、東叡山勸學校院所藏の御經等の佛典印刷に使用された木活を利用して印刷を始め、稿本百冊の中十冊は早くも印刷を終り、有栖川宮の御沙汰を拜して鷹司關白政通の手を経て、畏れ多くも時の仁孝天皇の天覽に供し奉つたのである。この獻上の年は判然せぬが、恐らく天保十五年（元化）の頃かと思はれる。然して野史印刷は嘉永元年頃即ち彼の西歸の時までは約三十冊位は印刷出來たものらしい。

嘉永元年春歸洛後、嘉永四年までは野史の定稿を作り上げた時である。彼は再勤以來これといふ御用もなく、専ら野史定稿の淨書に全力を注ぎ、同年八月より翌二年三月までは、

早朝より夜丑刻前まで、即ち午前二時頃まで執筆し、百冊中の二十五冊程が出来、翌々年五月竟宴までに後の七十五冊の淨書が完了した。この間の彼の苦心は言語に絶してゐる。嘉永二年三月七日甥の生田森衛に贈つた書狀に次の如く見えてゐる。

執筆之隙無之、只管著述之書寫に取懸り、勤務之隙には執筆のみ、昨秋八月以來今日に至るまで、早朝より夜丑の刻前までは執筆書のみ消光いたし候、世間之人から見れば、狂人と見え候よし、其位に丹精候而も、著述之淨書、漸今迄四分一出来のみに而、埒明不申候、……西山公は御三家の勢ひ三十五萬石之祿、彰考館、朱舜水を相手に諸國之儒員を被召呼、日本史二百七十卷草稿出来候、それさへも今日より見候へば、不吟味の事共多く相見候、野史は孤獨貧究之一臂、三百卷之續史、何もかも豊人に而、如形草稿出来、丹誠之程、人間並之事に而は出来不申、夜を日に繼、勢力を勵し候へ共、年月之速かなる、筆力之遅々たる心のみ焦悶、衆人之笑種と成候、……(武田勝藏、「贈從四位飯田忠彦小傳」)。

【第二節】

○細説

一 佐藤一齋

江戸時代の儒者。名は坦、字は大道、通稱は捨藏。一齋はその號。又、愛日樓・老吾軒と號した。江戸の人。井上四明・中井竹山・林述齋に學び、最も易に精しく、初め岩村侯に仕へ、天保十二年昌平黌の教官となつた。安政六年(二五一九)歿。年八十八。經書に訓點を施し、世に一齋點といふ。著書に「古本大學旁釋補」「大學一家私言」「大學摘説」「中

庸・論語・孟子・小學・近思錄・周易・傳習錄各欄外書」「言志錄」「愛日樓詩文集」などがある(辭苑)。

○敷衍資料

一 或者、子を法師に成して、「學問して因果の理をも知り、說經などして世渡る便ともせよ。」と云ひければ、教のまゝに說教師にならん爲に、先づ馬に乗り習ひけり。輿、車持たぬ身の、導師に請ぜられん時、馬など迎へにおこせたらんに、桃尻にて落ちなんは心憂かるべしと思ひけり。次に佛事後、酒など勸むる事あらんに、法師の無下に能無きは、檀那荒涼じく思ふべしとて、早歌といふ事を習ひけり。二つのわざやうく境に入りければ、愈々よくしたく覺えて嗜みける程に、說經習ふべき暇無くて年寄りにけり。

此の法師のみにも有らず、世間の人なべて此の事あり。若き程は諸事に付けて身を立て大いなる道をも成し、能をも附き、學問をもせんと、行末久しく豫期す事ども、心には懸けながら、世をのどかに思ひて打怠りつゝ、先づ差當りたる目の前の事にのみ紛れて月日を送れば、事々になす事なくして身は老いぬ。遂に物の上手にも成らず、思ひしやうに身をも持たず、悔ゆれども取返さるゝ齡ならねば、走りて坂を下る輪の如くに衰へ行く。

されば一生の中、むねと有らまほしからん事の中に、何れか勝ると能く思ひ較べて、第一の事を案じ定めて、其の外は思ひ捨て、一事を勵むべし。一日の中、一時の中にも、數多の事の來らん中に、少しも益の勝らん事を營みて、其の外をば打捨て、大事を急ぐべきなり。何方をも捨てじと心に取り持ちては、一事も成るべからず。

たとへば碁を打つ人、一手も徒にせず、人に先だちて、小を捨て大に附くが如し。そ

れにとりて、三つの石を捨て、十の石に附く事は易し。十を捨て、十一に附く事は難し。一つなりとも勝らん方へこそ附くべきを、十まで成りぬれば惜しく覺えて、多く勝らぬ石には替へにくし。是れをも捨てず彼れをも取らんと思ふ心に、彼れをも得ず、是れをも失ふべき道なり。

京に住む人、急ぎて東山に用ありて、既に行き着きたりとも、西山に行きて其の益勝るべき事を思ひ得たらば、門より返りて、西山へ行くべきなり。此處まで來着きぬれば、此の事をば先づ云ひてん、目を指さぬ事なれば、西山の事は歸りて又こそ思ひ立ためと思ふ故に、一時の懈怠即ち一生の懈怠と成る。是れを恐るべし。

一事を必ず成さんと思はば、他の事の破るゝをも痛むべからず。人の嘲りをも恥づべからず。萬事に替へずしては、一つの大事成るべからず。人の數多ありける中にて、或者「ますほの薄、ますほの薄など云ふ事あり。渡邊の聖此の事を傳へ知りたり。」と語りけるを、登蓮法師其の座に侍りけるが聞きて、雨の降りけるに、「蓑笠やある。貸し給へ。彼の薄の事習ひに、渡邊の聖の許尋ね罷らん。」と云ひけるを、「餘りに物騒がし。雨止みてこそ。」と人の云ひければ、「無下の事をも仰せらるゝものかな。人の命は雨の晴間を待つものかは。我れも死に聖もうせなば、尋ね聞きてんや。」とて走り出でて行きつゝ、習ひ侍りにけりと申し傳へたるこそ、ゆゝしく有難う覺ゆれ。「敏き時は則ち功あり。」とぞ、論語といふ文にも侍るなる。此の薄をいぶかしく思ひけるやうに、一大事の因縁をぞ思ふべかりける(徒然草、一八八段)。

二 寸陰惜む人無し。是れ能く知れるか、愚かなるか。愚かにして怠る人のために云はば、

一 錢輕しと云へども、是れを果ぬれば貧しき人を富める人と成す。されば商人の一錢を惜む心切なり。刹那覺えずと云へども、是れを運びて止まざれば、命を終ふる期忽ちにいたる。されば道人は、遠く日月を惜むべからず、只今の一念空しく過ぐる事を惜むべし。若し人來りて、「我が命明日は必ず失はるべし。」と告げ知らせたらんに、今日の暮るゝ間、何事をか頼み何事をか營まん。我等が生ける今日の日、何ぞ其の時節に異ならん。一日の中に、飲食、便利、睡眠、言語、行歩、止むことを得ずして多くの時を失ふ。其の餘りの暇、幾ばくならぬ中に、無益の事を爲し、無益の事を思惟して、時を遷すのみならず、日を消し、月を互りて、一生を送る、尤も愚かなり。謝靈運は法華の筆受なりしかども、心常に風雲の思を觀ぜしかば、惠遠白蓮の交りを許さざりき。暫くも是れ無き時は死人に同じ。光陰何の爲にか惜むとならば、内に思慮無く、外に世事無くして、止まん人はやめ、修ぜん人は修ぜよとなり(徒然草、一〇八段)。

三 時節は、目に見えて早く立つとしも無けれど、日數かさなりゆけば、一年の過ぐるは程なし。人の一生を經るも、亦年やうやくかさなれば、老死にいたること遠からず。況や人の命は、いたりて危くして、朝夕を知らず、少壯といへど、老先に先だつ人多ければ、頼みなし。久しからざるうき世に、時のうつり行く事早ければ、あたら時日をむなしく過ごすべからず(貝原益軒、「樂訓、卷之中」)。

【第四節】

○細説

一 書生としての吉田松陰

彼は實に讀書生なりき。彼は其の修養の一半を、書卷の中より得來れり。されど彼は讀書の爲めに、讀書を愛したるにあらず。彼の口占に曰く、「古き文讀めばくさくさ思ふなり、かゝらん時に、吾れ生ればや」と。彼は古人を今日として親めり、彼は歴史を現在の政治として解釋したり。彼が孫子を讀むは、之を當世の對外政略及び軍略に資せんが爲めなりき。彼が李氏焚書を讀むは、之を自家眞骨頭の築造に供せんが爲めなりき。彼は多く讀めり、廣く讀めり、且つ切に讀めり、精しく讀めり。而して苟も讀まざりき。彼が如何なる程度の勉強家たりしかは、彼の西遊日記、之を證して至れり盡せり。彼は嘉永三年九月十四日、平戸に着したり。其の一節に曰く、

浦の町に至て、旅宿を求むるに皆辭す。因て直に葉山佐内先生の宅に至り拜謁し、其命に因て紙屋と云ふに宿す。傳習録及び其著す所の邊備摘案を借り、夜間摘案を謄寫す。是夜雨降る。

それ旅装を卸すの違もなく、直ちに讀書抄寫に従事す。彼の寸陰を愛しむや、知る可きのみ。……彼の長崎に滞在したるは、十一月八日より同廿九日迄なりき。而して此の三週間は、彼に取りては、實に多端多忙の日子なりき。彼は觀察す可く、見聞すべく、幾多の社交、幾多の訪問を事としたり。而して其間に幾許の讀書をなしたる乎。

長崎滯留中讀書

穀	堂	文	三册
新	策		四册
國	姓	爺	忠
義	傳		五册

海	國	見	聞	錄	一册
南	郭	文			四册
洗	心	洞	割	記	四册
漂	流	人	申	口	四册
夢	物	語	(高野長英)		一册

此の如しと爲す。而して彼は例に依りて、隨讀隨抄したり。彼は一方に卷を披けば、他方は筆を手にするを、殆ど常規としたりき。彼が一生の讀書は、半ば抄寫の功と伴へり。而して其の等身の著述なるもの、概ね其の結果たらざるはなし。其の樞輿東行に際し、讀餘雜抄に跋して曰く、「此十册素便自觀。他人觀之、不可解也。然平生苦心、全在于此。作文論爭、皆自此册一出。」と。彼の尋常の讀書生たらざりしや、是を以て其の約略を見るべし(徳富蘇峰、「吉田松陰」)。

【第五節】

○敷衍資料

一 時間を得る法

(一) 時間を得る最良の方法は、一週に六日——五日でも七日でもなく——一定の晝の(夜中ではない)時間に、單に斷續的でなく、規則正しく働くことである。夜を晝となし、日曜日を働き日となすことは、決して時間と働く力を得ることのない最悪の方法である。また數週或は數箇月に互る謂ゆる「骨休め」は、もしそれを文字通りにとつて仕事を全く廢止することを意味するならば、それは寧ろ考へものである。

規則正しい仕事こそ、特に中年以後に於ては、精神的並びに肉體的健康を保持する最上無二の方法であることが、現在よりも一層明確に主張され證明される醫學の時代の到來するであらうことを、わたしは期待する。

(二)規則正しい仕事を著しく容易ならしめるものは勿論、一定の職業である。職業は必ず、確定せる仕事の義務を伴ふからである。

(三)今日しばしば議論される今一つの問題は、仕事に對する一日の區分である。非常に道の遠い大都市や、多少とも機械的な仕事に従事する獨身者や、或は仕事を重荷と認めて出来るだけ早くこれを爲しとげようと努める人達にとつては、謂ゆるイギリス流の間斷なき仕事の仕方が適しないこともない。だが、しかしこの方法をもつてしては、正午に十分の休憩をとる我がスイスの方法でのやうに、眞に能く精神的な仕事を完成することは不可能である。何人も六時間乃至八時間をぶつ通しに、或は僅かに少時間休憩するだけで、眞に精神的に有効に働くことはできない。しかし休憩を一時間またはそれ以上に延長するならば、第二段の働き時間は著しく短縮するので、ただ名が違ふのみで事情に變化はない。しかるに我々の現在の方法をもつてすれば、十時間乃至十一時間、即ち午前四時間、午後四時間、晩に二時間乃至三時間働くといふことは、至極容易である。

(四)次に大切な點は、あまり自分自身を鄭重にしないことである。言ひ換へれば、時間場所・位置・氣乗りや情調などの準備に長くかゝらぬことである。氣乗りは仕事を始めれば自然に生ずるもので、よく最初にありがちの或種の屈託ですら、それが實際身體的原因から來てゐない限り、仕事に對し單に受身でなく、むしろ攻勢に出れば直ちに消滅するものである。

のである。

(五)これと密接に關聯するものは、小さい時間の斷片の利用である。多くの人々は仕事にかゝる前に、何物にも妨げられない廣大無邊の時間の大原野を常に眼の前に持たうと欲するから、さればこそ彼等は時間を持たないのだ。

(六)更に、時間節約の主なる方法の一つは、仕事の對象を變へることである。仕事の變化は殆ど全き休息と同様の効果がある。常に先づ一つの仕事を仕上げてから、他の仕事にかゝらうとすることも亦、少くともわたしの經驗に従へば、間違つてゐる。

(七)もう一つの點は、迅速に仕事をする、そして單なる外形をあまり氣にせず、飽くまでも内容に重きをおくことである。

(八)もう一つの有効な時間節約法は、すべての事を、ただ「假に」或は一時的にはなく即座にキチンとやることである。忙しい「卒讀」からは、何物も頭に残つてゐないのだ。だから、その爲に費された時間は失はれた時間である。それ故、今日人々は根本的には殆ど何事も知つてゐない。そして事ある毎に、既に十遍も讀んだものを、また十一遍目に研究しなければならぬといふ有様である。

(九)これと外的に關聯するのは、秩序と原本を讀むことである。秩序がよければ、物事を探して、その爲に誰でも經驗するやうに時間ばかりでなく、仕事の興味までも失はななくても済むし、また研究の對象を次々に片づけて行くことができるのである。また、本源の書物を讀むことの第一の利益は、かくてこそ初めてその論旨を正確に知り、これに關して自分自身の根本的な判斷を下しうることである。また第二の利益は、原本は大抵の場合

それに就いて書かれた書物よりも一層簡潔であるばかりでなく、より一層興味に富み、従つて記憶し易いことである。受賞りに即いて學んだ知識は、決して原本そのもののやうに眞の勇氣と自信とを與へない。

しかし時間節約法の主なるものは、以上で盡きる譯ではない。それはあらゆる不必要事を我々の生活から放逐することである。さて近代の文明が要求するやうに見える非常に多くの事柄がこれに屬する。例へば次の如くである。麥酒は一日のどんな時間にも無益である。次には、廣く行はれる新聞の過讀である。その上、會がある。(ヒルティ「幸福論」)

附記。カール・ヒルティはスイスの人で一九〇九年七十七歳で歿した。晩年は汎く歐洲諸國にイスの聖者として仰がれてゐた。その著「幸福論」は岩波文庫に收められてゐる。有益な書として生徒に熟讀を奨めたい。

二 時間の活用

貧乏間暇なしとは、世間の通用語なれども、間暇なきもの必ずしも貧乏人のみならず。貧富の中間に位する者は申すに及ばず、乃ち金持の如きは、最も時間に追ひまくられつゝあり。彼等は金が多い丈、それ丈時間の少きを感じるを禁する能はず。詮じ來れば文明は總ての人を驅りて、多忙ならしむ。

是に於てか時間活用の已む可らざるを見る也。活用とは、時間を經濟的に使用するの謂ひ也。言ひ換ふれば、少き時間に多くの仕事を爲すを謂ふ也。吾人は如何なる程度迄、例せば二十四時間内に、多くの仕事を爲し得可き乎。そは其人の神經の敏と鈍ともよる可く、又た其人の體力如何にもよる可く、又た其人の集注力の緊緩如何にもよる可し。され

ど時間活用の方法に熟達したるものと、せざるものとの相違は、最も其の等差の素因たらずんばあらず。

文明社會に於て、最も面倒なるは、時間に屑の出で來ること也。今ま人を訪問せん乎。應接間に茫然として待つ間は、是れ時間の屑也。途中の時間は、云ふ迄もなし。凡そ多くの仕事を、一身に集めたるものは、一の仕事より他の仕事に轉ずる時間が、比較的によく、而して其の多き丈それが屑となりて、無益に消費せらるゝもの也。即ち立ち入りて吟味すれば、實際に使用する時間よりも、それ迄の時間が多き也。喫飯の時間は半時間にて澤山なれども、其れ迄の手續が、却て一時間もかゝる也。即ち一時間半の喫飯時間が、正味三十分にして、他の六十分は、準備の爲めに消費せらるゝ時間也。文明社會を通觀すれば、斯る類例は千百も皆だならず。

されば如何にして、時間の屑を少くする乎は、第一の問題也。その屑を如何に利用するかは、第二の問題也。如上の二問題を解決し去れば、文明人士多忙の一半は、除却するを得る也。吾人は貯金の説を聞く、未だ貯時の説を聞かず。されど時は金ならば、若くば金よりも有價のものならしめば、之を貯蓄する方法を研究せざる可らず。貯蓄のみと云はんや。之を節約する方法をも、併せて研究せざる可らず。人唯だ金錢や、物品の節儉を説いて、却て時間の濫費を意とせざるものあるは何ぞや。

吾人は成る可く時間の屑を生ぜんことを望む。而して是れは一人一個の力にては如何ともす可らず。社會は相持なれば、相互に於て、此の心得なくんば、片務的の用心は、往々水泡に歸するを免がれず。人と面會して、用談を手速く濟さんとするも、若し主人側に

於て、無暗に客を應接間に閉却するが如きことある乎、又た主人側に於ては、直ちに面會するも、若し客側に於て、贅辯を弄することある乎に於ては、茲に時間の屑は、期せずして堆積せざるを得ざる可し。凡そ世の中に、時間の多く消費せらるゝものは、訪問、對話に若くはなし。然るに世には、直ちに客を見るを以て、威嚴にても損するかの如く心得、其の必要なきに、無暗に人を應接間に待たしめ、自己は煙草を喫し、若くは無用の談話に耽り、然らざるも差急がざる仕事を爲して、之を顧みざる者あり。此の如きは客を幾時間の禁錮に處するも同様にして、彼は如何なる特權を以て、客に斯る懲罰を施すかを怪しまざるを得ず。又た他人を訪問する者も、用事ならば用談のみにて然る可きに、役にも立たぬ序開らきやら、關係もなき世間噺やらにて、無用の時間を消費せしむるは、時間泥坊と云ふも、酷評にあらず。他人の家に入りて、物品を盗む者は、盜賊なれども、他人の室に入りて時間を偷む者は、尊客として、之を厚遇せざる可らざる理由、果して焉くにある。

上記は唯だ訪問、接客に關する例に過ぎざれども、一以て十を推す可く、十以て百を察す可し。吾人は所謂る自個の都合のみならず、相手の都合をも考へざる可らず。吾人は社會心を發揮して、自他の迷惑を來たさざらんことを注意せざる可らず。此の如くすれば、時間の屑は、縱令生ずることあるも、比較的に少かる可し。固より人間は有情の動物なれば、時計の針の如く規帳面なる能はず、又た規帳面なる可らずと雖も、然も出來得る程度に於て、時間を節約するを得可き也。

却説其の屑に處する方法は如何。吾人は零碎の時間を、如何に利用す可き乎に就ては他の方便なし。唯だ離隔的精神を養成して、一の問題より他の問題に、何の苦もなく、雜

作もなく、移動するの習慣を作爲せざる可らず。是れ容易ならざるも、決して不可能にあらず。例せば電車の停電に際して、無暗に獵らんよりも、謠曲の稽古にても、口中にてしならば是亦た時間の屑を、利用したる者と稱するを妨げざる可し。人間は如何なる場合たりとも、爲さんと思はゞ、爲し得可し。但だ時としては、何事も爲さず空々寂々たる場合もあり。是亦た最も時間を活用したる者也。何となれば時としては、爲さざるは爲すよりも、偉大なる結果を來たせば也(徳富蘇峰、「日曜講壇」)。

【第六節】

○敷衍資料

一 時は生命

時は金錢なりといふ西洋の諺は拜金宗のユヂヤ人あたりが唱へ出だしたものかも知れないが、時は金錢以上のもので、人の生命にも相當する程のものである。天地萬物の創造史上の研究は別として、常識では生命夫れ自身は無始無終と言つてもよいが、時間といふものも最初の生命のやうに人爲で作られたものではない。而もそれは生命のやうにまた無限に前進するのである。

人の生代は無限に前方に進み行くが、人はまた過去へ自分を投出する。物理的數學的時間や生物的の時間は唯だ前方への一路であるかも知れないが、人にありては歴史的時間である。過去と現在と未來とが空隙なしに無限な連続をなし、人間の生命の働きは現在を地盤として未來や過去の兩方向に意味付をなすのである。また過去や未來の意味付によりて現在を處理して行くのである。

會て某中學の生徒の一團が某造船工場の見學を許され、朝の九時に工場の正門に到着の約束であつたが、三分後れて九時三分に到着した。すると工場では、折角だが三分後れたといふ理由で參觀を斷つた。先生も生徒も非常に驚いた。三分位の時間は時計によつても違がある。何んとかして見學を許して貰ひたいと嘆願して見たが、許されなかつた。夫れは其の筈である。工場では見學團に親切に説明をしてやる積りで、豫じめ十數ヶ所に互りて、各所に到着の時間を定め、説明の時間をキチンと割り當て、準備して居つた。正門で既に三分後れた爲め、十數ヶ所に於ける所定の時間が全部變更されねばならず、たとへ一部分の變更にて繰り合はせられるにしても、其のために部員の仕事の上に少からざる行違を起すことになるのである。先生や生徒は此の事情を聞き、工場見學其のものとは別な性質の教訓を得て非常な感動に打たれながら引きさがつたといふことである。失はれたる三分によりて、彼等が工場見學によりて得ようとした科學的技術的などの意義ある生命の進展に暗影を投じられたことは遺憾である。併し此の場合は生命の歴史的な働きによりて、失はれた三分は所期の目的以外の教訓を與へた。時といふものは、時は金錢なりといふやうな打算的なものではない。時間は實に絶對的に貴いものであるといふことが彼等の骨髓に徹したのである。過ぎ去つた三分間の歴史は彼等の生涯の生命中最も意義ある働きの一つとして生命其のものゝ進展力となつたことであらう。

保科孝一博士の談話の一節に次のやうな時間尊重の美談がある。博士は先年獨逸の伯林で、某商店に名刺の印刷を注文された。明日日の午前十時に出來るといふことであつたが博士はモー少し早く出來るかと言はれたので、店主は暫らく首を傾けて考へてゐたが、然らば九時四十五分迄には作製して置きますと答へたのである。そして約束の日の正九時四十五分に博士は註文の名刺を入手されたさうである。十五分といふ僅かの間に意味をもたせ、夫れを確實に守るといふ店主の生命は信用といふ力となつて店を繁盛させて居ることであらう。

約束時間を正確に守ることは文明の尺度とも見られるが、日本に於ても、この頃は約束せる時間は餘程正確に守られる習慣になつたことは誠に喜ばしいことである。併し尙ほ未だ時間觀念の原始的なものも少くはない。此の間も客があつて、船を注文したら、約束時間よりも一時間以上も後れて、來客に非常に迷惑をかけたことがある。今直ぐですといふ言葉には融通のきく意味がある。二三分の場合もあれば五六分のこともあり、十分二十分の場合もあり得る。それが二三回も繰り返へさるれば、一時間位後れることは當然である。技術の進歩には、正確で度盛りの細かな尺度が必要である。寸陰といふ短い時間の幅にも無限の意味が充實される。一瞬間の呼吸裡に天下の大事が決せられる場合もあらう。固より仕事の中には一ヶ年を單位とするもの、三年、五年、十年を一期とするもの、又は百年の大計を企圖する場合がある。併しこれ等の廣き幅の時間に於ても分秒を無意味に見ることが出来るものではない。

自分なども時々時間に後れて迷惑をかけることを濟まなく思つて居るが、能く考へて見ると、時間を違へる場合には自分の生命の脈搏に異状を感じ、殊に空しく待つて居る人に對しては、其の生命をも傷けると同様である。宴會などの場合に時間通りに集ることは小者のすること、大者は稍後れて來會、間もなく開會となるから、大者になりたい爲に態

と後れて來會する人もあるといふ皮肉な話を聞くこともあるが、斯様な稚氣的な誇大心の持主があらうとも思はれない。併し世間に若しやこのやうな稚氣満々の人があるならば、集合には先づ大者の御方の時間勵行を願ふより外はない。さうなれば謙遜な人は小者とならうとして後れて來るやうになるかも知れない。結局は主催者側が時間勵行的に開會することが最良の方法であらうか。

私の知人が此の間知名な某氏を初めて訪問した。多忙な御方であるから、特に約束時間を正確に守らねばならぬといふので、午前中に其の人の家を先づ以て探がし當て、正確に何分を要するかを實地について豫行演習を行つた。そして午後の約束の時間に一分一秒も違ふことがなく、玄關のベルを押したといふ用意周到にして、生命の働きの正確さを現はせる訪問美談がある。

訪問については、實に困ることは、其の人の家を探がし當てるのに無駄な時間を費やすことである。大都市に於ては最も甚だしいのであるが、田舎に於ても相當に困難を感じる。このために、日本全國で、毎日無駄に失はれて行く時間数は實に非常なものであらう。若し時は金銭なりといふ諺を假りに借用するならば、其のために生ずる損失の額は莫大なものであらう。而も生命にも等しい時間の意義を考ふる場合には、家を探がし當てる爲に多くの時間が無駄に失はれるといふことは、毎日澤山の人の生命が傷けられ、失はれるやうなもので、實に金銭では測ることの出来ない社會生活上の大きな缺陷である。戶籍番地の外に別に新に交通番地を設定し、各戸に直径五六寸大の交通番地標札を掲げ、町や小路の角々には親切な交通番地標示が設けられるならば社會の生活も一層明るくなるであらう。

(小西重直、文藝春秋第十七卷第九號所收)

【第七節】

○細説

一 「歲月は射る矢のごとし」云々の御製

明治三十九年「をりにふれて」なる御題にて詠ませ給へるもの。

○敷衍資料

一 思ふことつらぬかむ世はいつならむ射る矢のごとくすぐる月日に。——明治天皇御製

註。明治三十七年「光陰如矢」の御題にて詠ませ給へるもの。

二 事しげき世にたゞぬまに人は皆まなびの道に勵めとぞ思ふ。——明治天皇御製

註。明治三十七年「學問」の御題にて詠ませ給へるもの。

三 なすことのなくて終らば世に長きよはひをたもつかひやなからむ。——明治天皇御製

註。明治四十五年「をりにふれて」の御題にて詠ませ給へるもの。

第十一課 讀書と修養

【第一節】

○細説

一 書物の由來

漢土では書物はもと竹に文字を書し之を編んで作つた。故に書物に關する字は、籍といひ篇といひ策といひ、皆竹の字を併せて作つてある。後には文字を絹に書するやうになつた。それで編の文字をも用ゐる。またその後紙の發明があつて、繼いで卷物としたから何巻といふやうになり、また綴り合はせて今日の如き冊子とされるやうになつた。

書物は手書するだけではその弘布は頗る困難である。印刷術が發明せられ、その進歩と共に普及が著しくなつた。我が國印板の最も古いのは奈良法隆寺所載の無垢淨光經で、これは稱徳天皇の御願により、寶龜元年四寸の小塔百萬基を造らしめて諸寺に分置し、その中にこの經文を藏したものであるといふことである。活字は室町時代末、明から渡來し、慶長年間江戸幕府が活字を以て七書を出版したことがある。活字は始め木製であつたが、後銅製となり、また進んで鉛屬製のものとなつた。その後益々活字・印刷機が改良せられると共に、今日のやうに容易に多量の出版を爲し得るやうになつた。我が國明治以來の印刷術の進歩に就いては西洋に負ふ所が多いのである。

埃及では文字を焼物・骨片・木片などに書いて記録を作つてゐたが、パピルスが發明せ

られてからは、専ら之を使用した。パピルスはペーパの語源となつた言葉で、ナイル河岸に繁茂する一種の植物である。その幹を縦に薄く削り、之を廣い板の上に併べ、その上に之よりもやゝ短かい削片を之と直角に併べてからナイル河に浸漬する。するとその纖維からゴム質が流れ出で、水から引き出すと、相癒着して薄い紙のやうな板になる。之を乾燥してその表面に艶付けをして作つたものである。

ペビロン、アッシリヤでは粘土で作つた小板の上に文字を刻みつけ、後に之を日に乾かさか或は焼くかして記録を作つたのである。降つてギリシヤ、ローマ時代には主としてパピルスを使用し筆寫して書物を作つたが、漸次に羊皮紙の使用も擴まり、東方から紙の製法が傳來すると専ら之を使用して書物をつくることとなつて現在に至つた。

上古埃及では木材の上に文字を凹刻し、之を瓦のやうな物の上に壓しつけて文字を凸に現出させて、幾枚かの印象物を作つたやうである。テーベ、メロエー等にある墳墓からこの種の木印が幾つも發見され、三千年以前すでに日刊新聞を發行したとさへ稱せられてゐる。降つてギリシヤになると、金屬の薄板の上に文字を刻み抜いて、之を布帛や羊皮紙などの上に押し當て、上から墨汁を塗り込み、之を捺寫することが行はれた。併しその後適當な用紙と適當なインクが發明せられなかつた爲に印刷術はあまり進歩することが出来なかつた。かくて數世紀を経て十二世紀になると、眞の印刷とも見られるブロック本が印刷せられた。それは日本在來の木板刷の書物のやうに一枚一箇の板で刷つたものである。次いで十五世紀にマインツの人グーテンベルヒが活版印刷法を發明し、その後その技術は長足の進歩をなし、現代では高速度輪轉機を使用すると一時間に八萬枚の新聞を印刷する

ことが出来るほどになつた。かくて人々は廉價に容易に書物を購入することが出来るやうになつた(亘理章三郎「修身教授參考、人格篇」)。

【第二・三節】

○敷衍資料

△訓 辭

一 讀書と人生

自分の好きな本を読む、人生これほど愉快なことはないので、今の人昔の人に直接會つてその人の偽らざる話を聞くことが讀書である。現在生きて居る人に、それが有名な人であればあるほど、なか／＼會ふ機會がないものだ。よし會ふことが出来ても、眞實のことを聞くのはなか／＼困難である。それを完全に且つ最も簡便に出来るのが讀書である。讀書ほど極めて有益に、極めて安價に、修養となり勉強となる方法はない。

抽象的にいへば先づかういふものではあるが、現在の實際についていふと、現在のやうに書籍が澤山に出来、雑誌が澤山にあると、何れの書を読んで宜いか分らなくなつてしまふ。私のところへなんかも、いろんな書物や雑誌が月々七八十も来る。それで自然封を切らずにそのままにして置くものが多いのであるが、偶々読んで見ると、頗る有益な記事を見る。さらばといつて、残らずすべてに眼を通すといふことは、これはなかなか容易なことではない。いや、却つて、あまりに取り止めもなく書物を読むがために、自己の信念を動搖せしめることがあつたり、その人の主張を失ふことがあつて、一種の百科全書的人間となる場合が尠くない。

さういふわけで今日では、讀書の利益を一方に於て認めなくてはならぬと共に、また一方に於ては濫讀の害をも充分に知る必要がある。讀書は修養になり、また慰安にもなるが、これを選択して、濫讀の弊に陥らないやうにすることが大切である。

畢竟讀書は精神の食物である。その食物は滋養になるものを、自分の胃袋の消化力に應じて攝取するのではなくてはならぬ。如何に滋養分があつても、消化の出来ないほど食つては、下痢を起すとか神經衰弱になる外はないので、書物の濫讀も亦神經衰弱を齎すに過ぎない結果となるから、餘程注意すべきことだと思ふ。單に讀書が宜いことだと簡単にいふことは、あまりにも現在の實際に遠いやうな氣持がせざるを得ぬ。

人にはそれ／＼愛讀書といふものがある。しかしそれは、年齢によつて變化して居るとは勿論である。私なども幼年から青年時代にかけては、歴史的のものを最も好んで讀んだ。例へば七、八歳の頃から「三國志」を愛讀したやうなもので、「繪本三國志」は充分に字の讀めない時から殆んど耽讀して、一枚々々に見憶えがある位に讀んだものである。

私の書いた本の中に「我が愛する偉人」といふものがあるが、これも要するに幼少の時分に最も好きであつた「三國志」の中の、特に自分の崇拜して居つた諸葛亮のことを書いて自分の志を述べたものである。その時代では、「三國志」以外に「漢楚軍談」とか、「吳越軍談」とか、「源平盛衰記」、「太閤記」といつたやうなものが、私のいはゆる愛讀書であつた。それから高等學校時代には、一時俳句に熱中したために、「風俗文選」とか「鶉衣」とか「徒然草」の類を好んで讀んだものである。

今日でもとき／＼はそれらを読むこともあるが、法律や政治や教育などに關係したものは、

またスマイルスの自叙傳とか、修養的なものに近頃最も多くの時間を費して居る（永田秀次郎「處世讀本」）。

二 書よむ慰

ひとり燈火の下に書を廣げて見ぬ世の人を友とすること、こよなう慰むわざなれ。書は文選のあはれなる卷々、白氏文集、南華の篇(班)、此の國の博士どもの書ける物も、古へのあはれなる事多かり（徒然草、第十三段）。

三 四時ふみ見ることを樂しみて止まず

四時につきて、いつともわかず、ふるきふみ見ることを樂しみ、つねにして止むべからず。なんぞ只、三餘(註。冬は歲の餘、夜は日の餘、陰雨は時の餘)の時にかざるべきや。春夏は日の長きを愛し、秋冬は夜のながきをよるこぶ。折を得てたのしむべし。日ながけれど事しげく、客多ければいとまなし。夜はしづかにして、書を見るに功多し。およそ、日ひとひ夜ひとよ、ふみ見る益はいかなる富貴の樂にもかへがたし。經傳をよめば、見るたびに、聖賢のをしへをまのあたり聞くが如し。たうとぶべきことかぎりなく、むなしく過ぎぬる隙をしむべし。古語に曰く「讀書一日、有_二一日益_一。讀書一卷、有_二一卷益_一。」又曰く、「人の神智をますは書に如くはなし。」といへり。歐陽子は、「至哉天下樂、終日在_二几案_一。」といへり。智をまして且樂みあるは、大なる益にあらずや（貝原益軒「文訓」下）。

四 學に志し藝に志す者の訓

今の人、或は學に志し、或は藝に志すもの、一旦憤を起し、晝夜を分たす勉めはげむと雖も、すでに一月を經半月を過ぎ、怠る心早く生じ、わがつとめ至らざるとはいはで、性質の

過に諉す。馬ははやしとて朝暫く走りてやまん、いかでか牛の終日ありかんに及ぶべき。谷間の石の磨け、井桁のまるくなるも、豈一朝一夕の力ならんや。今日やまず、明日やまず、而して後そのしるしあり。人一生の力をその道に用ふるさへ、尙その奥義にいたるはやすからず、況んや我が一月半月、乃至一年半年のつとめを以て、他人一生の功に比せんとす。思はざるの甚だしきなり。むかし李白(註。唐詩人)書を匡山に讀む。漸く倦みて他行せし時、道にして老人の石にあてて斧をするにあふ。是をとへば、「針となすべきとてすりし。」と云ひけるに感じて、勤めて書を読み、終にその名をなせり(三浦梅園、「梅園叢書」卷之上)。

△格言

- 一 謂_レ學不_レ暇者、雖_レ暇亦不_レ能_レ學。——淮南子
- 二 子曰、古之學者爲_レ己、今之學者爲_レ人。——論語、憲問篇
- 三 讀書は全人を作る。——ヘーコン
- 四 生ある限り學べ(Live and learn)。——イギリス格言
- 五 讀書を廢す、これ自殺なり。——國木田獨步
- 六 盡信_レ書、則不_レ如_レ無_レ書——孟子

△詩歌

- 一 文字をのみよみならひつゝ讀む書の心をえたる人ぞすくなき。——明治天皇御製
 - 二 すゝみゆく世におくれなばかひあらじ文の林はわけつくすとも。——明治天皇御製
- 註。(一)は明治三十七年、「讀書」(二)は明治四十二年、「寄書述懷」の御題にて詠ませ給へるもの。
(二)は論語序説に、「程子曰、讀_レ論語有_レ讀_レ了全然無_レ事者。」とある。書物の文字をよむ者は多い

が、書物の心を味はひ得る者は少いとの御意と拜せらる。

- 三 ふみよめば大和もろこし昔今よろづの事を知るぞうれしき。——本居宣長(鈴屋集)
- 四 書よめば昔の人はなかりけりみな今もあるわが友にして。——同上
- 五 食ふ物は満ちても消ゆる腹の中に長く残るは讀める書なり。——同上
- 六 書よまで何に徒然をなぐさまん春さめのころ秋のながき夜。——同上
- 七 行きゆけばつひには到り着くものを書見る道は足おそくても。——同上
- 八 あともなき空言ふみにはかられて身をもあやまつ人のはかなさ。——同上
- 九 千萬の籍も年へておこたらずよめばよみうるものにぞありける。——同上
- 十 書よむをたゞむづかしき事とのみ思ふはよまぬ故にこそあれ。——同上

【第四節】

○敷衍資料

一 讀書法の諸要項

- 一 讀書は先づその目的を明確にして、すべきである。同一書でも目的の如何によつて讀方を異にすべきである。
- 二 初學の内は、多種多量の書を読まうとする即ち多讀しようとするよりは、基本的の良書を精讀することを主とすべきである。
- 三 精讀といふことは、たゞの一回でもあるが、その精讀を反復して熟讀するやうにすべきである。
- 四 或種のもの、その熟讀が熟して誦讀し得るに至るべきである。
- 五 記入の自由な書物は、解釋・考證・感想・批評・要點等を、煩を厭はないで書き入れ

て置くべきである。

六 要處を抄録し、群書から抄録したものを分類し整理して置く時は、後日の参考に供するに便利である。

七 己れの研究目的に適當した索引を作つて置くことは、最も簡便である。

八 著者と一體となつて、その書を創作するつもりで讀む時は、著者の意をよく領得することも出来るし、又單に傳承的な學風にのみ流れないで、創造的な學風と併び行ふことが出来る。

九 批判的に讀み、單にその書にさうあると受取るのではなくして、反省して最後の印象を己れ自身の心に取りるべきである。

一〇 書物に捉はれないで、どんな書物でも、己れ自身の心を磨き養ふ資料とすべきである。さうすれば讀書も創造的學風の一となるのである（亘理章三郎、「修身教授參考、人格篇」）。

【第五節】

○細説

一 ファーブル (Jean Henri Fabre) (一八二三)

フランスの博物學者。サン・レオンに生る。貧困の爲アヴィニオン師範學校の給費生となり、卒業後は小學校教員をなし、一八五三年にアヴィニオン官立中學校に赴任した。幼時より昆蟲の生態の觀察に深い興味を持ち、一生を觀察と研究に費した。この苦心の結晶ともいふべき大著「昆蟲記」は一八七八年に第一巻が出版され一九一〇年第十巻を以て結んでゐる。邦譯は岩波文庫に收められてゐるから容易に手に入れることができる。

二 野口英世^{のちのち}

細菌學者。福島縣の生。東京に出て醫學を修め、後、北里博士に就いて細菌學を研究し明治三十一年、ペスト菌を發見した。三十二年渡米し、毒蛇に關する業績を發表して、カーネギー獎學資金を受け、デンマルク國立血清研究所で細菌學を研究して、歸米、ペンシルヴァニア大學からマスター・オブ・サイエンスの學位を受け、四十四年、京都帝大から醫學博士、大正三年東京帝大から理學博士を授けられ、翌年帝國學士院から恩賜賞を授けられた。昭和二年、アフリカで黃熱病源研究の際感染し翌三年歿。年五十三。毒蛇・狂犬病・小兒麻痺及び痘瘡病原に關する研究、梅毒スピロヘータ・麻痺狂・脊髄癆などの外多數の研究がある。岩波新書中に小泉丹氏の「野口英世」なる好著があるから生徒に一讀を奨めたい。

【第六節】

○細説

一 宣長の歌二首——何れも宣長の歌集「鈴屋集」に収録されてゐる。

第十二課 海外發展

【第一節】

○細説

一 ハンザ同盟

ハンザとは組合の義、轉じて同盟の義。北ドイツ沿岸地方、更にバルト海・北海沿岸の諸市の間になつた有力な都市同盟。海上交通の安全を保障し、外部の勢力に對する共同防護と商權擴張とを目的として十三世紀の中頃組織され、十四世紀に隆昌時代に入り、十五世紀以後は衰へた。

ハンザ同盟は同種の都市聯盟中もつとも有名であり有力であつた。ハンザ都市の数は時代によつて一定してゐないが、一時は北ドイツ諸市の大部分が参加して百都市に近かつた。中でもハンブルク・リュベック・ブレーメンが勢力を振ひ、ライン河畔のケルン、イギリスのロンドンも加盟して重要な役割を演じた。ハンザ同盟はさながら國家的勢力を保持し、同盟だけで軍隊をも組織し、デンマーク王は大いにこれに苦しめられ、イギリス王も譲歩した場合がある。しかし、これは中世紀に於て局部的君主の権力が十分でなかつたからで、十五世紀以後、外洋航路が漸次發達し、各地の君主國家が統一的勢力を確實にするやうになると、ハンザの勢力も次第に失墜し、北海方面にイギリスやオランダの船舶が跋扈するに至つた。

二 商船隊を以て活躍したイタリヤの諸都市國家

ゲルマニヤ族が羅馬帝國の領内に侵入し、歐羅巴大陸の中部及び西部を蹂躪するや、至る所に其都市を破壊したるが故に、一時都市は頗る零落を極めたりしも、既に彼等が一定の地に住居するや、海岸又は河口の要所に都市を創立し、熱心に通商貿易に従事し、次第に繁榮に赴くこととなれり。後、封建制度大に行はるゝに及び、都市も亦其中に包含せられ、多くは強大なる侯伯に忠誠貢獻を誓ひ、有事の日には從軍を約し、以て君臣の關係を結び其有力なる保護によりて、平穩に各種の業務に従事することを得たり。故を以て適當なる獻金若くは納税は素より彼等の甘受するところなりと雖、而かも君侯の徵求漸く頻繁に、且つ過重となるに及び、遂に激烈なる衝突を招き、其結果、金力を以て君侯より幾分の自治権を買収し、或は兵力を用ひて其目的を達し、遂に純然たる自由都市を作るに至れり。伊太利のヴェニス・ジェノア・フロレンス等の都市は其好例にして、北部獨逸の諸市府を以て組織せるハンザ同盟も亦此種に屬するものとす。蓋伊太利の諸市府が斯の如く發達したるは主として羅馬帝政時代に於いて、既に市制が實施せられ、而かも蠻人の侵寇比較的僅少なりしが故に、其市制猶殘存したると、十字軍時代に盛に東洋に交通往來し、殊に戰後猶一層業務を擴張したる等の二原因に基けりと云ふべし。ハンザ同盟の成立に至りては、大いに之と趣を異にす(瀨川秀雄「西洋通史」上)。

【第二節】

○細説

一 海幸の説話

古事記や書紀神代卷に見える火照命(火闌降命)・火遠理命(彦火火出見命)御兄弟の神

の間に、鈎の御貸借を契機として展開された海洋を舞臺とした説話である。

二 國引きの説話

國引き坐せる八東臣津野命の詔り給はく、八雲立つ出雲國は狹布の稚國なるかも。初國小さく所造せり。故、作り縫はむと詔り給ひて、栲衾志羅紀乃三埼を、國の餘有りやと見れば、國の餘有りと詔り給ひて、童女の智鉏所取して、大魚の支太衝き別けて、波多須々支穂振り別けて、三目の綱打挂て、霜黒葛聞々耶々に、河船のもそもそに、國々來々と引き來縫へる國は、去豆乃打絶よりして八穗米支豆乃御埼なり。かくて堅め立てし加志は、石見國と出雲國との堺なる、名は佐比賣山これなり。亦持ち引ける綱は、蘭之長濱これなり。亦北門佐伎乃國を、國の餘有りやと見れば、國の餘有りと詔り給ひて、童女の智鉏所取して、大魚の支太衝き別けて、波多須々支穂振り別けて、三目の綱打挂て、霜黒葛聞々耶々に、河船のもそもそに、國々來々と引き來縫へる國は、多久乃打絶よりして聞々耶々に、河船のもそもそに、國々來々と引き來縫へる國は、多乃打絶よりして、狹田之國これなり。亦北門良波乃國を、國の餘有りやと見れば、國の餘有りと詔り給ひて、童女の智鉏所取して、大魚の支太衝き別けて、波多須々支穂振り別けて、三目の綱打挂て、霜黒葛聞々耶々に、河船のもそもそに、國々來々と引き來縫へる國は、手縫之打絶よりして聞見の國これなり。亦高志之都々乃三埼を、國の餘有りやと見れば、國の餘有りと詔り給ひて、童女の智鉏所取して、大魚の支太衝き別けて、波多須々支穂振り別けて、三目の綱打挂て、霜黒葛聞々耶々に、河船のもそもそに、國々來々と引き來縫へる國は、自之綱打挂て、霜黒葛聞々耶々に、河船のもそもそに、國々來々と引き來縫へる國は、三穗之埼なり。持ち引く綱は、夜見島これなり。固堅め立てし加志は、伯耆國なる大神岳これなり。今は國引き訖へぬと詔り給ひて、意宇社に御杖衝き立てて、意惠と詔り給ひき